

令和7年度第1回川崎市地域自立支援協議会全体会議 次 第

日 時：令和7年9月12日（金）10時00分～12時00分

開 催 方 法：対面

会 場：川崎市役所本庁舎 復元棟 101 会議室

開会

委員・事務局紹介

議事

【協議事項】

- 1 協議会の方向性について
- 2 各区協議会の取組状況について
- 3 地域課題への対応に向けた取組の報告

報告

- 1 第6次ノーマライゼーションプラン策定について

その他

【配布資料】

委員名簿・事務局名簿

座席表

資料 1－1 協議会の方向性について

資料 1－2 地域リハビリテーションセンター報告

資料 2－1 川崎区協議会報告

資料 2－2 幸区協議会報告

資料 2－3 中原区協議会報告

資料 2－4 高津区協議会報告

資料 2－5 宮前区協議会報告

資料 2－6 多摩区協議会報告

資料 2－7 麻生区協議会報告

資料 3 地域課題への対応に向けた取組の報告

資料 4 第 6 次ノーマライゼーションプラン策定について

参考資料 川崎市地域自立支援協議会設置要綱

川崎市地域自立支援協議会全体会議 委員名簿
(任期：令和7年5月1日～令和9年4月30日 2年間)

	所 属	氏 名	出 欠	再 任
1	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター 成年後見支援センター	雨宮 徹	出席	再任
2	北部リハビリテーションセンター 館長	浦 雄司	出席	再任
3	社会福祉法人 川崎聖風福祉会 たじま家庭支援センター センター長	江良 泰成	出席	
4	木下・大石法律事務所	大石 剛一郎	出席	再任
5	社会福祉法人アピエ 地域生活支援センターオリオン	大窪 俊雄	出席	再任
6	川崎市育成会手をむすぶ親の会 会長	加藤 敦子	出席	
7	夢見ヶ崎地域包括支援センター センター長	川田 歩	出席	再任
8	特定非営利活動法人川崎市障害福祉施設事業協会生活介護分科会 (社会福祉法人ともかわさき生活介護事業所ひらま管理者)	高嶋 直美	欠席	再任
9	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科 教授	行實 志都子	出席	再任
10	日本相談支援専門員協会 事務局長	吉田 展章	出席	再任

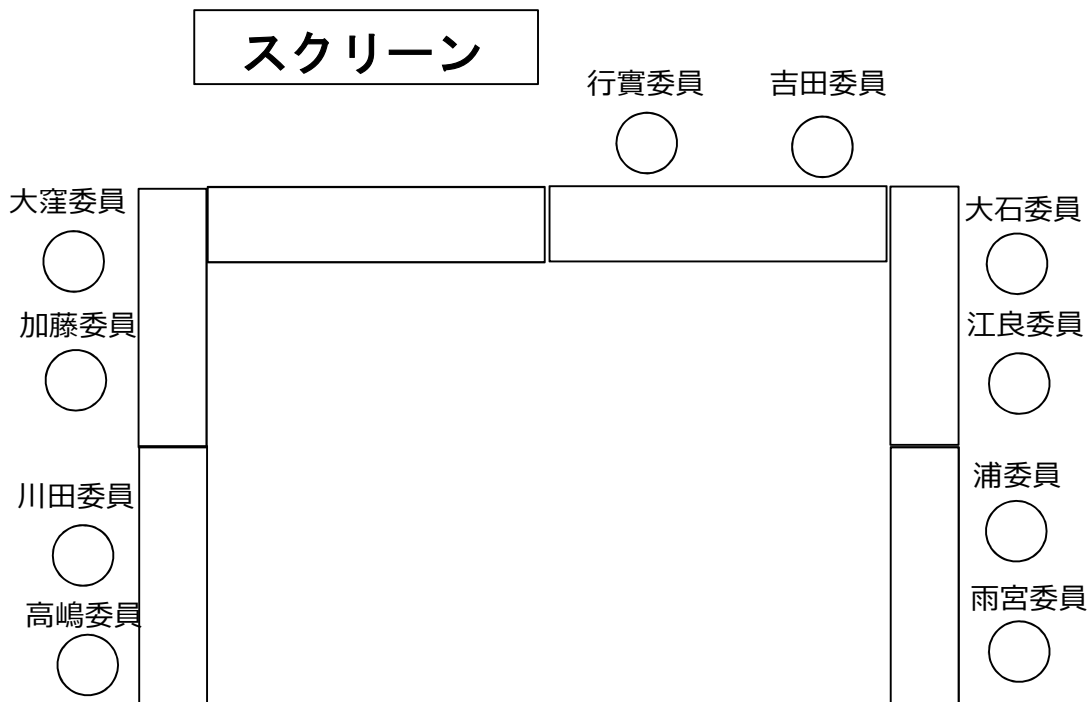
(50 音順、敬称略)

【事務局】

所属	氏名	市地域自立支援協議会 (企画運営会議)	庁内関係部署
川崎区役所高齢・障害課 精神保健係 係長	原 和広	○	○
幸区役所高齢・障害課 障害者支援係 係長	小倉 紀子	○	○
中原区役所高齢・障害課 障害者支援係 係長	高橋 直樹	○	○
中原区役所高齢・障害課 精神保健係 係長	家高 克行	○	○
高津区役所高齢・障害課 精神保健係 課長補佐	溝口 昌子	○	○
宮前区役所高齢・障害課 精神保健係 係長	江口 健太郎	○	○
多摩区役所高齢・障害課 精神保健係 係長	清水 寛之	○	○
麻生区役所高齢・障害課 障害者支援係 係長	河合 顕宏	○	○
健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課 障害者支援 担当係長	浦 雅紀	○	○
健康福祉局総合リハビリテーション推進センター中部地域支援室相談判定 担当係長	松菌 康平	○	○
川崎市南部基幹相談支援センター	飯嶋 礼子	○	
川崎市中部基幹相談支援センター	白石 大樹	○	
川崎市北部基幹相談支援センター	平井 祐樹	○	
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 課長	平井 恭順		○
健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 課長	山口 晴生		○
健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 課長	泉 基広		○
健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 課長	山寺 啓一		○
健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課 課長	池田 幸		○
健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課 課長	塚田 和広		○
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課計画推進担当 担当係長	石井 孝典		○
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課地域支援担当 担当係長	大西 祐輔		○
健康福祉局地域包括ケア推進室 室長	菅野 智宏		○
健康福祉局地域包括ケア推進室専門支援担当 担当課長	竹田 幹雄		○
健康福祉局地域包括ケア推進室障害者相談支援担当 係長	新橋 さち子	○	○
健康福祉局地域包括ケア推進室障害者相談支援担当 主任	嶋田 真帆	○	○

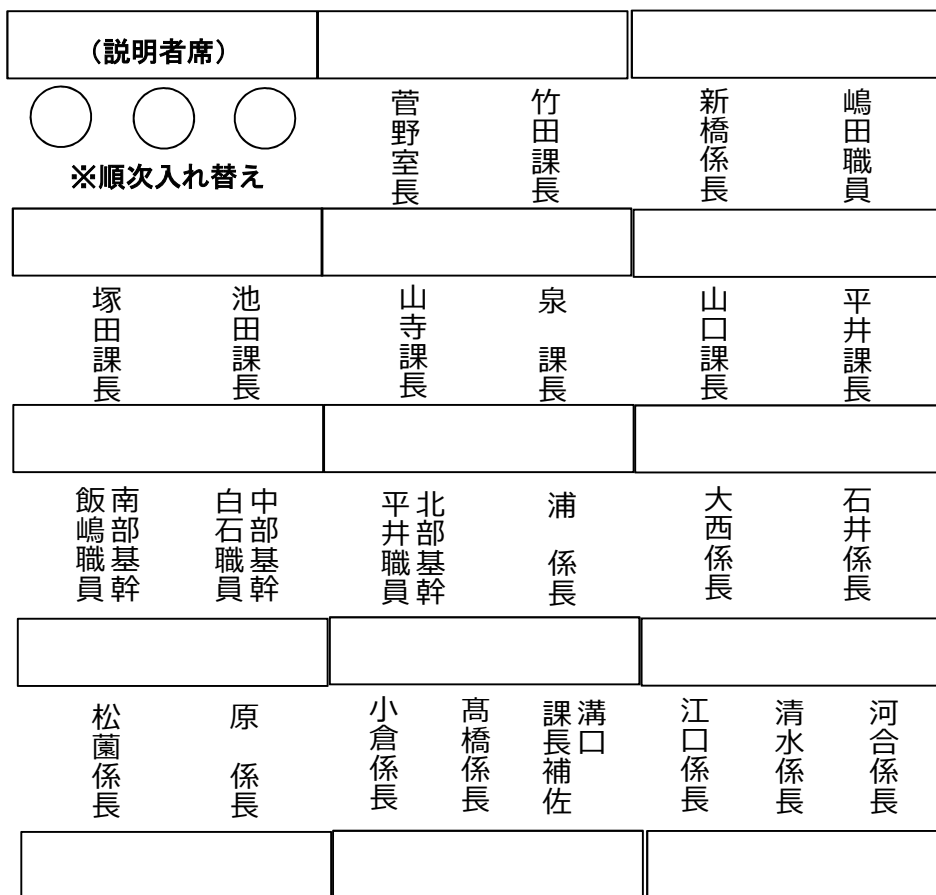
令和7年度第1回川崎市地域自立支援協議会全体会議
座席表

(本庁舎101会議室)



事務局

説明待機者席



傍聴席

※事務局・関係者席（座席指定なし）

出入口

1 協議会の方向性について

令和 6 年度までの経過

令和3年度以降の川崎市地域自立支援協議会の体制について

1 現状

- 各区と市に協議会を設置している。
- 区協議会は、個別の支援から抽出された地域課題の共有や、解決に向けた協議などを行っている。
- 市協議会は、全市的に検討すべき課題について、必要に応じて専門部会を設置するなどして検討している。また、市に対してノーマライゼーションプラン策定に向けた意見提出等を行っている。

2 課題

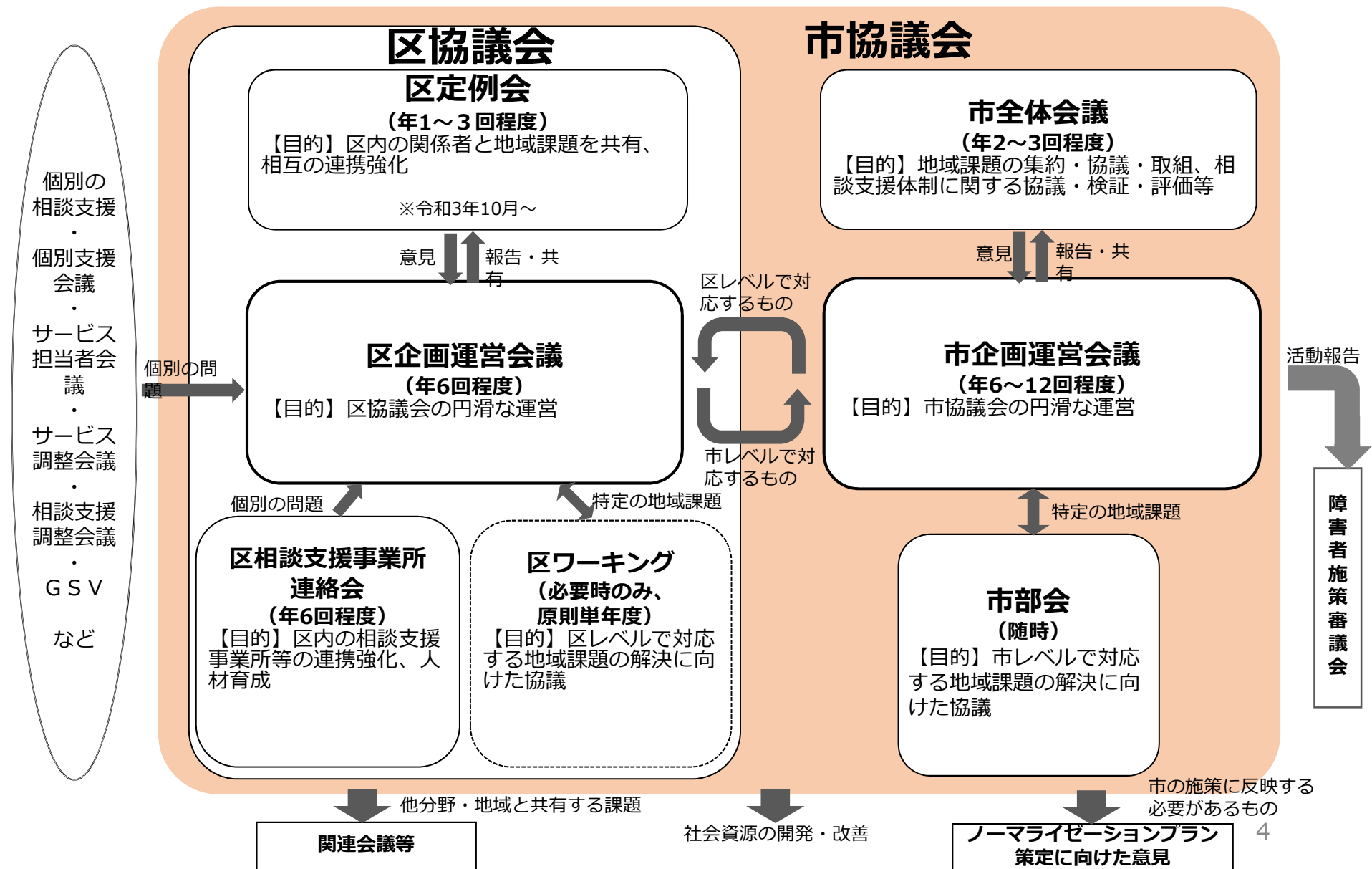
- 障害者への支援体制の整備に向けた取組を、引き続き進めていく必要がある。
- 地域課題の解決に向けた取組を進めていく必要がある。
- 相談支援従事者の積極的な参画を促し、質の向上を図る必要がある。
- 相談支援体制の検証・評価を行い、必要な見直しを図っていく必要がある。

3 今後の方向性

相談支援体制の整備に合わせて、自立支援協議会の本来の趣旨に合わせた体制へ見直していく。

- 個別の相談支援から地域課題を設定し、地域の関係機関と連携して解決を図る。
- 定期的に相談支援体制（計画相談支援・地域相談支援センター・基幹相談支援センター等）の検証・評価を行う。
- 施策に反映する必要があるものについては、ノーマライゼーションプラン策定に向けた意見を取りまとめ、市に提出する。

川崎市地域自立支援協議会の体制



相談支援における機関連携・人材育成に向けた取組について

相談支援体制の現状

- 相談件数が非常に多く、余力がない
- 経験の浅い職員が多く、関係機関との円滑な連携が難しい
- 経験のある職員が少なく、バックアップ体制をつくれない

地域自立支援協議会の課題

- 協議会を通じて何をどのように解決していくのかイメージが持てていない
 - 個別事例から地域課題の検討に至らない
 - 実効性のある人材育成の取組とはなっていない
- ⇒ 協議会が形骸化



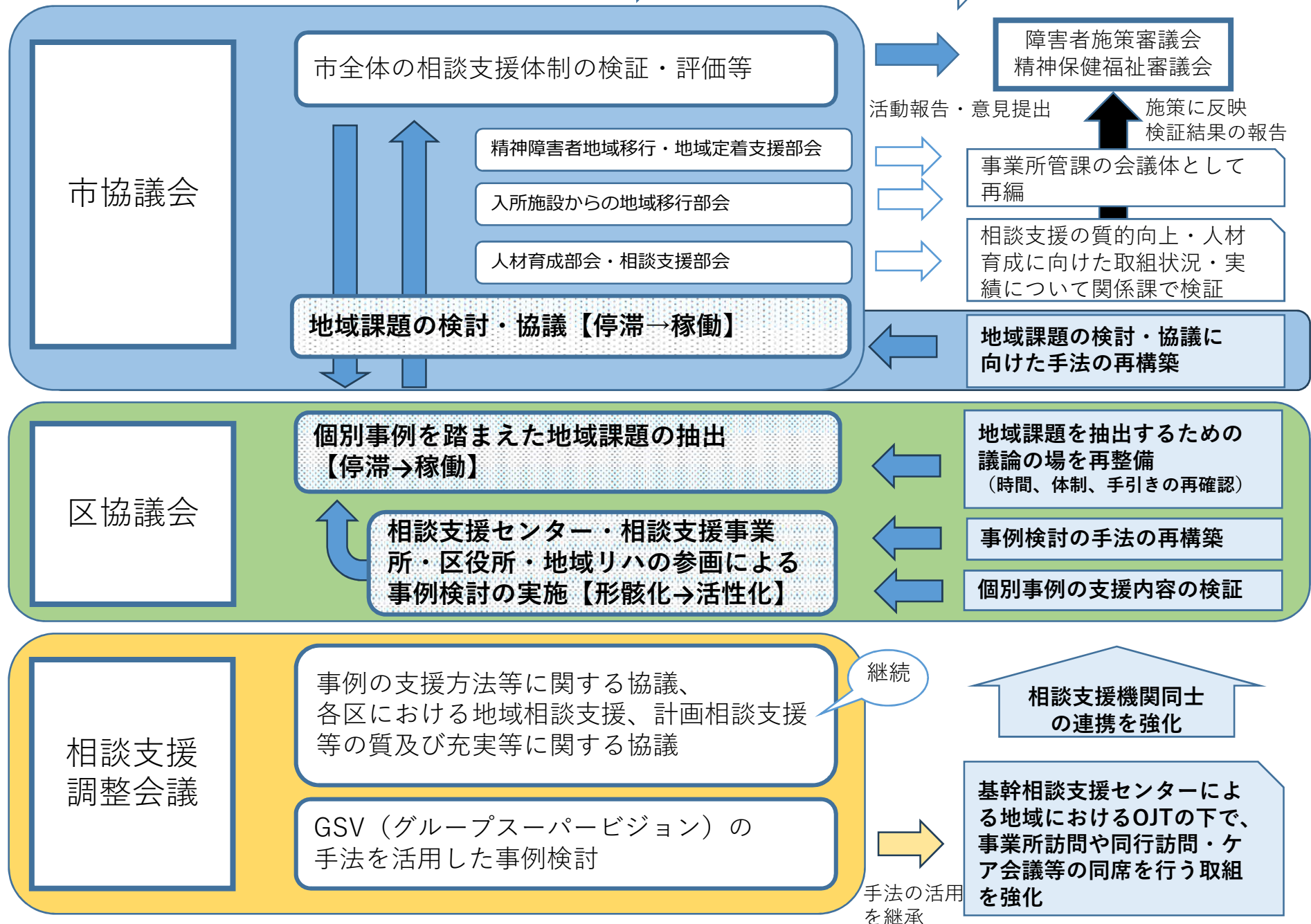
- 協議会における**個別事例を通じた地域課題の検討**を促進することにより、障害者の地域の支援体制の整備を推進していくことが必要
- 地域課題を抽出するための議論の場を再整備
(事例検討の手法の再構築、個別事例の支援内容の検証等)

※機関連携や人材育成のあり方についても、併せて再構築

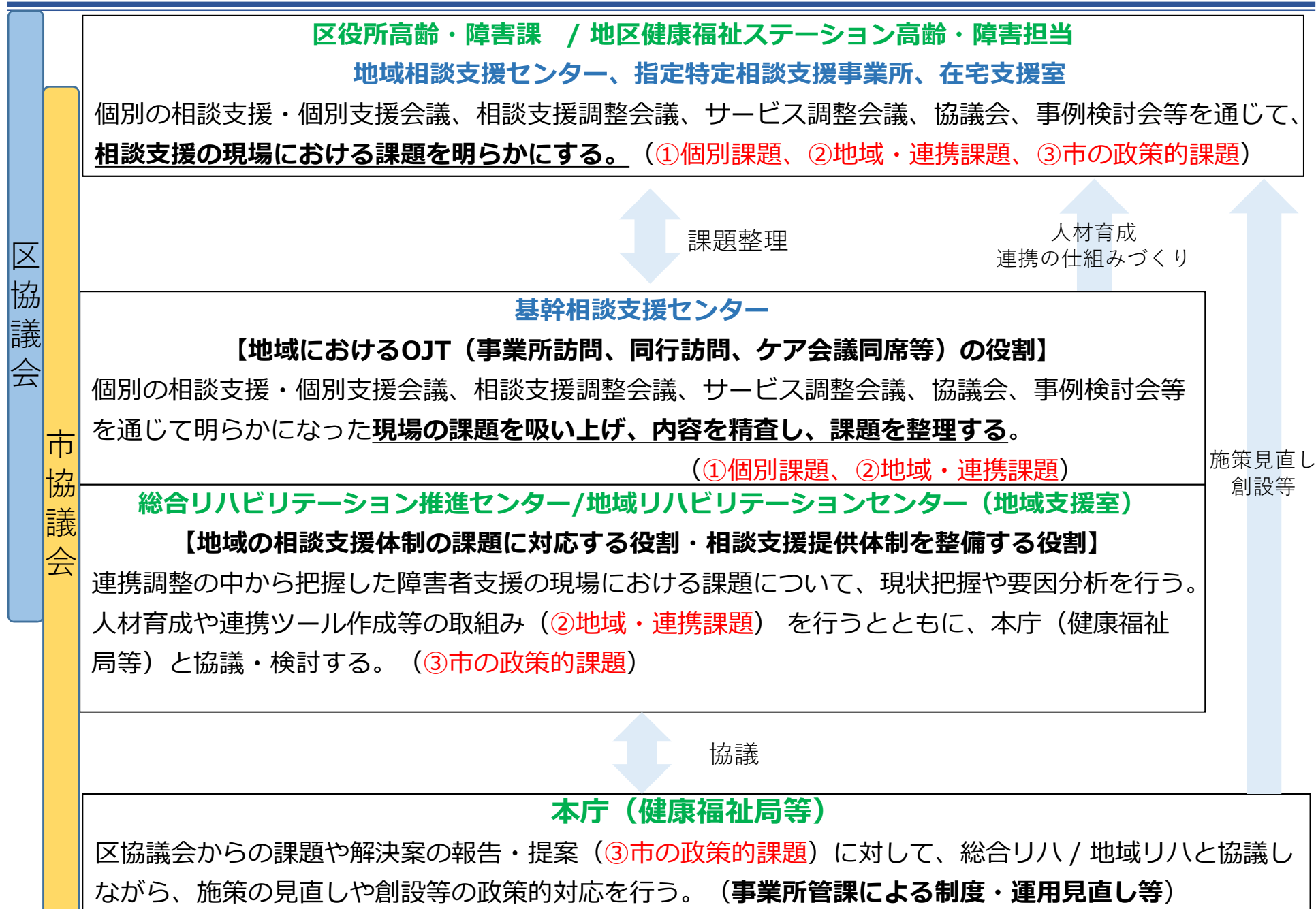
令和6年度以降の方向性

新たな自立支援協議会の
検討・協議の流れ

現行部会の
再編



協議会における組織役割イメージ



各会議等の概要（市協議会）

名称		目的	具体的な内容	主な参加者	頻度 (／年)
市協議会	市全体会議	市協議会の活動全般に関する協議調整	- 市協議会の取組に関する意見聴取 - 地域における関係機関の連携強化 - かわさきノーマライゼーションプランの策定・改定に向けた意見作成 - 相談支援体制の評価・検証	【委員】 障害者等及びその家族、学識経験者、関係機関等 【事務局】 地域包括ケア推進室、基幹相談支援センター、区役所、各専門部会の事務局、市役所関係部署等	2～3回程度
	市企画運営会議	市協議会の円滑な運営	- 市協議会の年間実施計画の作成、活動を実施、振り返り、評価 - 市レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理 - 市部会の設置、廃止の決定、協議内容の進捗管理 - 区協議会の情報交換	【委員】 基幹相談支援センター、区役所（R6年度より各区の係長が出席）、企画・連携推進課、地域支援室 【事務局】 地域包括ケア推進室	6～12回程度
	市部会	市レベルで対応する地域課題の解決に向けた協議	市レベルで対応する特定の地域課題に関する協議	【委員】 課題解決に必要な委員 【事務局】 地域包括ケア推進室 または地域課題に関する所管部署 基幹相談支援センター	随時 8

障害分野における地域づくり検討会議について

1 取組の背景

《国の方向性》

協議会を通じた「地域づくり」にとっては「個から地域へ」の取組が重要と位置づけ（令和6年4月1日施行）。

→ 地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化について示される。

《本市の検討経過》

第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版を策定する経過の中で、相談支援体制の現状や自立支援協議会の課題を踏まえ、**個別事例を通じて地域課題の検討を促進**することにより、地域の支援体制の整備を推進していくと整理。

→ 地域づくりについて検討する議論の場を整備する方向性を示すとともに、その中核を担う総合リハ、地域リハビリテーションセンター、基幹相談支援センター等が共同で協議する場を設けることとする（**地域づくり検討会議の立ち上げ**）。

2 目的

個別ケースから地域の問題を明らかにし、地域の**課題の解決に向けた協議や取組を行うための一連の流れを理解するとともに、求められる役割の共通認識を得る**機会とする。

3 会議概要

《頻度》 毎月1回（第1月曜日、15時～16時30分）

※4月～11月まで実施

《方法》 対面

《場所》 各地域で順番に開催

《メンバー》 3地域支援室（自立支援協議会担当）
3基幹相談支援センター（自立支援協議会担当）
3在宅支援室（自立支援協議会担当）
総合リハ企画・連携推進課（事務局）
地域包括ケア推進室

《手法》 ①各地域単位で事前に打ち合わせを実施し、個別の事例または地域での取組を選出。
②検討会議当日はメンバー全員で個別の事例または地域での取組の確認、検討を行う。
③検討の結果、共通認識が得られたポイント（エッセンス）を抽出する。

【各論】 自立支援協議会をPDCAサイクルで取り組む際のポイント（エッセンス）のまとめ

自立支援協議会で地域課題に取り組む際に、取組をPDCAサイクルの視点で捉えていく際のポイント（エッセンス）を、「川崎市地域自立支援協議会運営の手引ver.3」の記載を踏まえて次のとおり整理する。

地域の問題、取組の目的・目標

- 地域の問題や取組の目的・目標をPDCAの記載とは別にすることで可視化し、当初の目的にいつでも立ち返り、取組を振り返っていく。

- 地域診断が足りないと課題の優先順位を立てられないため、障害分野に限らず広くエリアの情報（地域福祉計画等）を知っておく必要がある
- 地域診断、地域特性の理解、地域の現状把握等、保健師が既に取り組んでいる障害分野に限らない地域づくりの取組から学び、参考にしながら障害分野の課題を捉えていく

Plan
(計画)

Do
(実施)

- 地域課題に取り組む際には区企画運営会議に関わっているメンバーに限らず、広く当事者や家族、他の事業所、他分野の地域の関係団体等にも取組の情報を発信し、地域の関係機関を巻き込んでいくことが必要（効果的な委員の選出等）
- 市として共通の課題に取り組むことを目的に、各区共通のワーキングを立ち上げて進捗管理していく等も協議会活性化に向けた方法の一つ
- 各地域単位で日常的に情報交換できる顔の見える関係性を構築することが必要

- 目的と照らし合わせて取組の評価を行った上で、課題のレベルを区レベルと市レベルに整理することが必要
- 市レベルの課題として整理する前に、改めて区レベルの課題として捉え直す視点は専門機関の役割と考えられる
- 地域の中で多くの会議が開催されている中では、参加者が参加するメリットを感じられるよう、目的の明確化や限定した開催期間、多様なツールの活用等も検討する

Act
(改善、
修正)

Check
(評価、
検証)

- 運営側とは異なる外部の視点（SV等）を取り入れることが大切となり、場面としては協議会が望ましい
- 取組をサイクルとして展開するために、年間計画やワーキングの目標に対してCheckに意識的に取り組み、Actにも反映させていく
- Check、Actの取組を強化するために、他で行っている取組を見学する等視野を広げ、方向性の助言や軌道修正を行うSVの機能を協議会予算を活用して設けていく

今後の方向性

今後の方向性

協議会を「課題の抽出」から「課題解決に向けた実践」の場へ

【昨年度全体会議でのご意見】

- ・個別課題から地域課題を抽出することばかりに専念してしまい、どうすれば解決できるかがおざなりになっている
- ・課題を出すとすっきりするが、そこで終わるのではなく、何ができていないのか、なぜそれが課題になっているのかというところまで落とし込まないと課題の山積みになる

→令和7年度からは「**課題解決に向けた実践**」をテーマに！

以下4つのポイント

①区協議会の底上げ

具体的な実践方法の研修実施や他都市等の取組事例の共有

②基幹と地域リハによる区のけん引

個別事例から地域課題を抽出し、その課題を解決するための方法・プロセスを提案する体制づくり

③各区・協議会同士の情報共有と実践方法の検討

市企画運営会議に各区の係長が出席しているため、定期的に情報交換・協議を行う

④継続的なPDCAの実施

年間実施報告書・計画書の提出時期を変更することにより、課題検討→実践→実践の評価とさらなる課題検討→検討を踏まえてのさらなる実践へとサイクルを繋げる

令和 7 年度川崎市地域自立支援協議会の取組①

川崎市地域自立支援協議会設置要綱の改正（令和 7 年 4 月 1 日）

国の要綱改正（令和 6 年 4 月 1 日）に伴い、市の要綱を改正。下記は川崎市地域自立支援協議会設置要綱新旧対照表より一部抜粋（赤字下線が改正部分）。

改正後	現行
川崎市地域自立支援協議会設置要綱 （区協議会の所掌事項） 第 13 条 区協議会は、次に掲げる事項を所掌する。 （１）個別の相談支援を通じて明らかになった地域の課題の集約及びその解決に向けた協議・取組 （２）個別事例への支援のあり方に関する協議・調整 <u>（３）地域における関係機関の連携強化</u> <u>（４）市協議会との調整</u> <u>（５）その他、必要と認められる事項</u> （個人情報） 第 20 条 協議会において知り得た個人情報については、その取扱いを十分留意し、<u>協議会活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会の構成員を退いた後も、また、同様とする。</u>	川崎市地域自立支援協議会設置要綱 （区協議会の所掌事項） 第 13 条 区協議会は、次に掲げる事項を所掌する。 （１）個別の相談支援を通じて明らかになった地域の課題の集約及びその解決に向けた協議・取組 （２）個別事例へ支援のあり方に関する協議・調整 （３）市協議会との調整 （４）その他、必要と認められる事項 （個人情報） 第 20 条 協議会において知り得た個人情報については、その取扱いを十分留意しなければならない。

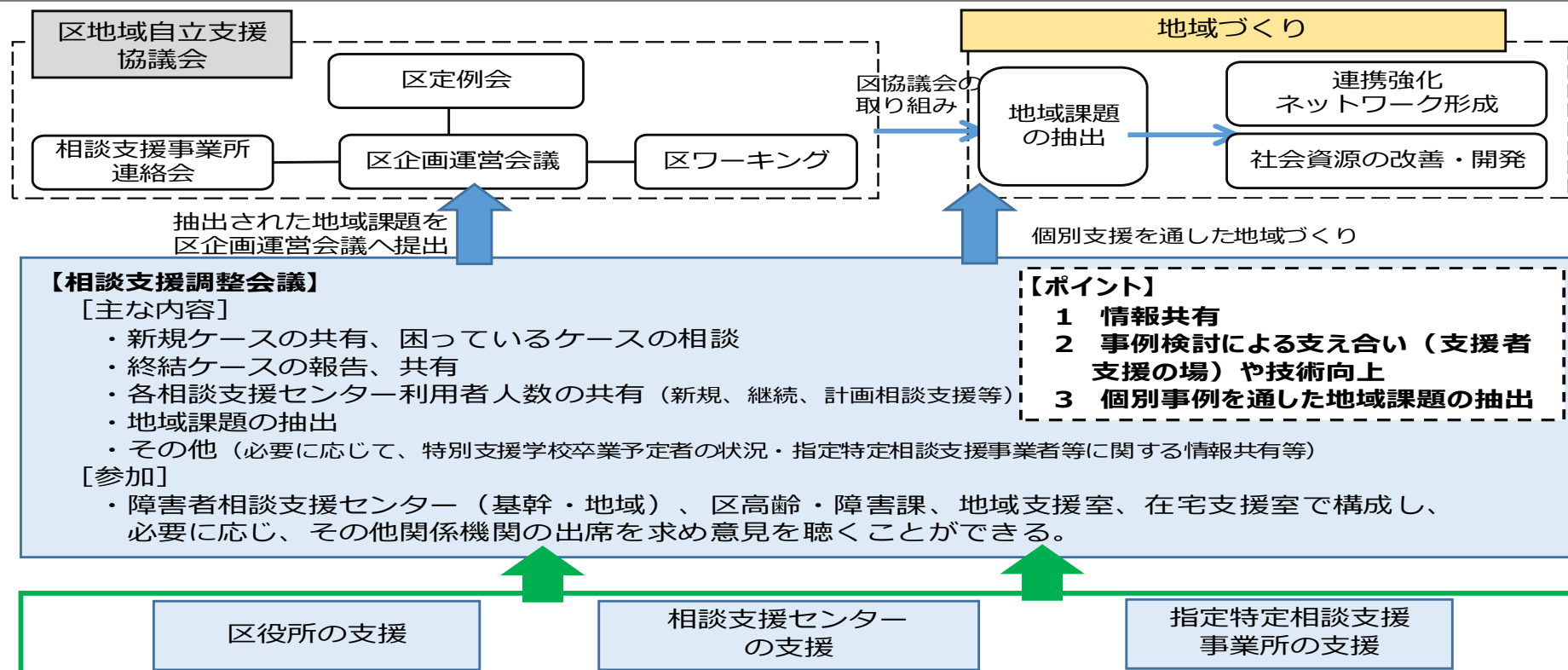
令和7年度川崎市地域自立支援協議会の取組②

各区協議会への働きかけ

年度初めに地ケア室が各区の相談支援調整会議に出席し、協議会について説明。改めて「個から地域」を意識して取り組むことができるよう、相談支援調整会議との関連性についても示した。また、区役所の新人・新任向け研修の資料にも協議会の概要を盛り込み、地域づくりに対する区の職員の意識醸成を促した。

相談支援調整会議と地域自立支援協議会のイメージ

相談支援調整会議は区役所等が主催し、地域相談支援センター、基幹相談支援センター、区役所、地域支援室、在宅支援室等が参加し、事例の支援方法等に関する協議や相談支援の充実にに関する協議を行います。
自立支援協議会は個別の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を進めていく役割を担っています。



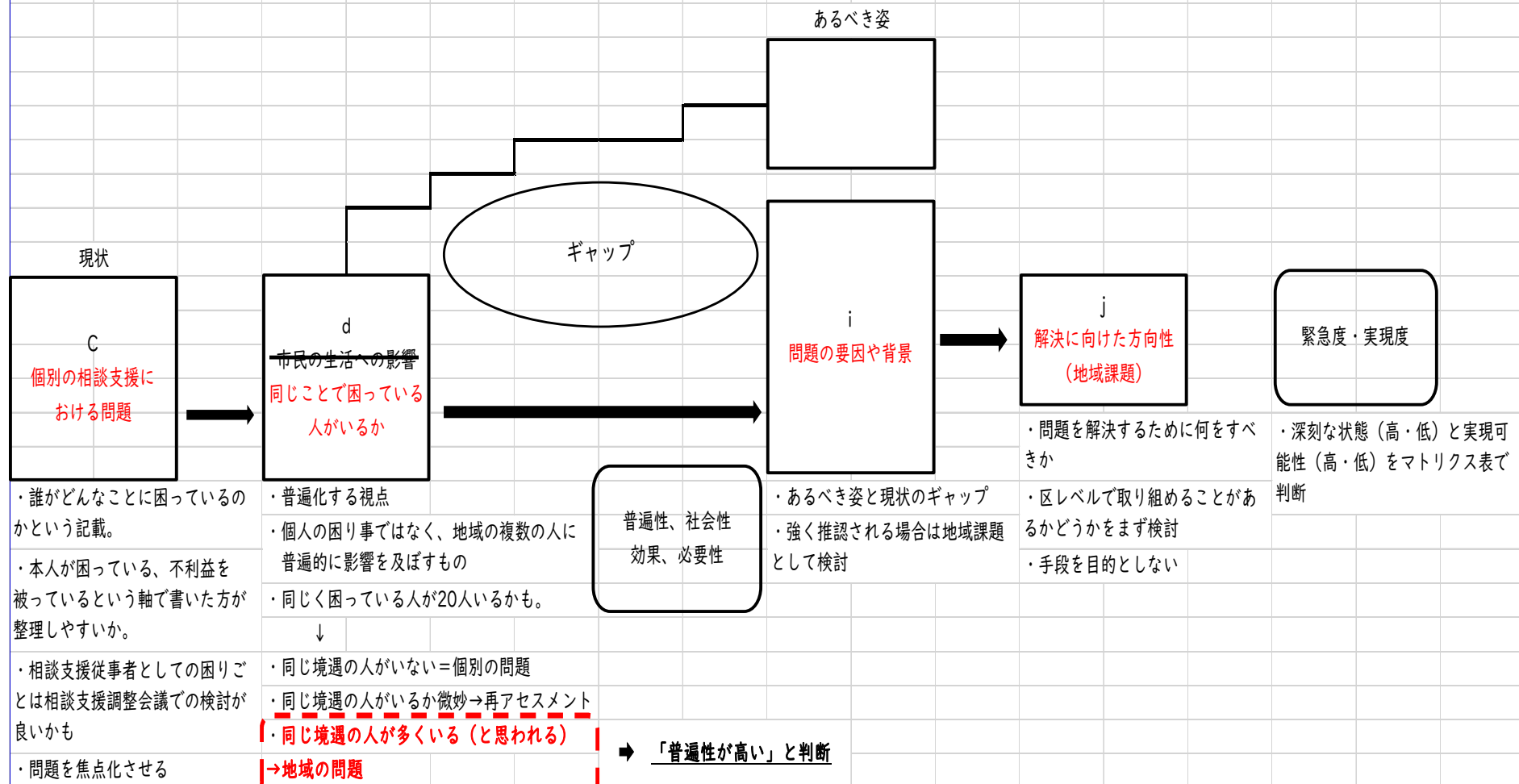
令和7年度川崎市地域自立支援協議会の取組③

宮前区課題整理シート

令和6年度に実施した地域づくり検討会議を経て、PDCAサイクルに落とし込んで取組を可視化することの重要性を学び、課題整理シートを宮前区協議会にて独自で作成。令和7年度第2回市企画運営会議にて共有し、他区の協議会にも影響を与えている。

<個別の相談支援における問題から地域課題を明確化するプロセス（宮前区バージョン）>

R7.3



令和7年度川崎市地域自立支援協議会の取組③

宮前区課題整理シート

* 一部抜粋

										優先度		取組レベル	
番号	所属・類型・氏名	個別の相談支援における問題	市民の生活への影響（地域の問題）	チェック項目		I 問題の要因や背景	J 地域課題	緊急度	可能性	区	市		
㉔	地域型C・ポポラス	学齢期の子どもや生活介護利用の送り出しについて、母親が正規職員で勤務しており、子供の送り出しのために毎日有給2時間取得し対応している	母親の勤務時間が短くなり社会的損失	普遍性	高	・通所通学支援があるが、時間的に対応できるヘルパーがいないので利用が困難 ・母親の勤務地が遠い場合は、どうしても子供より早く家までなくてはならない	・放課後デイのように、通学通所前デイのようなものを作り、早朝からの預かりから送り出しまでを何う事業があると良い。						
				社会性	高								
				効果	中								
				必要性	低								
㉕	基幹C・中部基幹	「支援に繋がっていない障害者等への支援」何らかの支援が必要だがどこにも繋がっていない、自ら支援を求められない、一般就労をしているが生活支援が必要など、地域に多く存在すると思われるがそこにアプローチする方法が確立されていない。ケアマネや地域包括が支援を開始し、引きこもっている家族がいることを初めて把握する等、点での繋がりがほとんど。	・「8050問題」：親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる。精神疾患がある人もいるがすべてではない。 ・家族そのものが社会や支援と繋がっていない→適切な医療が受けられていない。経済的困窮。「老健介護」：恒例の親が限界に達するケースが増えているのではない（公的サービスに繋がっていない）	普遍性	高	・引きこもりの長期高齢化 ・親、本人が障害・疾病を認めない、親がそういう状態だと認めない ・家族そのものが社会や支援と繋がっていない（地域で共有する場がない） ・親の経済的支援があるため、今の生活に困っていない（当事者からの発信がない）	・支援に繋がっていない障害者の情報把握ができるネットワーク （地域包括支援C、民生委員児童委員、市引きこもり支援C、通所施設としか繋がっていない老健介護世帯）	中長期的に	数年以内実現可	ワーキング設置	令和6年度包括的相談支援ワーキング設置 根拠の1つ		
				社会性	高								
				効果	高								
				必要性	高								
㉖	川崎市中部基幹相談支援センター	本人（もしくは家族）の性格や気性、障害特性等の影響による ・カスタマーハラスメント（不条理なクレーム、過度な要求、暴言等）行為があり、支援者が疲弊し、支援の継続が難しい状況に陥ってしまう。 ・カスタマーハラスメントによる精神的苦痛から離職等につながり、人材不足に陥るが、サービス事業所また対象になった職員を守る仕組みがない。	・カスタマーハラスメントによる精神的苦痛から離職、もしくは本人から特定の支援者による介助拒否などから、対応可能な人材不足に陥り、サービス提供困難となり、生活に支障が生じる。 ・カスタマーハラスメントがあった経緯により、支援の検討段階で受け入れ拒否が相次ぎ、受け入れ可能な事業所が制限される。 ・本人の特性を理解することの難しさから、支援者が対応に苦慮し、継続的なサービス利用や、新たなサービス利用につながらない。	普遍性	中	・カスタマーハラスメントの言葉、考え方は浸透してきたが、対策が個々に委ねられている ・契約関係にあるものの、契約解除に相当する行為に対する有効な手段、指標がない	・苦情解決技術の向上、支援者のメンタルケア、事業所・支援者を守る体制づくり	中長期的に	数年以内実現可	その他	取っ掛かりとして、中部基幹相談支援センター主催テーマ別研修として企画		
				社会性	中								
				効果	中								
				必要性	中								
㉗	川崎市中部基幹相談支援センター	・日中活動支援型のグループホームがミニ入所施設化されており重度の支援力が必要な利用者を多く受け入れるが支援者が乏しく満足な支援が受けられない。行政の監査も不十分。	・日中活動の利用がないため外部の目が入りにくい。虐待の温床。 ・無資格・未経験で働いている世話人が多く難しいケースへの支援が困難となり結果的に退去になるケースが多い。 ・自立支援協議会による評価が形骸化。	普遍性	高	・世話人の高齢化。 ・タイミーやカイテクなどから派遣される世話人。（支援力の低下）		すぐに着手	数年以内実現可				
				社会性	高								
				効果	高								
				必要性	高								

令和7年度川崎市地域自立支援協議会の取組④

年間実施報告書・年間実施計画書の提出時期変更

報告書および計画書における年間の捉え方を「4月～翌年3月」から「1～12月」に変更。4月1日付の人員配置変更等によって構成員が変わってもPDCAサイクルを確保・循環できるような仕組みを整備。

●各区協議会の現状

- ・ 人事異動等で担当者の変更があると、昨年度までの取組については説明することができない。
- ・ 何を解決するための取組なのかが引き継がれず、計画のための取組になってしまう。

●課題

- ・ 情報共有、循環の仕組みづくり
- ・ PDCAサイクルの確保、取組の継続性

市企画運営会議にて考え方を整理



報告書・計画書における
年間の考え方、提出時期を変更

令和7年度川崎市地域自立支援協議会の取組④

●現状・課題

そもそも協議会の活動は年単位で区切れるものではないが、行政の性質上どうしても4月～翌3月の年度で分断されてしまう。
その中でも、PDCAサイクルを確保できるような体制にしたい。

●取組

年間を1～12月として捉えることにより、年間のまとめおよび課題から次年計画への連動（PDCA）を10月～翌3月あたりにかけて同じ構成員で行うことができる。

年間の流れ

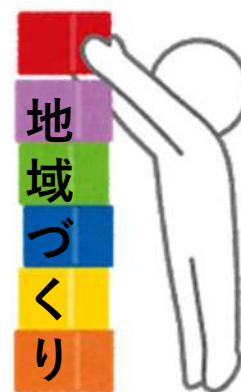
- 10月～12月
年間のまとめ、次年の計画作成に向けて、各区で検討
- 12月末
年間実施報告書および年間実施計画書 締切
- 翌1月～
実施計画書に沿って活動開始
- 3～4月
新担当へ引継ぎ

令和7年4月～令和8年3月の流れ

	R7 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8 1月	2月	3月
市全体会議					第1回（未定） （計画書を作成し、内容を確認し、承認を得る）						第2回	
市企画運営会議	第1回 ・区協議会活動説明会	第2回 ・地域課題について		第3回 ・第1回全体会議に向けて	第4回		第5回	第6回		第7回 ・第2回全体会議に向けて	第8回	
区協議会	各区の活動						R7年間の計画作成に向けて		R7年間実施計画書締切		R8年実施計画	後任へ引継ぎ

地域リハビリテーションセンターが
取り組むべき「地域づくり」とは？

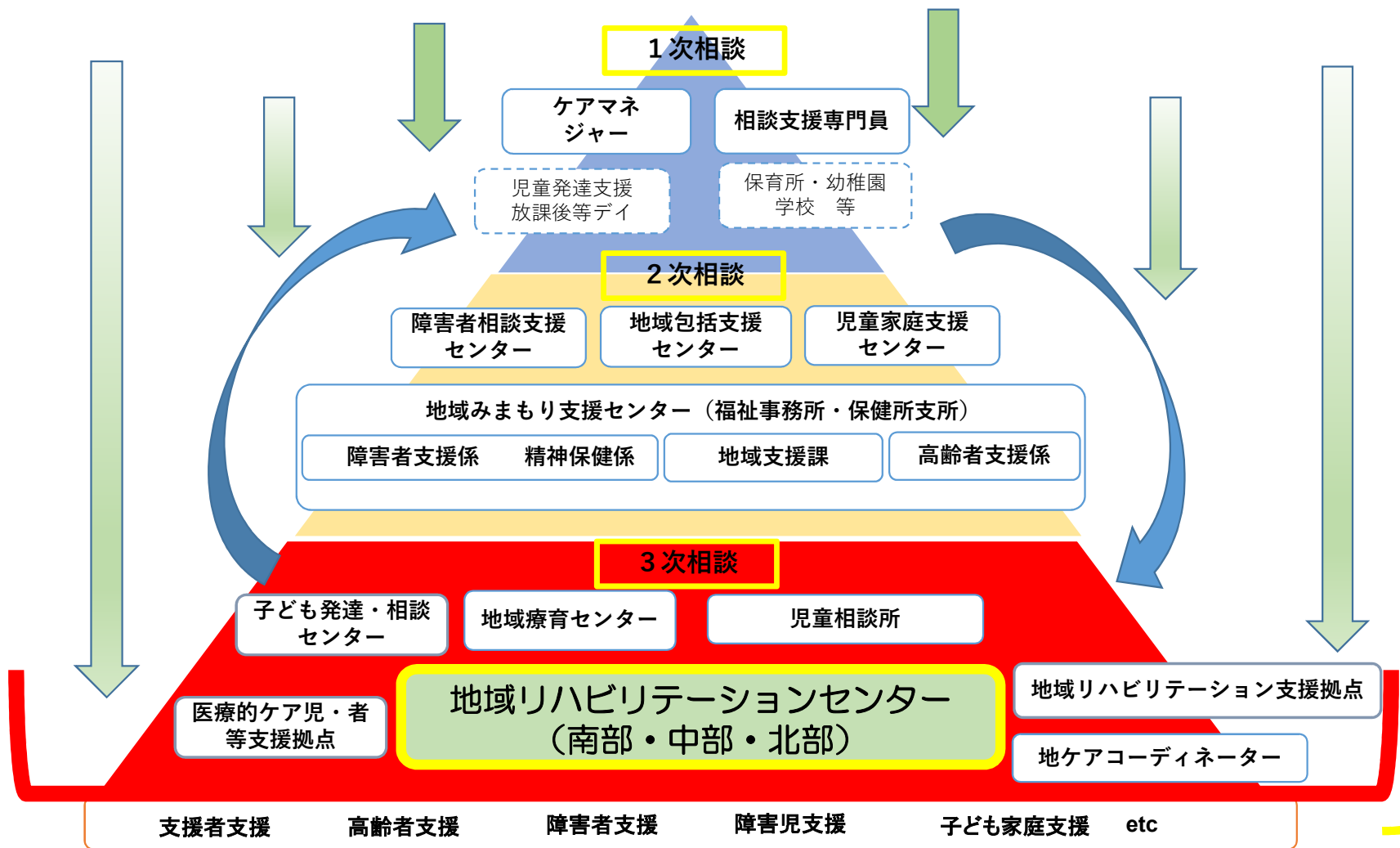
川崎が目指す「重層的相談支援体制」を
更に効果的に進めることが「地域づくり」



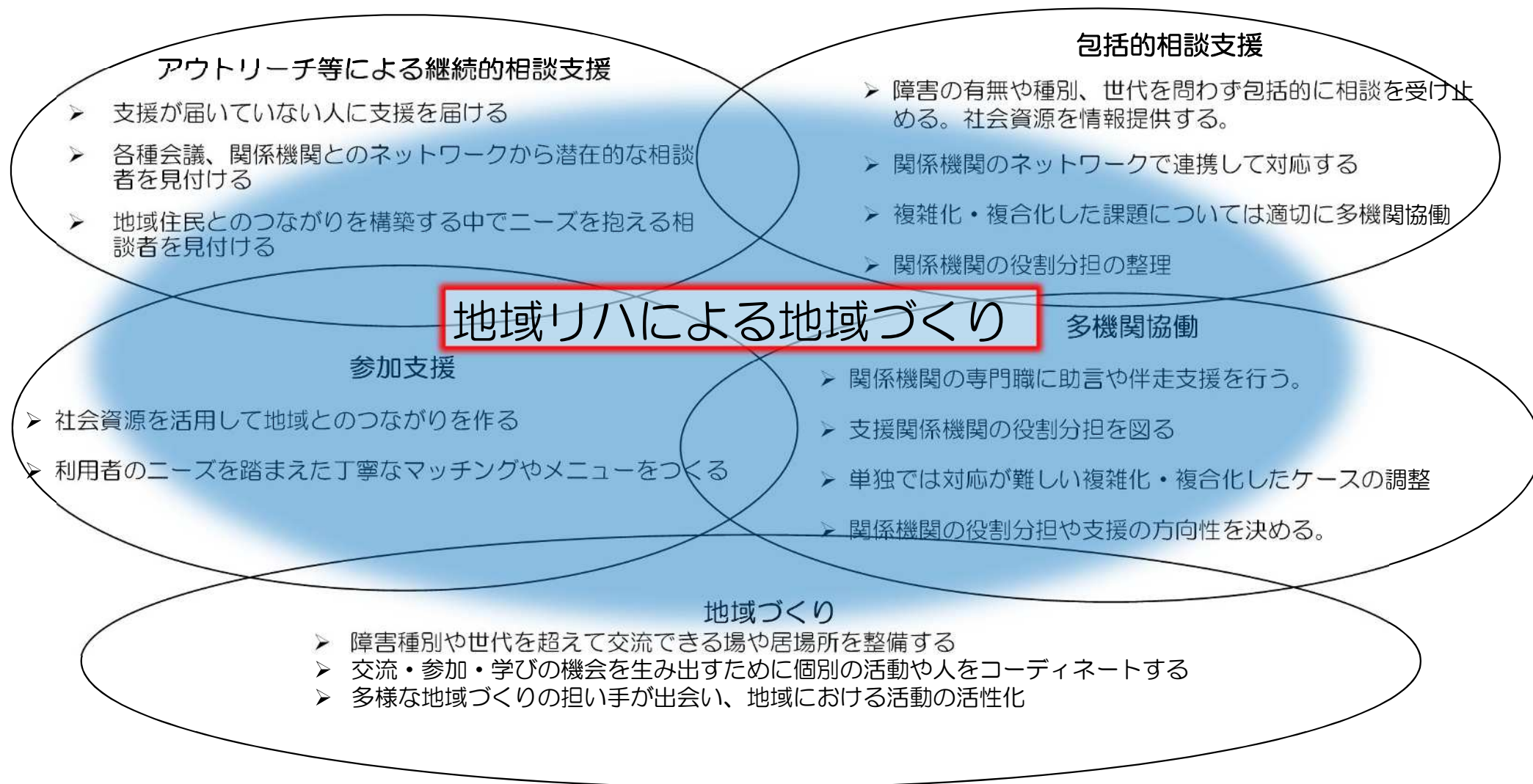
地域ニーズ

重層的相談支援体制Ⅱ地域づくり

2



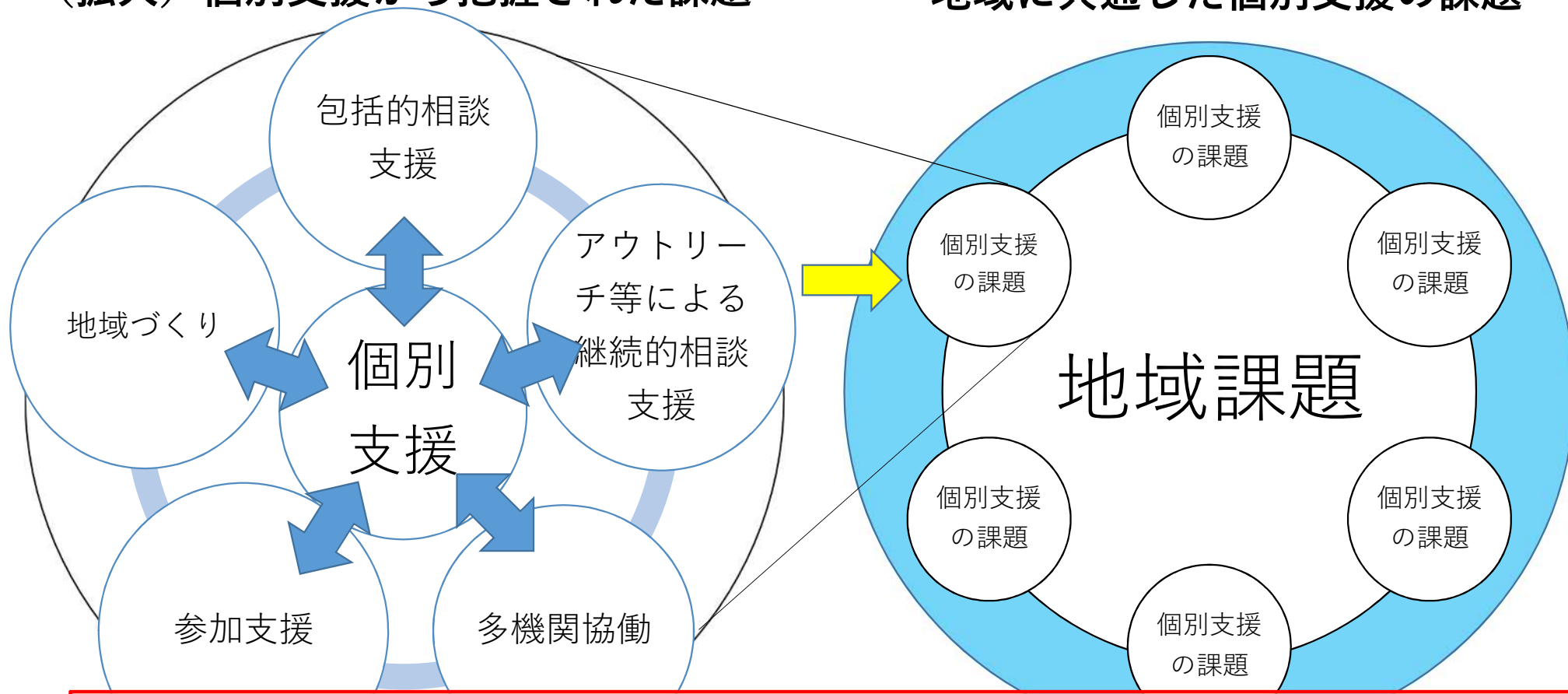
重層的相談支援体制の5要素とリハセンターによる『地域づくり』の役割範囲イメージ



地域リハの業務を「地域づくり」に落としてみる

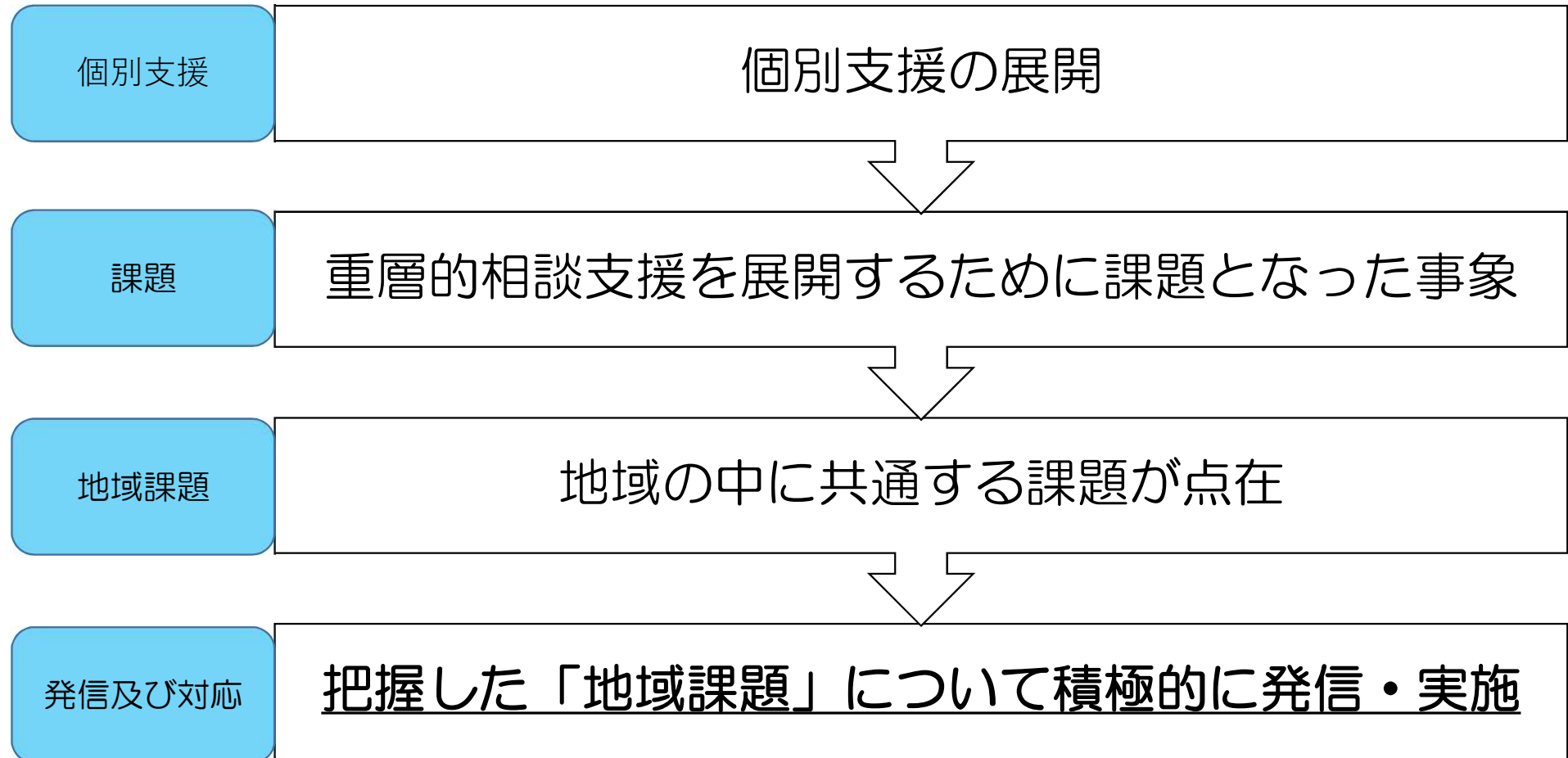
(拡大) 個別支援から把握された課題

地域に共通した個別支援の課題



個別支援から重層的相談支援体制の「課題」を把握し、地域に共通項があれば、それが「地域課題」！

個別支援から地域課題を抽出するフロー



地域リハ 把握した 地域課題

会議体の活性化

- ・地域自立支援協議会
- ・サービス調整会議
- ・相談支援・ケアマネジメント推進委員会
- ・相談支援調会議
- ・GSV
- ・要保護児童地域対策協議会
- ・ケース検討会議
- ・3機関連絡会

助言
提案

専門機関の情報発信

- ・出前講座
- ・初任者・現任研修
- ・HP掲載・広報の発刊
- ・広報物への寄稿
- ・調査研究
- ・学会発表
- ・人材育成
- ・相談支援従事者研修（初任・現）

役割・機能
普及啓発

ネットワークの有効活用

- ・地域でつながる地元交流会
- ・民生委員児童委員協議会
- ・町内会・自治会
- ・福祉まつり

役割・機能
普及啓発

連携

本庁所管課との連携による
制度政策の実現

（例）日生具の要綱改正
療育手帳判定の運用変更
高齢者支援係ヒアリング報告
あんしん見守り一時入院事業
生活介護利用者調査
リハ講座 自殺対策 etc

令和6年度 総合リハビリテーション推進センター現任研修会実施報告 『地域づくりとは～相談支援の充実のために～』

【日程】 令和7年2月3日（月）

【場所】 川崎市役所本庁舎201会議室

【対象】 総合リハビリテーション推進センター職員

【参加者数】 34名

（総務判定課1名、こころの健康課2名、企画連携推進課12名、南部地域支援室7名、中部地域支援室5名、北部地域支援室6名、社会福祉職実習生1名） ※うち課長5名、係長5名

【職種の内訳】 事務職3名、社会福祉職18名、保健師4名、心理職5名、作業療法士3名、その他1名

【開催方法】 会場による対面、当日参加できなかった方へ、録画し後日グーグルにて動画配信

【内容】

①『総合リハビリテーション推進センターの役割』

講師：塚田課長・倉本室長

②『地域づくりとは』

講師：ふじさわ基幹相談支援センター所長 吉田展章氏

③グループワーク

テーマ『研修で得た気づきと、明日からできそうなこと』

【令和 6 年度 川崎区地域自立支援協議会 企画運営会議】

取組の目的・目標

区協議会の円滑な運営 一人一人が役割機能を認識して参加する

主な内容

区協議会全体の年間計画の作成、活動の実施、振返り、評価、地域課題スクリーニング、区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理、ワーキングの設置・廃止の決定、各ワーキングにおける協議内容の進捗管理、使用各担当(全体・地域課題・ワーキング・連絡会定例会)をグループ体制で取組み、全体で共有、評価し、定例会、市協議会への報告、意見取りまとめ、その他協議会の運営に関すること

上記内容を各担当(全体・地域課題・ワーキング・連絡会定例会)をグループ体制で取組み、全体で共有、評価

・区事務局会議、区定例会の年間計画・日時・参加者を決定活動を実施、振返り、評価

・地域課題スクリーニング
・区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理
・ワーキング設置の検討
・ワーキングの進捗管理
・相談支援事業所連絡会の内容の共有、取り組みの報告、振返り、評価

・第2火曜日14:00～15:00→14:00～15:30にし協議の時間を30分延長
・限られた時間で協議内容を深めるため、事前打合せを再開し役割機能を確認して進める
・地域課題について共通理解を持つための体制を検討
・小グループ担当制の見直し、組み換えの検討

Plan
(計画)

Do
(実施)

Act
(改善、
修正)

Check
(評価、
検証)

・毎月第2火曜日14:00～15:00で実施
・事業所連絡会の企画案を共有、意見交換
・定例会の企画検討を実施
・市民がグループホームの情報を知ることができるようになるワーキングの進捗の管理
・地域課題抽出の進め方検討、課題抽出スクリーニング表への落とし込み実施

・会議時間が1時間では協議内容を深められない
・企画や取り組みの準備不足となる
・自立支援協議会の取組みや内容が分かりづらく地域への活動が示すことが出来ていない(HP更新など)
・他会議で確認された問題の吸い上げ方が共通認識できていない
・地域で生じている問題が地域の課題につながる考え方が認識されていない
・担当制とすることで集中して取組むことが出来たが全体との擦合わせは必要

【令和7年度 川崎区地域自立支援協議会 企画運営会議】

取組の目的・目標

区協議会の円滑な運営 一人一人が役割機能を認識して参加する

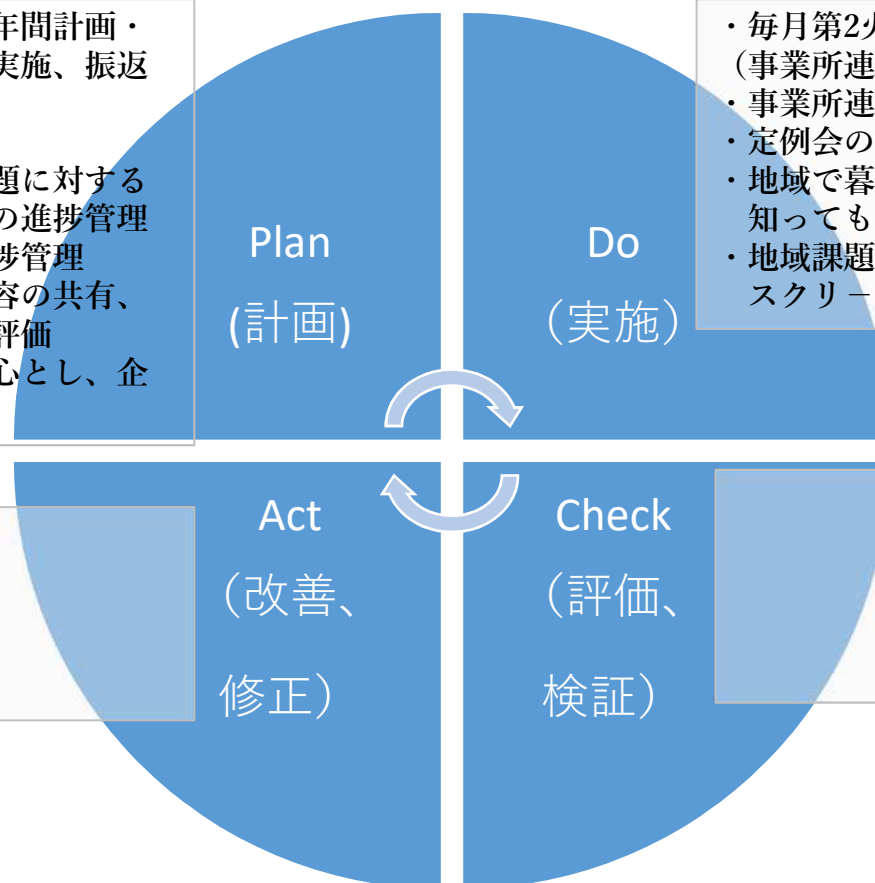
主な内容

区協議会全体の年間計画の作成、活動の実施、振返り、評価、地域課題スクリーニング、区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理、ワーキングの設置・廃止の決定、各ワーキングにおける協議内容の進捗管理、取組を3グループ(定例会・地域課題、ワーキング、事業所連絡会)にわけ少人数体制で集中して取組み、全体で共有、評価し、定例会、市協議会への報告、意見取りまとめ、その他協議会の運営に関すること

上記内容を各担当(全体・地域課題・ワーキング・連絡会定例会)をグループ体制で取組み、全体で共有、評価

- ・区事務局会議、区定例会の年間計画・日時・参加者を決定活動を実施、振返り、評価
- ・地域課題スクリーニング
- ・区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理
- ・ワーキング設置の検討・進捗管理
- ・相談支援事業所連絡会の内容の共有、取り組みの報告、振返り、評価
- ・グループでの取り組みを中心とし、企画運営会議は年9回を予定

- ・毎月第2火曜日14:00～15:30で実施(事業所連絡会の実施月は休会とする)
- ・事業所連絡会の企画案を共有、意見交換
- ・定例会の企画検討を実施
- ・地域で暮らす障害者を区民に少しでも知ってもらおうワーキングの進捗の管理
- ・地域課題抽出の進め方検討、課題抽出スクリーニング表への落とし込み実施



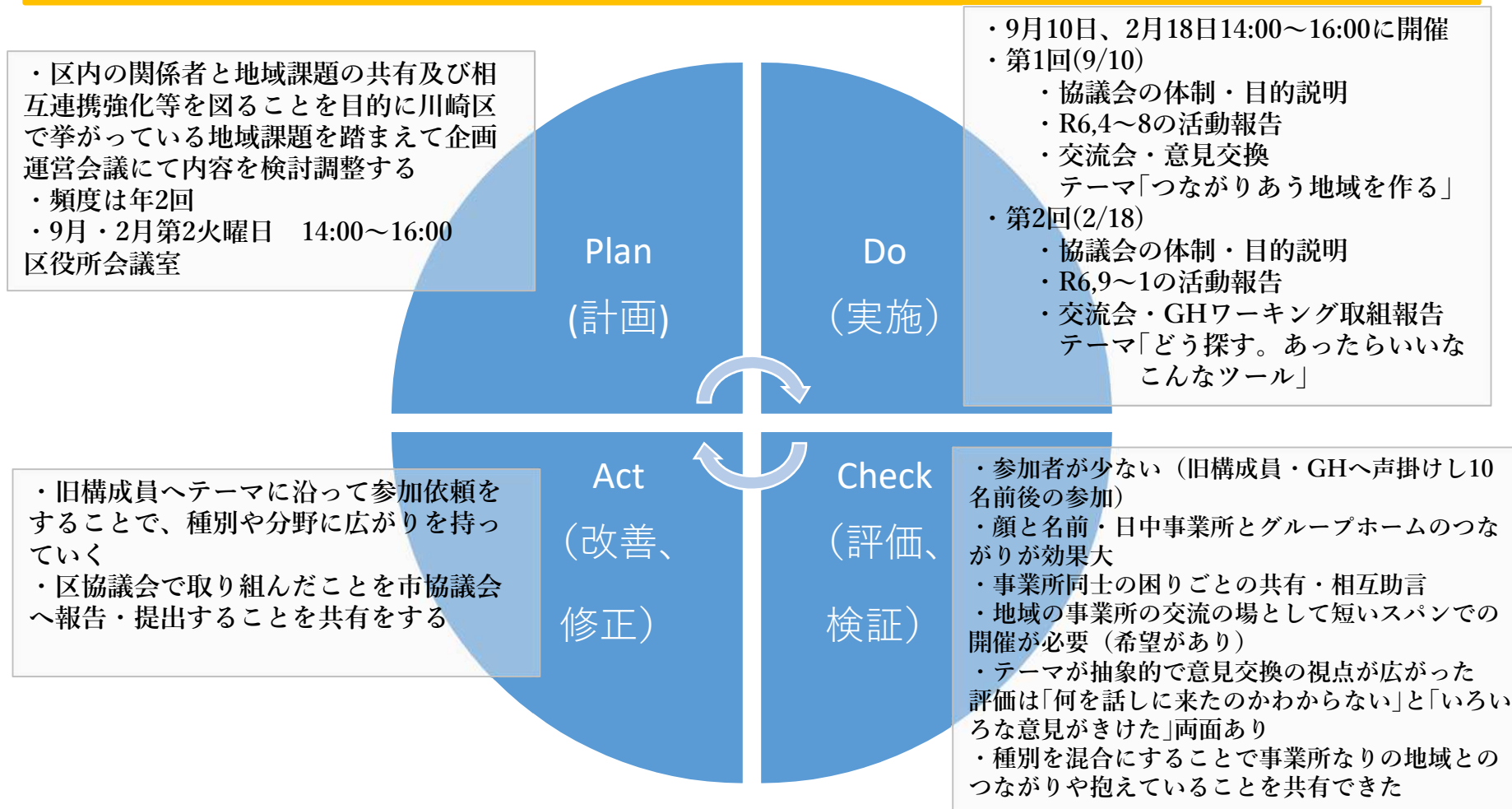
【令和6年度 川崎区地域自立支援協議会 定例会】

取組の目的・目標

区の関係者と地域課題の共有及び相互の連携強化等を図る

主な内容

①区レベルで対応する地域課題のうち、必要な地域課題についての共有・意見聴取、②区企画運営会議、区ワーキングにおける協議事項について、相談支援事業所連絡会の報告・共有、③情報伝達・研修、④参加者間の交流・ネットワークづくり



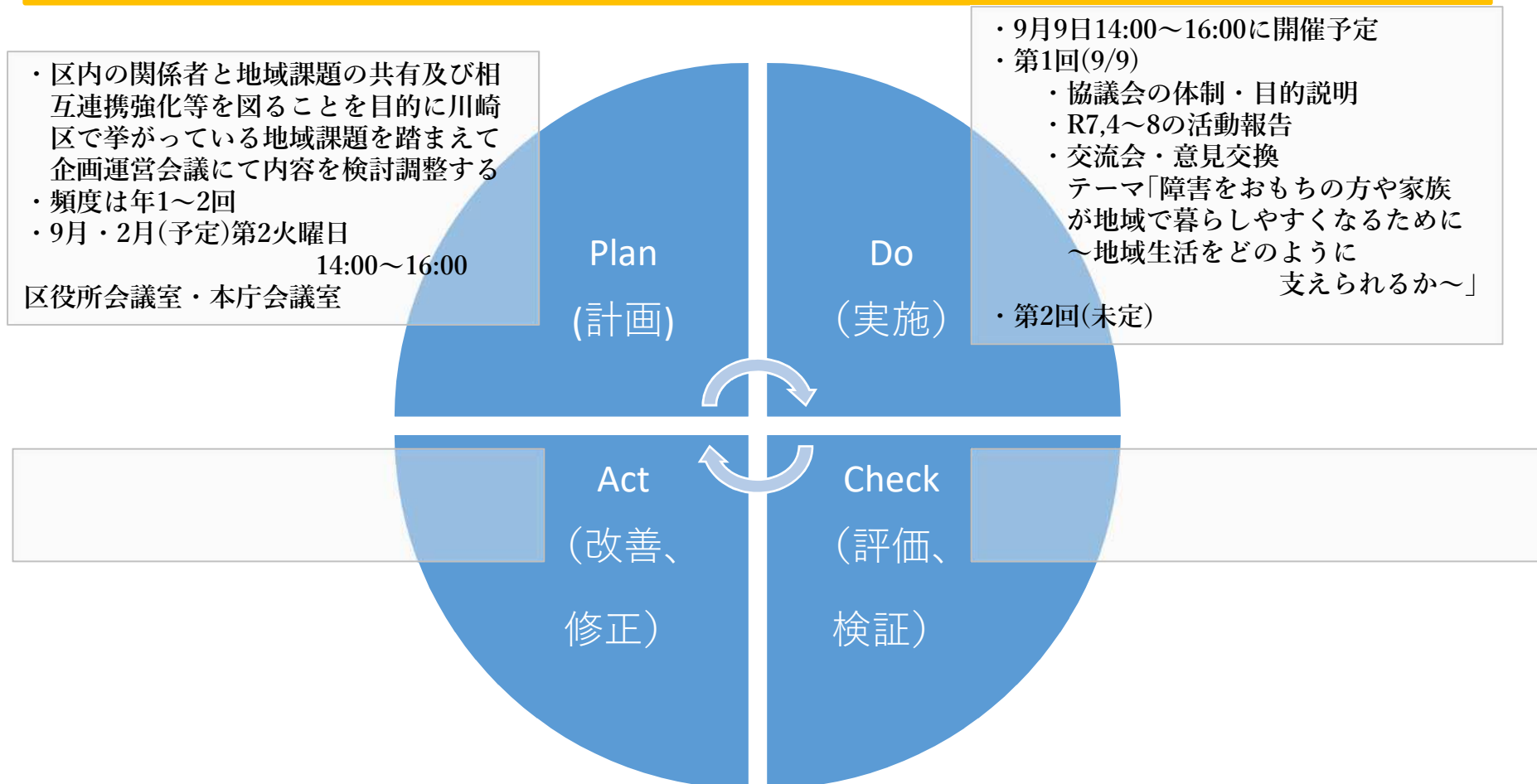
【令和7年度 川崎区地域自立支援協議会 定例会】

取組の目的・目標

区の関係者と地域課題の共有及び相互の連携強化等を図る

主な内容

①区レベルで対応する地域課題のうち、必要な地域課題についての共有・意見聴取、②区企画運営会議、区ワーキングにおける協議事項について、相談支援事業所連絡会の報告・共有、③情報伝達・研修、④参加者間の交流・ネットワークづくり



取組の目的・目標

区内の相談支援事業所の連携強化及び人材育成を図る

主な内容

- ・事業所の支援状況等について共有し、事業所間の交流を深める
- ・障害福祉サービスの情報交換
- ・相談支援に関する意見交換
- ・事例検討
- ・悩みごと、困りごと相談

昨年度アンケートより学びの場、交流の場を検討

- ・第1回(7月)：後見制度において
 - ・第2回(10月)：報酬改定について(幸区合同)
 - ・第3回(1月)：支援について学ぶ
- 第2または第4火曜日 14:00～16:00
各区区役所

Plan
(計画)

Do
(実施)

- ・第1回(7/9)：後見制度について
市社協講師にて仕組みの理解・質疑応答
- ・第2回(7/22)：報酬改定について(幸区合同)
障害福祉課より改定内容の解説・質疑応答
- ・第3回(1/14)：支援について
川崎市総合リハビリテーション推進センターよりパターンランゲージの手法を用いた支援を学ぶ

- ・年度の初めに連絡会の目的を検討・確認したうえで実施できるように年間スケジュールを作成して取組む
- ・学び(インプット)・意見交換(アウトプット)・共有・交流の時間を重視する
- ・南部地区で共通するテーマがあれば合同開催を行い、共に学びつながりの場とする

Act
(改善、
修正)

Check
(評価、
検証)

- ・連絡会の目的が不明瞭(研修のみの場と
なってしまった)
- ・広報が遅くて参加者が少ない
- ・テーマを毎回検討していたため目的が担当者も見えなくなっている
- ・会の目的を再確認することが必要
- ・年間通してテーマを設定して開催することで参加者にもわかりやすいか
- ・テーマを絞ることで興味がない、関連が薄いと
感じる方は参加につながりにくい

取組の目的・目標

区内の相談支援事業所の連携強化及び人材育成を図る

主な内容

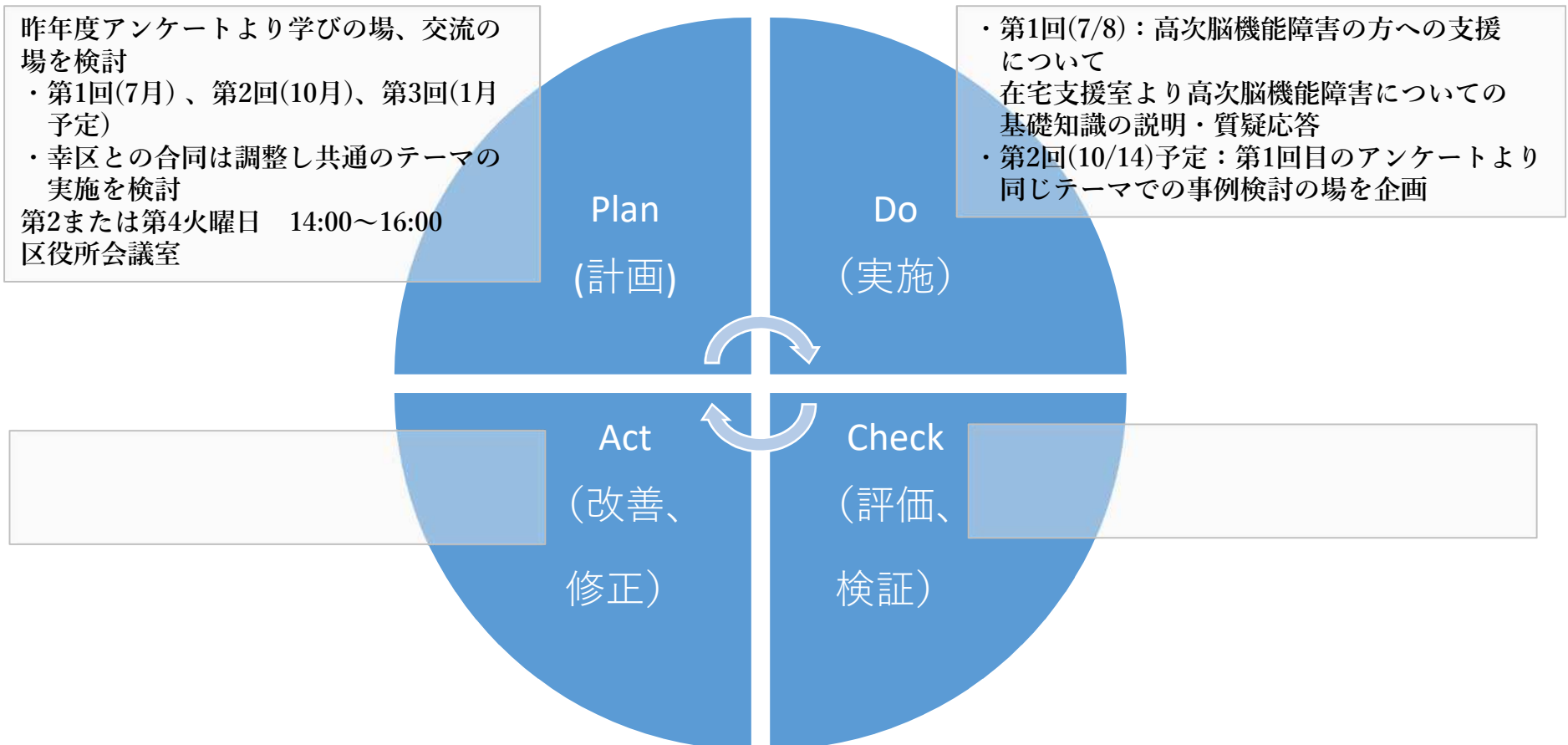
- ・事業所の支援状況等について共有し、事業所間の交流を深める
- ・障害福祉サービスの情報交換
- ・相談支援に関する意見交換
- ・事例検討
- ・悩みごと、困りごと相談

昨年度アンケートより学びの場、交流の場を検討

- ・第1回(7月)、第2回(10月)、第3回(1月予定)
- ・幸区との合同は調整し共通のテーマの実施を検討

第2または第4火曜日 14:00～16:00
区役所会議室

- ・第1回(7/8)：高次脳機能障害の方への支援について
在宅支援室より高次脳機能障害についての基礎知識の説明・質疑応答
- ・第2回(10/14)予定：第1回目アンケートより同じテーマでの事例検討の場を企画



**【令和6年度 川崎区地域自立支援協議会
市民がグループホームの情報を知ることができるようになるワーキング】**

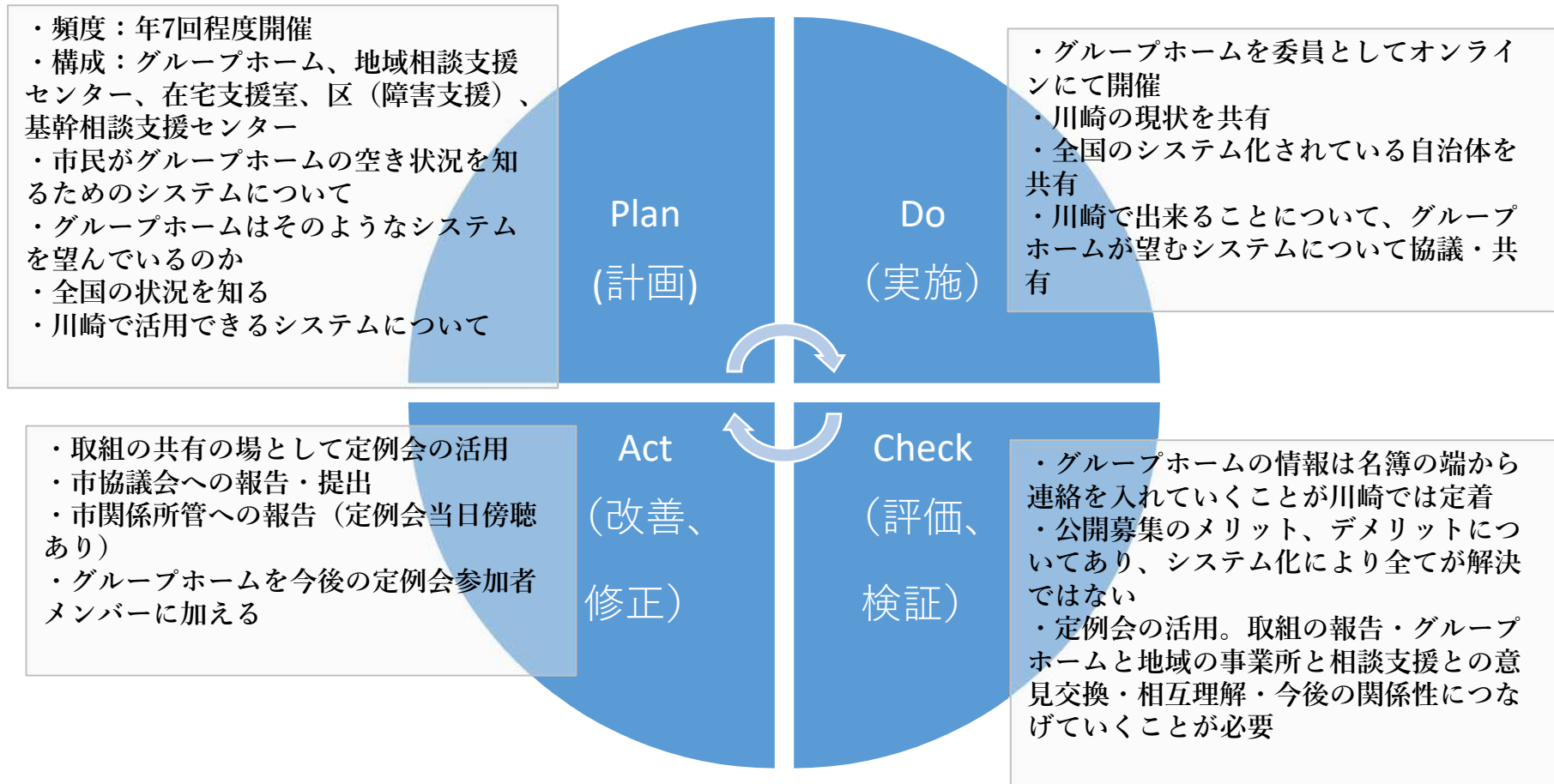
取組の目的・目標

必要な情報が必要な人へ簡単に届くような川崎にする

主な内容

川崎区の現状を知り、全国自治体の状況を知る。全市的に情報を知る方法がなく困っている状況であれば市の問題として市協議会へつなげていく

取組の報告を定例会で実施する。地域の方々の困っていることとグループホームの現状を相互理解する場とする



【令和7年度 川崎区地域自立支援協議会 ワーキング】

取組の目的・目標

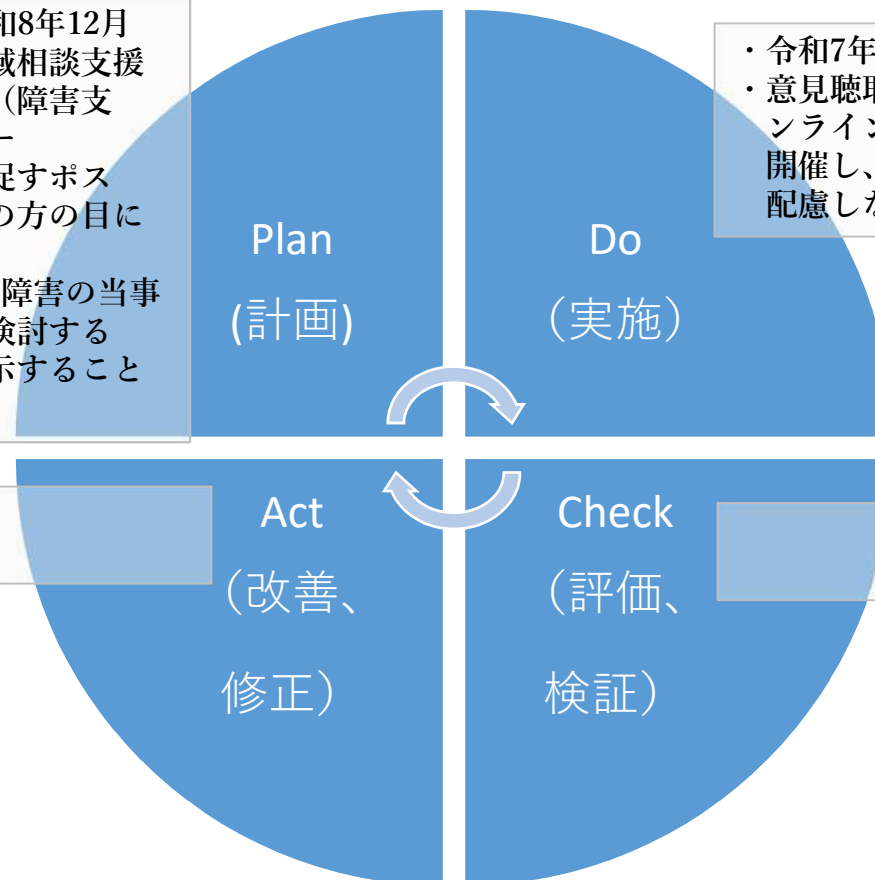
区レベルの地域課題について、関係機関と連携を図りながら課題解決に向けた取組を行う

主な内容

R6年度に地域課題一覧表に整理した「地域で暮らす障害者の方の日常の暮らし方を知る機会をつくり、抵抗感のあるイメージを和らげる」取組について、区内の事業所及び当事者の協力を仰ぎながら取組の検討を進める。
具体的には、地域の方に向けて地域で暮らす障害をお持ちの方への正しい理解を促し、地域で生活しやすくなるための普及・啓発を検討する。

- ・ 設置期間：令和7年6月～令和8年12月
- ・ 構成：障害関係事業所、地域相談支援センター、在宅支援室、区（障害支援）、基幹相談支援センター
- ・ 障害に対する正しい理解を促すポスター作成等を検討し、地域の方の目に触れる機会を創出する
- ・ 啓発素材を作成する際には3障害の当事者にご協力いただくことを検討する
- ・ 啓発素材は幅広く配布・掲示すること等を検討する。

- ・ 令和7年12月までは準備期間とする
- ・ 意見聴取を目的としたワーキングをオンラインの手法も活用しながら2～3回開催し、当事者や事業所への負担感に配慮しながら実施する。



作成日：令和7年3月11日

	予定日時	内容・計画等
区企画運営会議	毎月第2火曜日 14:00～15:30	・市地域自立支援協議会企画運営会議の活動状況の共有 ・定例会、相談支援事業所連絡会等の年間実施計画協議決定、活動状況の共有、評価 ・地域課題のスクリーニング ⇒提出されたスクリーニング表の協議・検討・整理 ・ワーキング設置の検討・協議 ・川崎区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理 ・2月又は3月に今年度の振り返り、まとめ、次年度の計画の協議
区定例会	年2回実施予定 (上半期・下半期 各1回計年2回予定)	・川崎区の現状、課題、川崎区レベルで対応する課題の取組等について共有 ・支援機関間の交流・ネットワークづくり ・情報伝達、研修や勉強会
相談支援事業所連絡会	年2～3回開催 予定	・事業所間の交流 ・情報伝達、研修や勉強会 ・事例検討 ・社会資源を知るための施設見学等 ・制度改正について
ワーキング	立上げ準備及び 取り組み予定	・川崎区レベルで対応する地域課題の解決への取組 ・詳細は「ワーキング設置計画書」に記載

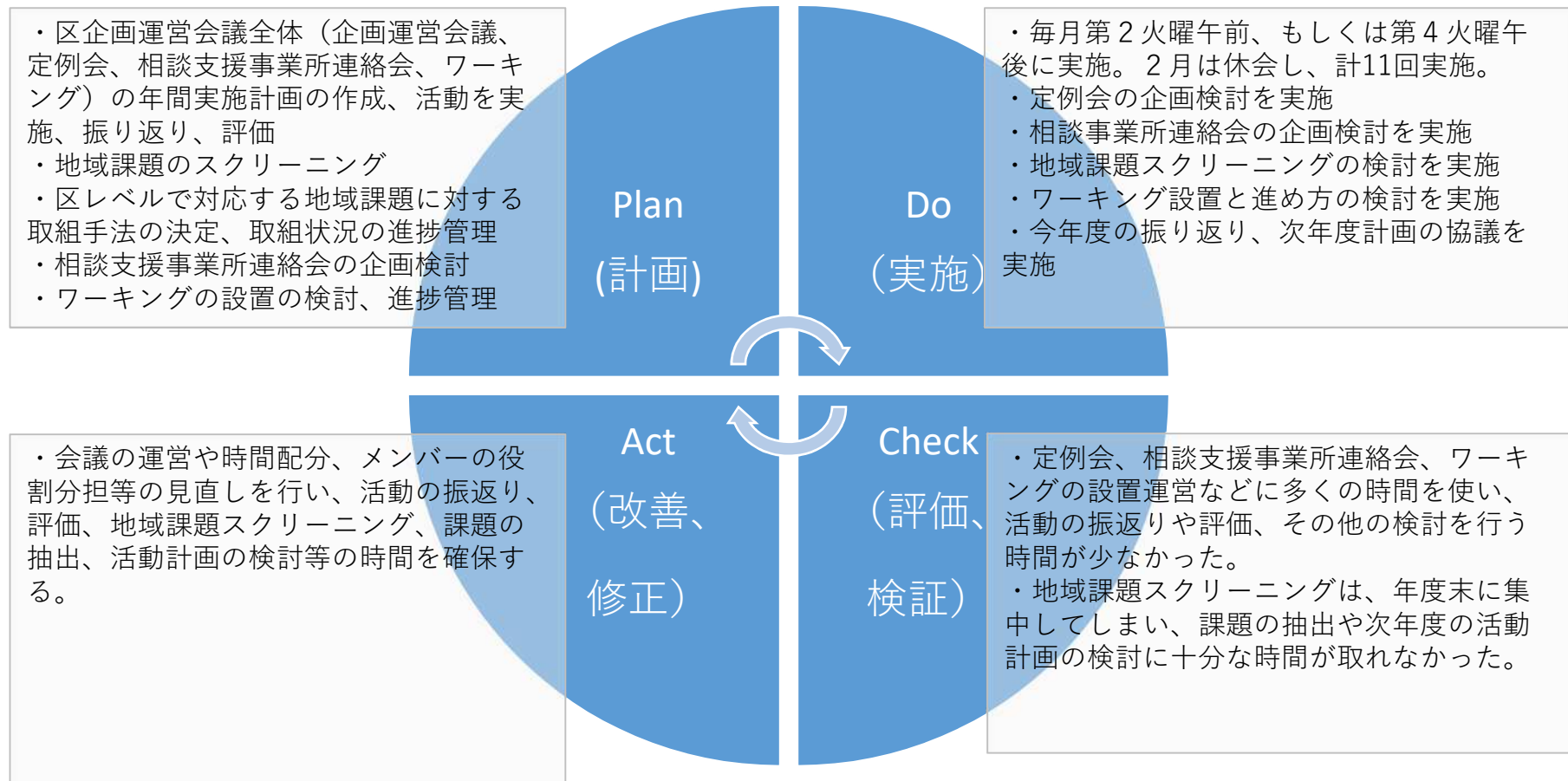
【令和 6 年度 幸区地域自立支援協議会 企画運営会議】

取組の目的・目標

区協議会の円滑な運営を図る

主な内容

区企画運営会議、区定例会、相談支援事業所連絡会の年間実施計画の作成、活動の実施、振り返り、評価、地域課題スクリーニング、区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理、ワーキングの設置・廃止の決定、ワーキングにおける協議内容の進捗管理、市協議会への報告、意見とりまとめ、その他区協議会の運営に関すること



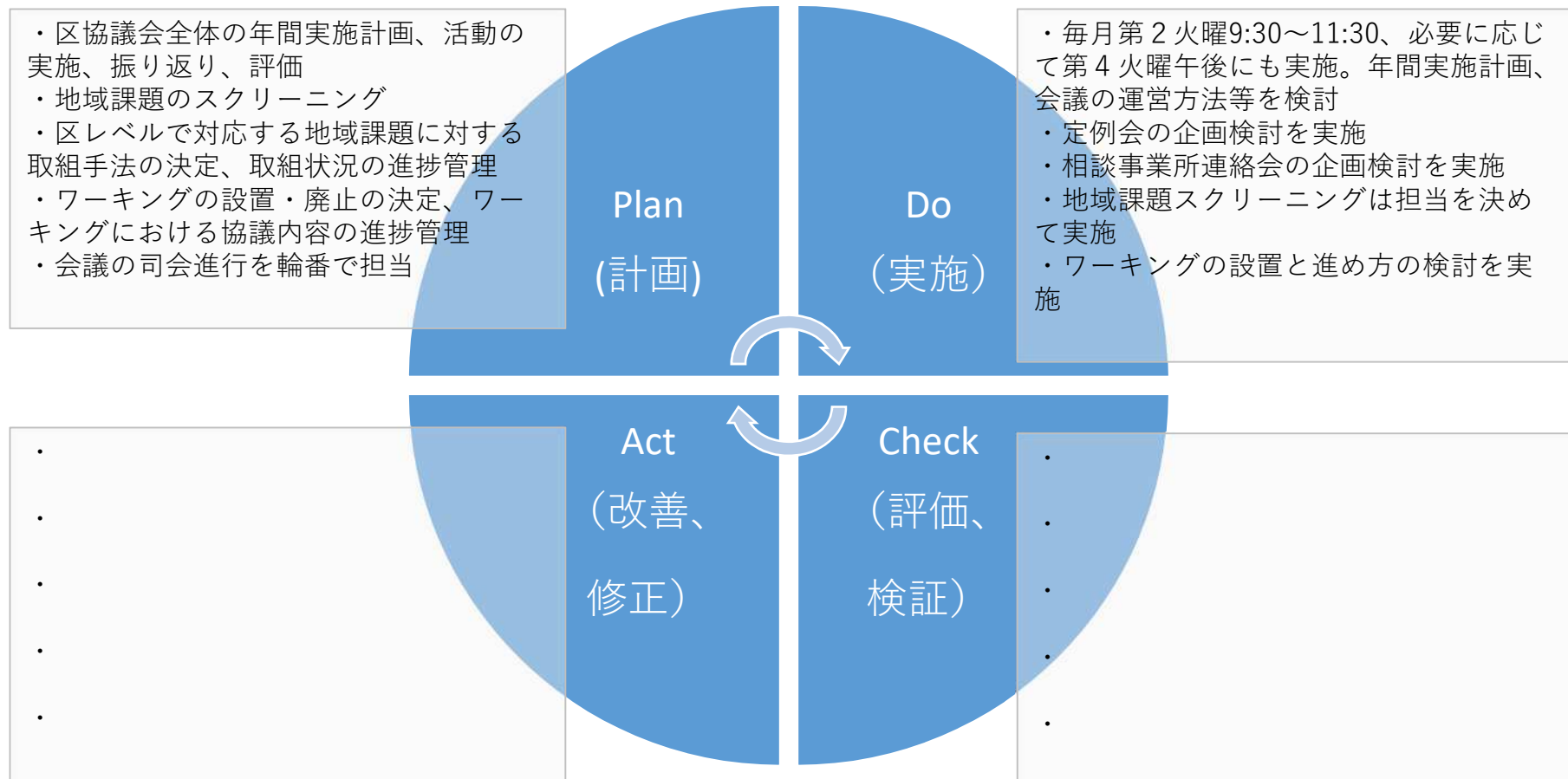
【令和7年度 幸区地域自立支援協議会 企画運営会議】

取組の目的・目標

区協議会の円滑な運営を図る

主な内容

区企画運営会議、区定例会、相談支援事業所連絡会の年間実施計画の作成、活動の実施、振り返り、評価、地域課題スクリーニング、区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理、ワーキングの設置・廃止の決定、ワーキングにおける協議内容の進捗管理、市協議会への報告、意見とりまとめ、その他区協議会の運営に関すること



【令和6年度 幸区地域自立支援協議会 定例会】

取組の目的・目標

区内の関係者と地域課題の共有及び相互の連携強化等を図る

主な内容

- ・区レベルで対応する地域課題のうち、必要な地域課題についての共有、意見聴取、
- ・区企画運営会議、区ワーキングにおける協議事項についての報告、共有
- ・情報伝達、研修
- ・参加者間の交流、ネットワークづくり

区内の関係者と地域課題の共有及び相互連携強化等を図ることを目的に開催する

- ・頻度：年2回
- 例年通り、上半期、下半期に各1回ずつ、年2回開催を予定
- ・第1回：9月24日午後
- ・第2回：1月31日午前

Plan
(計画)

Do
(実施)

- ・第1回：9月24日13:30～15:30開催
「相談支援事業所と区内通所事業所との情報共有・意見交換会」として、相談支援事業所連絡会と合同開催。
- ・第2回：1月31日10:00～12:00開催
「精神障害者への家事援助に関するワーキングと居宅介護支援事業所との意見交換会」として開催。

- ・今年度参加された方々からの意見を基に、定例会の目的に沿った取組を検討する。
- ・地域住民、関係機関に向けた区協議会の活動報告の場を企画する。

Act
(改善、
修正)

Check
(評価、
検証)

- ・〈第1回〉指定特定12事業所13名、区内の通所事業所（地活、生活介護、生活訓練、就労B型、就労移行）10事業所10名が参加。参加者の声からも、このような場の必要性を感じた。通所事業所の送迎時間等に配慮し開催時間を設定したことも参加者数に反映していると思われる。
- ・〈第2回〉ヘルパー事業所の現状を知り、対象に関わらず、家事援助サービスの提供に難しさがあることが分かった。
- ・地域住民、関係機関に向けた活動報告の機会が持てなかった。

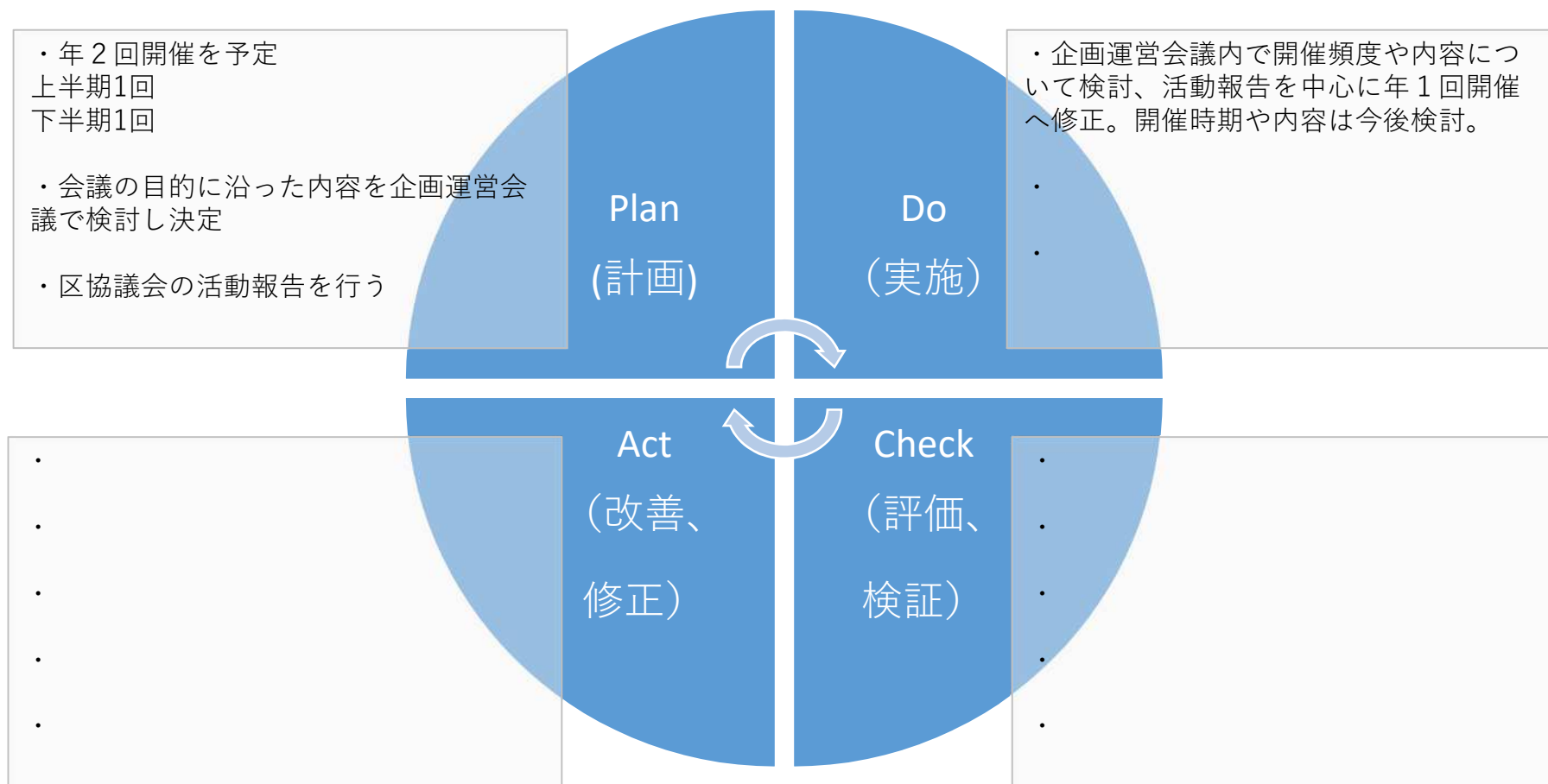
【令和7年度 幸区地域自立支援協議会 定例会】

取組の目的・目標

区内の関係者と地域課題の共有及び相互の連携強化等を図る

主な内容

- ・区レベルで対応する地域課題のうち、必要な地域課題についての共有、意見聴取、
- ・区企画運営会議、区ワーキングにおける協議事項についての報告、共有
- ・情報伝達、研修
- ・参加者間の交流、ネットワークづくり



取組の目的・目標

区内の相談支援事業所等の連携強化及び人材育成等を図る

主な内容

事例検討、事業所間の交流、業務に必要な情報伝達、研修、個別事例への支援のあり方に関する協議・調整等

事業所間の交流、情報共有、意見交換、事例検討、業務に必要な情報伝達等を目的として企画

- ・年4回開催
- ・川崎区との合同開催
- ・定例会と合同開催
- ・区内に所在地のある事業所が少ないため、区内の利用者を担当している事業所へも広く声掛けし、参加を募る
- ・R6報酬改定に関する情報伝達を行う

Plan
(計画)

Do
(実施)

- ・第1回：7月23日
「計画相談の現状について」障害計画課より市の現状と取組の説明、質疑応答、グループワークを実施
- ・第2回：9月24日
区定例会と合同開催「相談支援事業所と区内通所事業所との情報共有・意見交換会」として実施。
- ・第3回：10月22日
川崎区と合同開催「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」障害福祉課より報酬改定に関する説明、質疑応答、グループワークを実施
- ・第4回：2月25日
「事例を通して考える 計画相談支援・障害児相談支援の報酬と加算」勉強会と、令和7年度連絡会に関する意見交換を実施。

- ・相談支援専門員同士の横のつながりや交流、意見交換の機会として、座談や意見交換の場を設ける。開催頻度を増やす。
- ・参加しやすい日程を選び、年間スケジュールを早めに確定させる。開催案内、出欠確認の方法やタイミングも日程に余裕をもってに設定する。
- ・年間スケジュールの作成にあたり、なるべく他区の日程と重ならないよう調整する。
- ・事例検討会を実施する。

Act
(改善、
修正)

Check
(評価
検証)

- ・報酬や加算に関する情報伝達の企画は出席者が多く、関心の高さや必要性を感じた。
- ・通所事業所との交流・意見交換会では、多くの通所事業所の概要を知ることができて良かった、今後もこのような機会が欲しい、との意見が多く聞かれた。
- ・座談、意見交換等から、事業所同士の交流の場が少なく、機会を求めていることが分かった。少人数事業所が多いため、相談できる相手が少ないのではないかと。
- ・第4回は参加者が少なかった。他区と日程が重なったり、開催案内や出欠確認のタイミングが遅かったことが要因と思われる。
- ・イベント中心の内容が多く、事例検討会を企画できなかった。

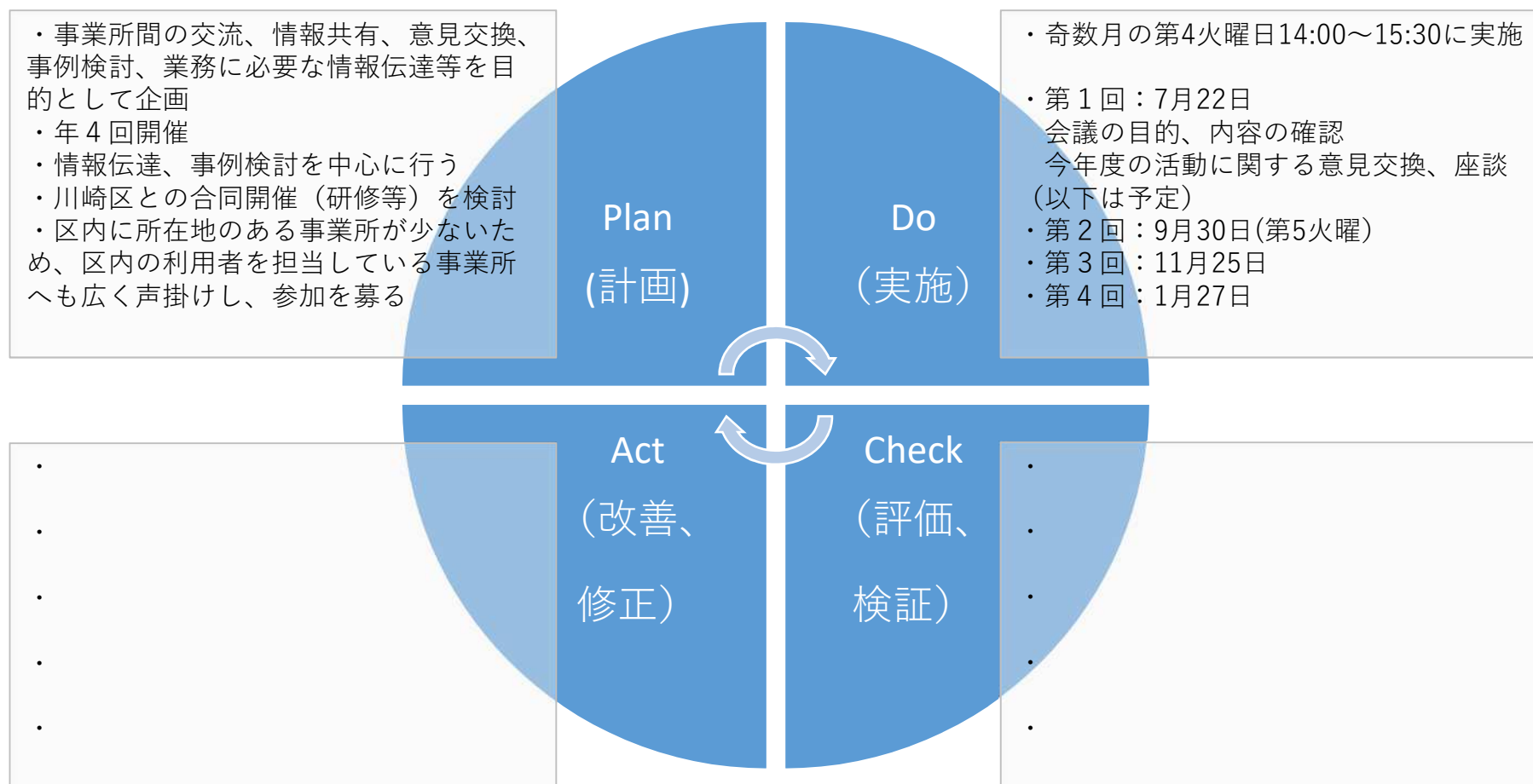
【令和7年度 幸区地域自立支援協議会 相談支援事業所連絡会】

取組の目的・目標

区内の相談支援事業所等の連携強化及び人材育成等を図る

主な内容

事例検討、事業所間の交流、業務に必要な情報伝達、研修、個別事例への支援のあり方に関する協議・調整等

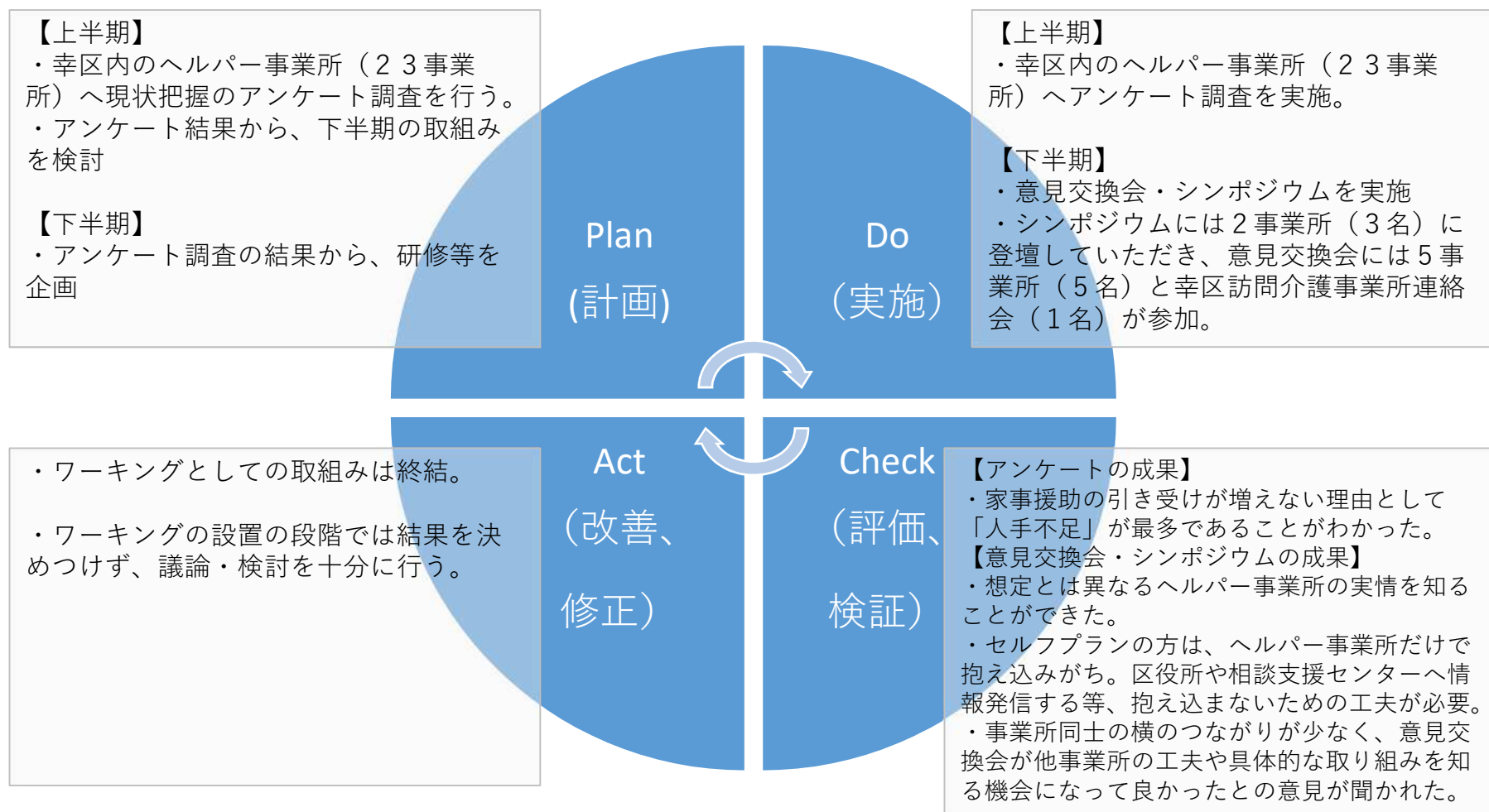


取組の目的・目標

ヘルパーさんが安心してサービス提供できる環境づくり、フォロー体制づくり

主な内容

ヘルパー事業所へ、家事援助の提供に関する困り感等を聴き取り、検証後に研修会等を企画していく



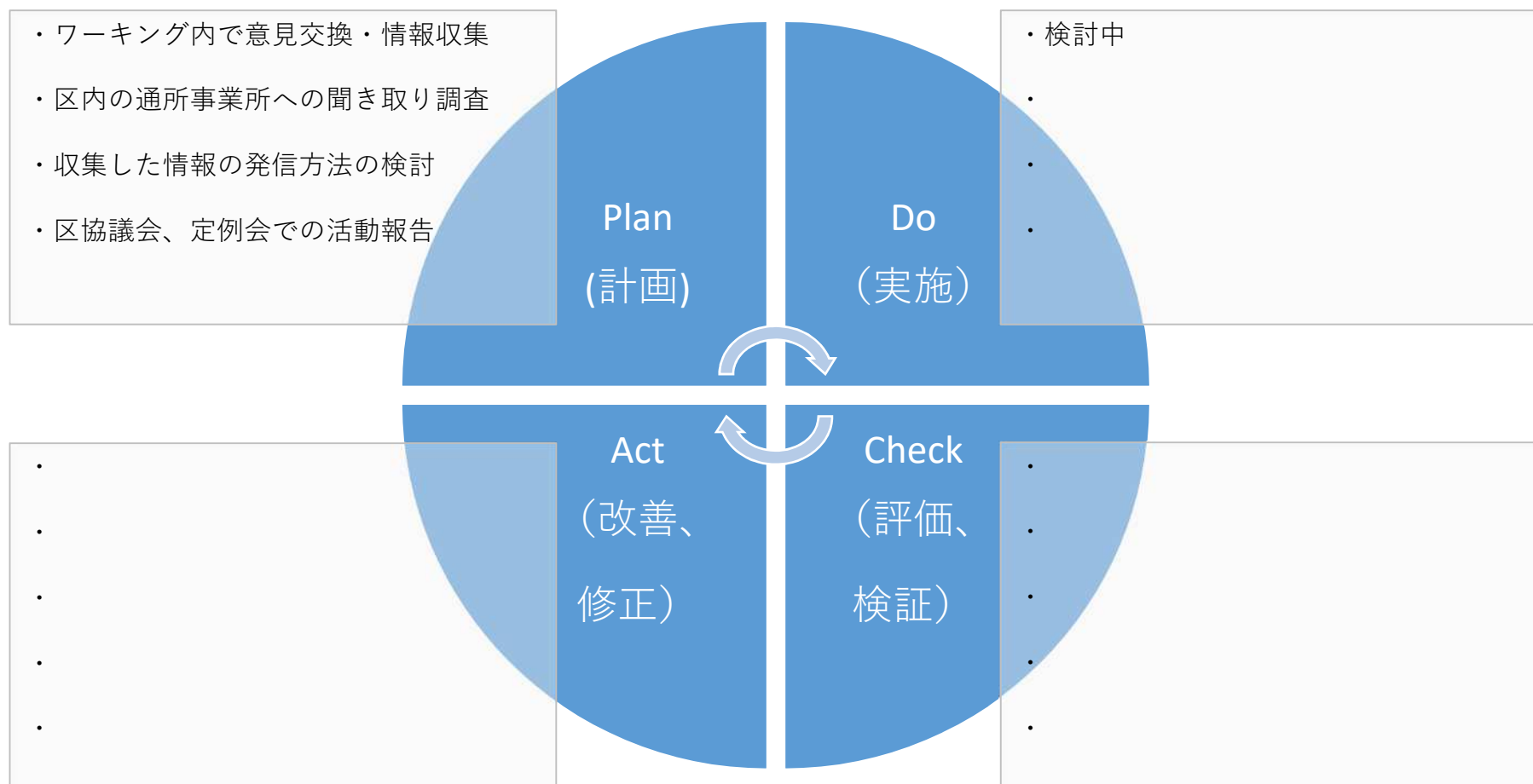
【令和7年度 幸区地域自立支援協議会 バリアフリーワーキング】

取組の目的・目標

車いす利用者自身が幸区内の障害福祉事業所の車いすトイレの情報を調べやすくできるようにする

主な内容

幸区内の車いす利用者及び車いすトイレの設置状況等について意見交換、情報収集、区内の通所事業所への聞き取り調査、収集した情報の発信方法の検討、区協議会での活動報告



令和7年度幸区地域自立支援協議会 年間実施計画書

様式3-1

作成日：令和7年4月8日

	予定日時	内容・計画等
区定例会	年2回 上半期1回 下半期1回 14:00～16:00 ※詳細別紙	・地域課題についての共有、意見聴取 ・区企画運営、ワーキングにおける協議事項の報告、共有 ・情報伝達、研修 ・参加者間の交流、ネットワークづくりなど
区企画運営会議	毎月 第2火曜日 9:30～11:30 ※詳細別紙	・区協議会全体の年間実施計画、活動の実施、振り返り、評価 ・地域課題のスクリーニング ・区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理 ・ワーキングの設置・廃止の決定、ワーキングにおける協議内容の進捗管理など
相談支援事業所連絡会	奇数月 第4火曜日 13:30～	・事例検討 ・事業所間の交流 ・業務に必要な情報伝達 ・研修 ・個別事例への支援の在り方に関する協議・調整など
ワーキング	未定	未定

【令和6年度 中原区地域自立支援協議会 企画運営会議】

取組の目的・目標

区協議会の円滑な運営

主な内容

区協議会全体の年間実施計画の作成、活動を実施、振り返り、評価、地域課題スクリーニング、区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理、ワーキングの設置・廃止の決定、各ワーキングにおける協議内容の進捗管理、市協議会への報告、意見取りまとめ、その他区協議会の運営に関すること

・区企画運営会議、区定例会、相談支援事業所連絡会の年間実施計画・日時・参加者を決定。企画を検討し活動を実施する。実施後には、振り返り及び評価を行う。

・ワーキング、班活動設置の検討、設置後の進捗管理、協議を行う。

・区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、スクリーニング表①②進捗管理。

・頻度は月1回。

Plan
(計画)

・毎月第2水曜日 午前中実施。

・各種会議報告、定例会、相談支援事業所連絡会、内容協議、実施後の振り返りを実施。

・移行期支援班、課題整理班の活動及び報告を実施。

・移行期支援班で地域課題を捉え学校de移行ワーキングを設置。

・スクリーニング表:②を中心に協議。

・令和7年度の活動内容及び令和7年度以降の中期的なテーマを協議。

Do
(実施)

・中長期テーマ「知ろう」「考えよう」「やってみよう」を設定し、令和7年度は「知ろう」を主題に協議会活動を実施していく。

・企画運営会議内で活発な協議が行なえるように各委託相談支援センター、地域支援室、中部在宅支援室も定例会、事業所連絡会の主担当を担う。

・地域課題スクリーニングを定期的実施することで、個別の問題から地域全体の課題として普遍化するプロセスの理解を深める。その際、基幹相談支援C、地域支援室、在宅支援室がその中心の役割を担う。地域課題解決に向けて地域の支援者と共にワーキング設置を行なう。

Act
(改善、
修正)

・計画通りに12回開催して、定例会・相談支援事業所連絡会等の企画立案を行なった。

・学校de移行ワーキングの設置を行ない進捗管理を行なう事ができた。

・地域課題を抽出する事ができたが、取り組みについて十分に協議が出来なかった。

・会議内の協議が乏しく報告の場になっていた。企画運営会議の目的を理解して共通認識を持った上で協議を進めた方がよい。

Check
(評価、
検証)

【令和7年度 中原区地域自立支援協議会 企画運営会議】

取組の目的・目標

区協議会の円滑な運営

主な内容

区協議会全体の年間実施計画の作成、活動を実施、振り返り、評価、地域課題スクリーニング、区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理、ワーキングの設置・廃止の決定、各ワーキングにおける協議内容の進捗管理、市協議会への報告、意見取りまとめ、その他区協議会の運営に関すること

- ・毎月第2水曜日午前中に開催
- ・令和7年度のテーマ「知ろう」を主題に置きながら区企画運営会議、区定例会、相談支援事業所連絡会の実施計画の検討を行ない活動を実施。実施後に振り返り、評価を行なう。
- ・地域課題のスクリーニング。
- ・区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理。
- ・ワーキング設置の検討。学校de移行ワーキングの進捗管理。
- ・班活動の進捗管理。

Plan
(計画)

Do
(実施)

- ・毎月第2水曜日9:00～10:30実施（8月は第1水曜日実施）。
- ・令和7年度協議会の取組み内容及び役割分担について検討。
- ・第1回、第2回、定例会・事業所連絡会開催に向けての協議及び振り返り実施。第3回定例会・事業所連絡会開催に向けての協議。
- ・地域連携促進のための協議を実施。
- ・市企画運営会議内容の共有。
- ・学校de移行ワーキング主催7月30日中原支援学校座談会の進捗管理。

Act
(改善、
修正)

Check
(評価、
検証)

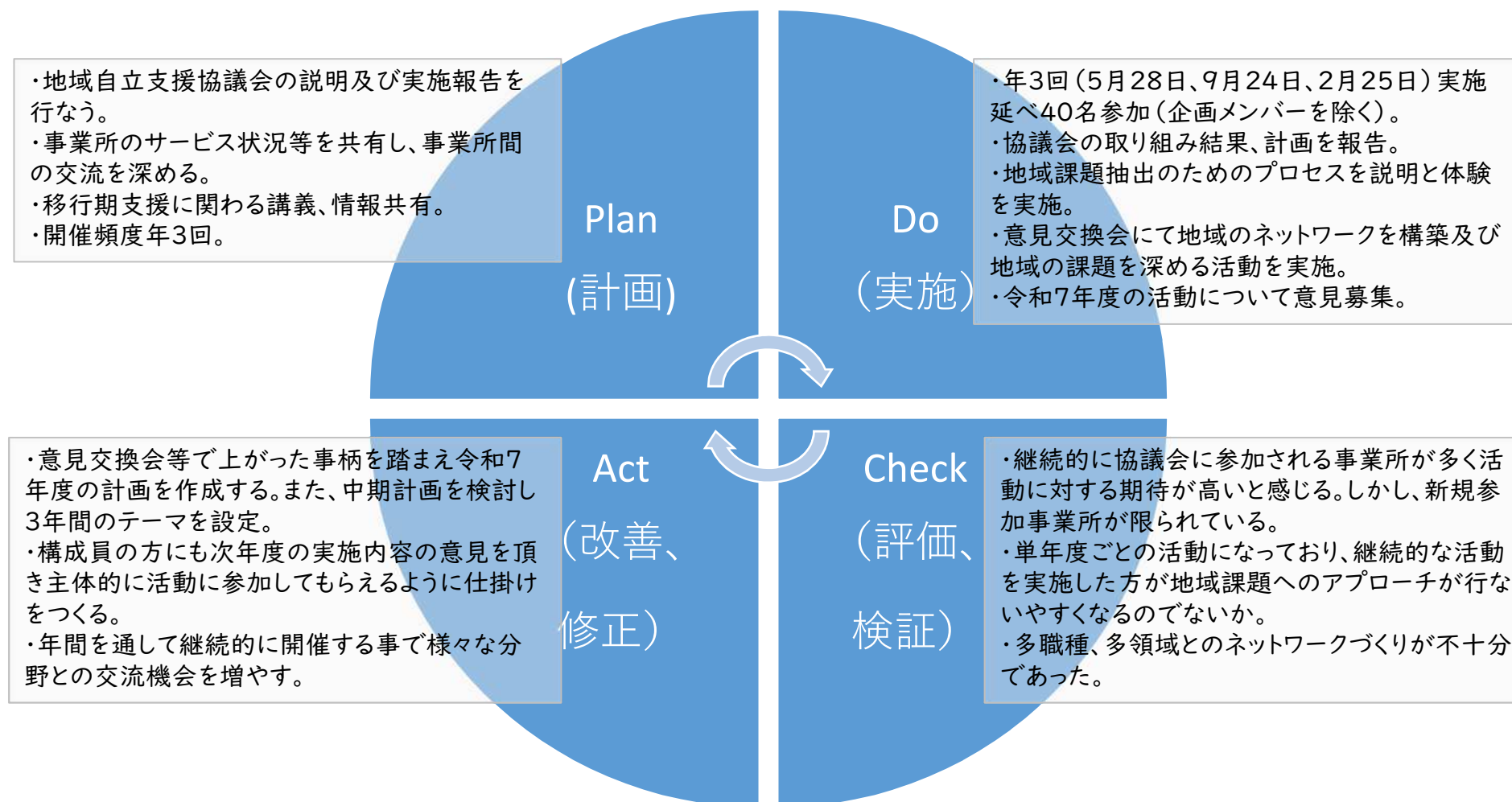
【令和6年度 中原区地域自立支援協議会 定例会】

取組の目的・目標

区内の関係者と地域課題の共有及び相互の連携強化等を図る

主な内容

①区レベルで対応する地域課題のうち、必要な地域課題についての共有、意見聴取、②区企画運営会議、区ワーキングにおける協議事項についての報告、共有、③情報伝達、研修、④参加者間の交流、ネットワークづくり



【令和7年度 中原区地域自立支援協議会 定例会】

取組の目的・目標

区内の関係者と地域課題の共有及び相互の連携強化等を図る

主な内容

①区レベルで対応する地域課題のうち、必要な地域課題についての共有、意見聴取、②区企画運営会議、区ワーキングにおける協議事項についての報告、共有、③情報伝達、研修、④参加者間の交流、ネットワークづくり

・開催日及び開催月

5月27日(火)、7月22日(火)、9月、11月、12月23日(火)、2月24日(火)

・中長期テーマ「知ろう」「考えよう」「やってみよう」令和7年度主題は「知ろう」。

・主な活動内容は、「事例検討会の開催」「社会資源情報に関する取組み」「専門機関に関する取組み」「成年後見人制度に関する取組み」を実施予定。

・実施内容は地域の支援者に関わるため定例会、事業所連絡会の区分けせず合同開催。

Plan
(計画)

Do
(実施)

・5月27日 第1回定例会・事業所連絡会実施
参加者 18事業所 25名

協議会の説明及び令和7年度取組み報告、地域連携を深めるために各事業所説明及び交流会、名刺交換会を実施

・7月22日 第2回 定例会・事業所連絡会実施
参加者 15事業所 21名(実習生2名)

介護保険と障害福祉サービスの違いを事例を交えながら説明。障害、介護保険に関わる地域の困りごとに関して意見交換を実施。

Act
(改善、
修正)

Check
(評価、
検証)

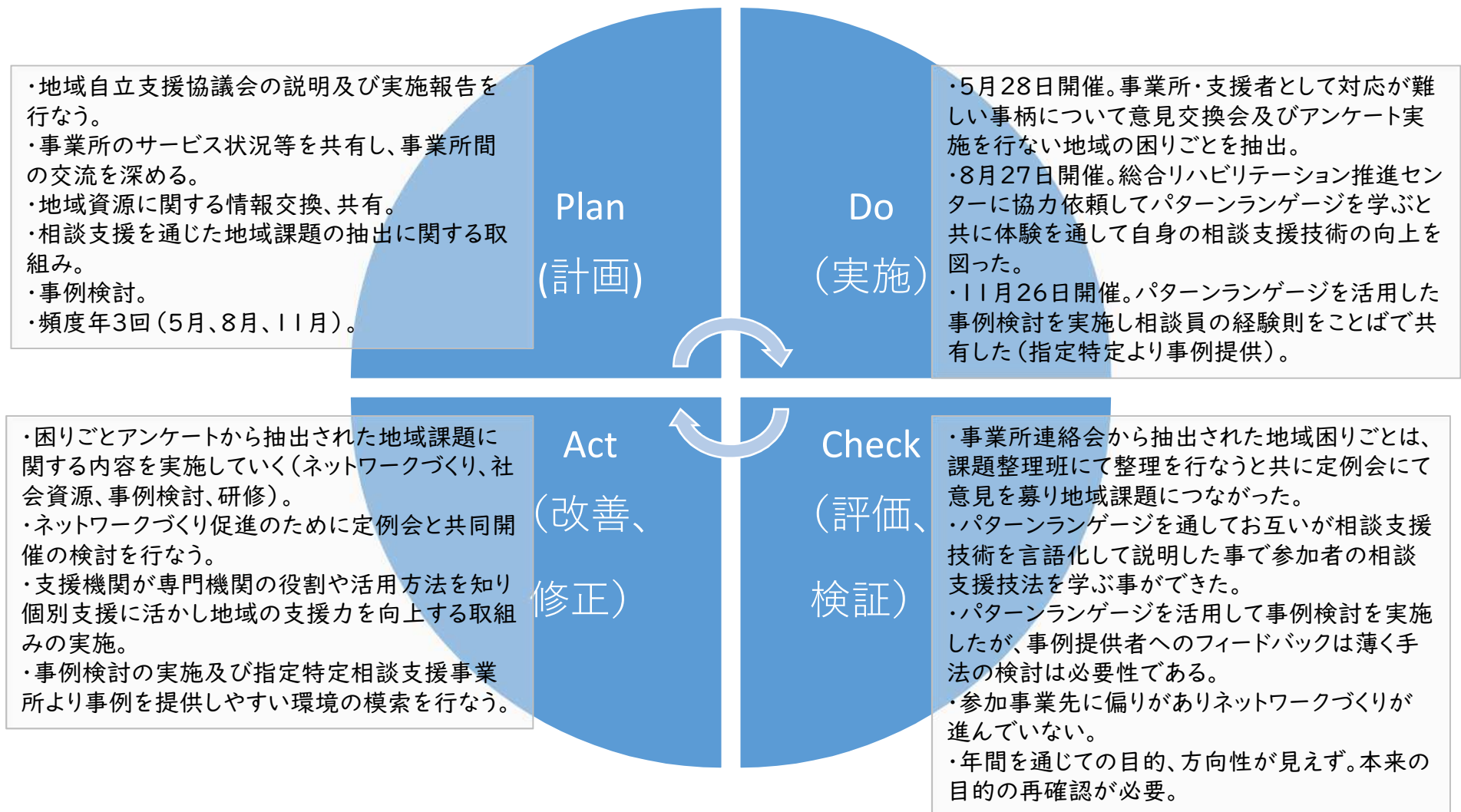
【令和6年度 中原区地域自立支援協議会 相談支援事業所連絡会】

取組の目的・目標

区内の相談支援事業所等の連携強化及び人材育成等を図る

主な内容

- ・事業所の支援状況等について共有し、事業所間の交流を深める
- ・相談支援に関する意見交換
- ・障害福祉サービスの情報交換（制度、報酬改定等）
- ・事例検討



【令和7年度 中原区地域自立支援協議会 相談支援事業所連絡会】

取組の目的・目標

区内の相談支援事業所等の連携強化及び人材育成等を図る

主な内容

- ・事業所の支援状況等について共有し、事業所間の交流を深める
- ・相談支援に関する意見交換
- ・障害福祉サービスの情報交換（制度、報酬改定等）
- ・事例検討
- ・悩みごと相談会

・開催日及び開催月

5月27日（火）、7月22日（火）、9月、11月、12月23日（火）、2月24日（火）

・中長期テーマ「知ろう」「考えよう」「やってみよう」。令和7年度主題は「知ろう」。

・主な活動内容は、「事例検討会の開催」「社会資源情報に関する取組み」「専門機関に関する取組み」「成年後見人制度に関する取組み」を実施予定。

・実施内容は地域の支援者に関わるため定例会、事業所連絡会の区分けせず合同開催。

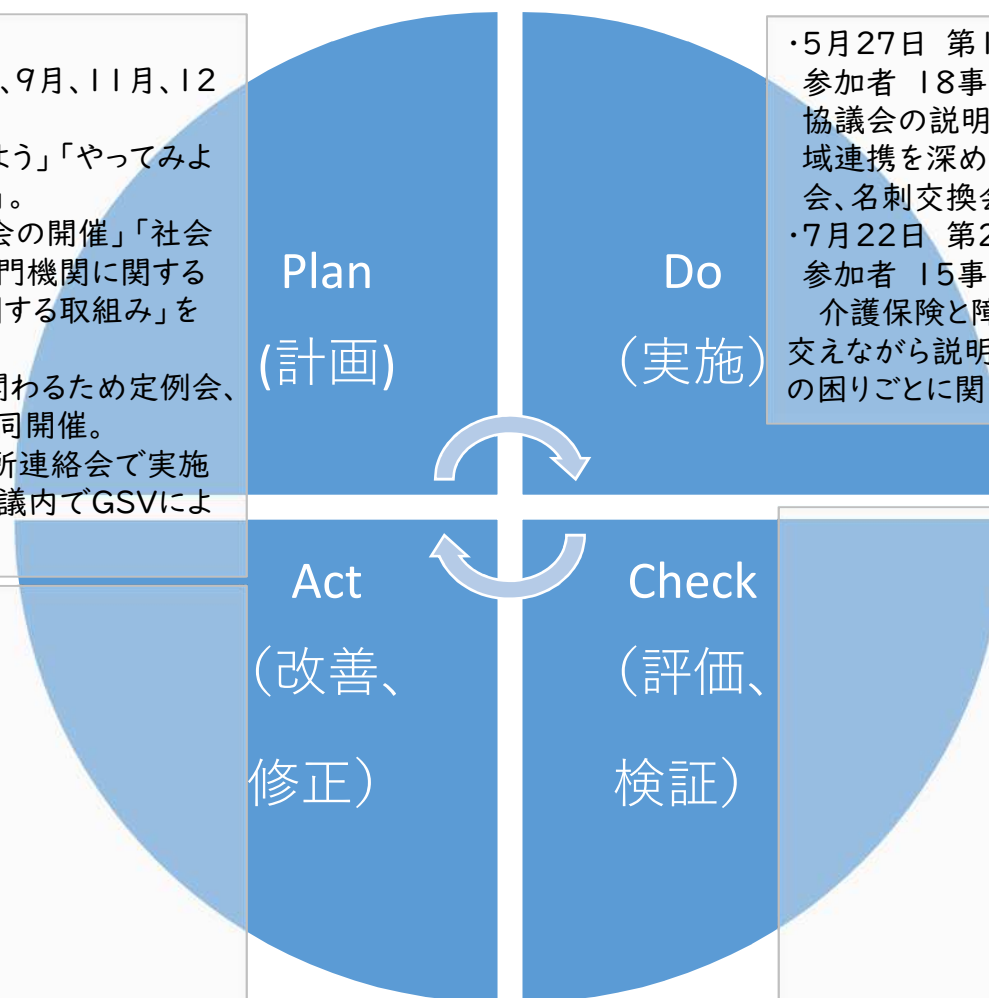
・（事例検討は、相談支援事業所連絡会で実施はせず中原区相談支援調整会議内でGSVによる事例検討を開催）。

・5月27日 第1回定例会・事業所連絡会実施
参加者 18事業所 25名

協議会の説明及び令和7年度取組み報告、地域連携を深めるために各事業所説明及び交流会、名刺交換会を実施

・7月22日 第2回 定例会・事業所連絡会実施
参加者 15事業所 21名（実習生2名）

介護保険と障害福祉サービスの違いを事例を交えながら説明。障害、介護保険に関わる地域の困りごとに関して意見交換を実施。



【令和6年度 中原区地域自立支援協議会 学校de移行ワーキング】

地域課題

支援学校の先生が障害福祉サービスの内容等の理解を通じて、学校での移行期（児から者への移行における）支援の円滑な実施や支援機関とのスムーズな連携を行なえるようにしていく。

取組の目的・目標

支援学校の先生を対象とした交流等を通じて、連携を強化する。中原区所在の中原支援学校と取り組んでいく

- ・頻度 月1～2回実施。
- ・構成メンバー 委託相談支援センター、中部在宅支援室、中原区役所。
- ・中原支援学校教員との顔の見えるネットワーク構築を目指し定期的に座談会を開催する。
- ・先生方が感じている支援上の困り感を共有・確認した上で課題の抽出を行なう。

Plan
(計画)

Do
(実施)

- ・中原支援学校協議会担当教員と打合せ4回実施。
- ・第1回座談会
10月21日 中原支援学校にて実施
知的部門高等部 クラス担任、進路担当教員
30名弱参加
相談支援体制ミニ講座、学年ごとの座談会開催
- ・第2回座談会
1月22日 中原支援学校にて実施
肢体部門 高等部3年生通級、訪問級担任8名参加
相談支援体制ミニ講座、学年ごとの座談会開催

- ・2回実施した座談会から得られた意見、課題を基に次年度開催に向けていく。
- ・開催日、時間を確保及び内容を充実するために年度当初よりワーキングに支援学校教員に参加していただき教育現場での課題に対して取り組めるようにする。

Act
(改善、
修正)

Check
(評価、
検証)

- ・座談会を通して、児から者への移行期に関わる相談支援体制や障害福祉サービス・制度等について知識を深める事ができた。一方で福祉サービスや地域資源の知識が十分でない事から移行後のイメージが難しい事がわかる。
- ・協議会や支援面ではコーディネーターの先生が主にやり取りを行っていたが、ワークを通してクラス担任と直接意見交換や相談支援体制や事業所の役割をお伝えする事ができた。
- ・児童期からの移行時に知的部門、肢体部門での困り感が異なる事を把握する事ができた。
- ・クラス担任が参加できる時間は限られてるため内容にボリュームを持たすことが出来なかった。開催時期等を検討する必要がある。

【令和7年度 中原区地域自立支援協議会 学校de移行ワーキング】

地域課題

児から者への移行期および移行後の支援について、教育分野と障害福祉分野それぞれの支援方法や制度・サービス等活用できる社会資源について理解し合う。

取組の目的・目標

移行後の生活を見据え、活用できる障害福祉サービスや制度等の社会資源、相談支援等の役割を知り、関係機関同士が連携して支援を行う。

設置期間：令和7年5月～令和8年3月

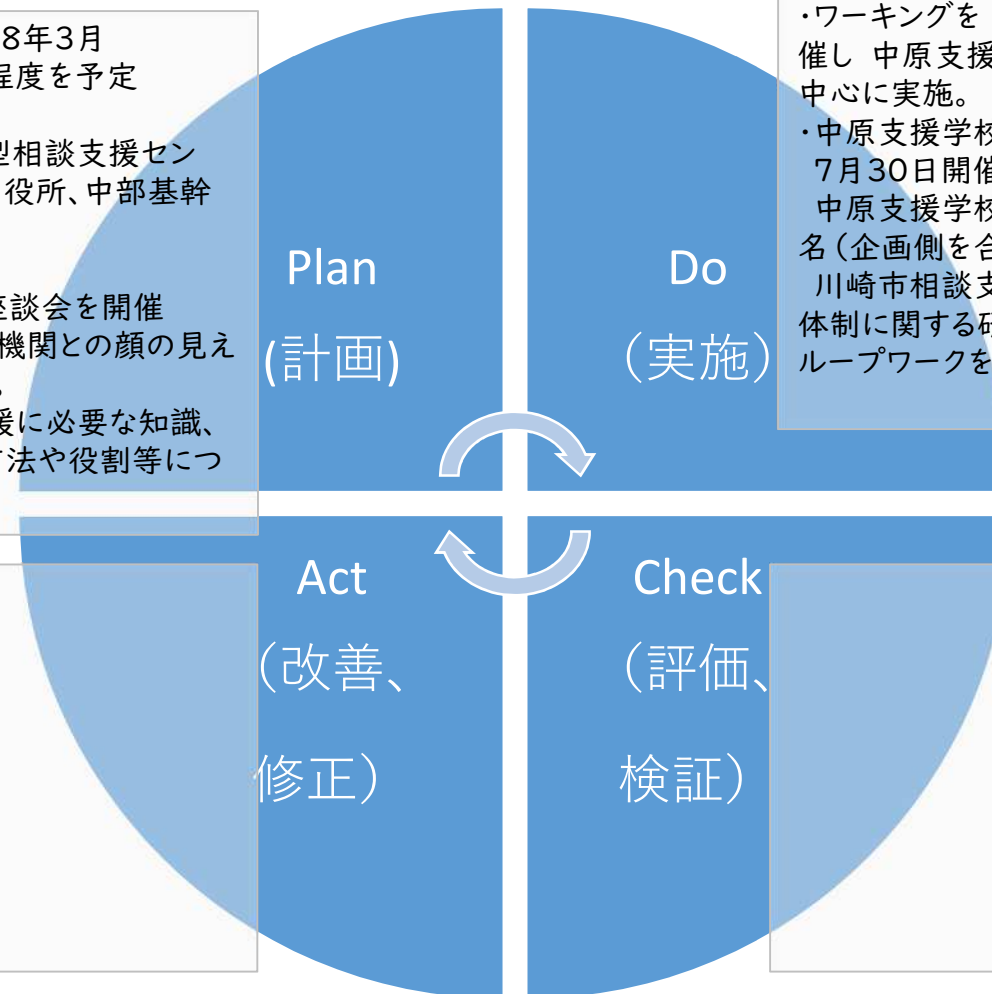
開催頻度：設置期間内に6回程度を予定

○委員及び事務局

中原支援学校、中原区地域型相談支援センター、中部在宅支援室、中原区役所、中部基幹相談支援センター

○主な取組み

- ・年2回（知的・肢体部門）座談会を開催
- ・障害福祉分野の相談支援機関との顔の見える関係の構築を図っていく。
- ・在学中または移行期の支援に必要な知識、その他にそれぞれの支援方法や役割等について知る機会を設ける。



・ワーキングを 5月2日、6月3日、7月7日に開催し 中原支援学校との座談会に関する協議を中心に実施。

・中原支援学校との座談会

7月30日開催

中原支援学校及び分教室知的部門教員 35名（企画側を合わせると総数48名）

川崎市相談支援体制、中原支援学校内の相談体制に関する研修。学年及び分教室に分かれグループワークを実施。

作成日：令和7年5月14日

	予定日時	内容・計画等
区定例会	5月27日（火） 7月22日（火） 9月日付け未定 11月日付け未定 12月23日（火） 2月24日（火）	・中原区地域自立支援協議会中長期テーマ「知ろう」「考えよう」「やってみよう」を上げ、今年度の主な活動内容は、事例検討会の開催・社会資源情報に関する取組み・専門機関に関する取組み・成年後見人制度に関する取組みを実施予定。 ・実施内容は地域の支援者に関わるため定例会、事業所連絡会は区分けせず合同開催。
区企画運営会議	毎月 第2水曜日 9：00 ～10：30 （予定）	・区企画運営会議、区定例会、相談支援事業所連絡会、の年間実施計画・日時・参加者を決定、活動を実施、振り返り、評価 ・地域課題のスクリーニング ・区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理 ・ワーキング設置の検討 ・ワーキング進捗管理 ・活動班の進捗管理 （具体的なスケジュール等は今後企画運営会議で検討）
相談支援事業所連絡会	5月27日（火） 7月22日（火） 9月日付け未定 11月日付け未定 12月23日（火） 2月24日（火）	・中原区地域自立支援協議会中長期テーマ「知ろう」「考えよう」「やってみよう」を上げ、今年度の主な活動内容は、事例検討会の開催・社会資源情報に関する取組み・専門機関に関する取組み・成年後見人制度に関する取組みを実施予定。 ・実施内容は地域の支援者に関わるため定例会、事業所連絡会は区分けせず合同開催。
学校de移行ワーキング	年7回開催予定	・詳細は「ワーキング設置計画書」参照

【令和6年度 高津区地域自立支援協議会 企画運営会議】

取組の目的・目標

区協議会の円滑な運営

主な内容

区協議会全体の年間実施計画の作成、活動を実施、振り返り、評価、地域課題スクリーニング、区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理、ワーキングの設置・廃止の決定、各ワーキングにおける協議内容の進捗管理、市協議会への報告、意見取りまとめ、その他区協議会の運営に関すること

- ・区事務局会議、区定例会、相談支援事業所連絡会、の年間実施計画・日時・参加者を決定、活動を実施、振り返り、評価
- ・地域課題のスクリーニング
- ・区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理
- ・ワーキング設置の検討
- ・ワーキング進捗管理
- ・相談支援事業所連絡会の企画検討

Plan
(計画)

- ・毎月第1水曜日13:30~14:30で実施
- ・事業所連絡会の企画検討を実施
- ・定例会の企画検討を実施
- ・包括的相談支援ワーキングの今年度の内容進め方検討を実施
- ・地域課題抽出の進め方検討、課題抽出スクリーニング表への落とし込み実施
- ・メーリングリストの活用方法検討、対応策・広報を実施

Do
(実施)

- ・第1水曜13:30~14:30⇒13:30~15:00にし協議時間を30分延長。
- ・限られた時間で協議内容を深めるため、事前に資料を配布する等、効率化を図っていく。
- ・以前、活用していた「高津区地域自立支援協議会」のホームページを再稼働し、協議会の意義や活動を伝えていく。
- ・年度初めに、地域づくりや課題整理をするための共通認識を、まずは同会議構成員で持つ。
- ・課題整理の抽出方法や検討する構成員等を検討していく。
- ・メーリングリスト施行して約2年経過。活性化を目的に、登録者の意見聴取等の取組を検討。

Act
(改善、
修正)

- ・会議時間が、1時間のみでは協議内容を深められない。
- ・企画や取組が年度後半に集中してしまった。
- ・自立支援協議会の取組や内容がわかりづらく、地域への活動が示せていない。
- ・他会議で確認された課題の吸い上げ方
- ・提出された課題の整理方法(構成員も含めて)等の検討が必要
- ・構成員の共通認識(前提となる地域の認識)を持つ必要がある。
- ・インフォーマル資源の把握が必要。
- ・メーリングリスト「あんど」の活用方法について、改めて検討が必要。

Check
(評価、
検証)

【令和7年度 高津区地域自立支援協議会 企画運営会議】

取組の目的・目標

区協議会の円滑な運営

主な内容

区協議会全体の年間実施計画の作成、活動を実施、振り返り、評価、地域課題スクリーニング、区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理、ワーキングの設置・廃止の決定、各ワーキングにおける協議内容の進捗管理、市協議会への報告、意見取りまとめ、その他区協議会の運営に関すること

- ・企画運営会議協議時間を今年度30分延長（13:30～15:00）。
- ・区事務局会議、区定例会、相談支援事業所連絡会、の年間実施計画・日時・参加者を決定、活動を実施、振り返り、評価。
- ・地域課題のスクリーニング。
- ・区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理。
- ・ワーキング設置の検討および設置ワーキング進捗管理。
- ・高津区情報共有ツール「メーリングリストあんど」の取組状況の共有。活性化に向けた検討。

Plan
(計画)

Do
(実施)

Act
(改善、
修正)

Check
(評価、
検証)

- ・毎月第1水曜日13:30～15:00で実施。
- ・役割分担・スケジュール決定
(基幹と区役所は以下の全てに関わっていく)
- ・定例会:主担当まいうえい。8/26、1/27開催。
構成員全員で直接事業所訪問し協議会周知活動実施。
- ・事業所連絡会:主担当すいせん。宮前と合同開催1回、単独開催1回計2回開催。
- ・ワーキング:主担当ほあり。12/15開催。高齢分野
主担当:すえなが地域包括支援センター。
課題整理グループ:主担当中部リハ(在宅支援室、
地域支援室)。
- ・高津区メーリングリスト運営管理:主担当すいせん。

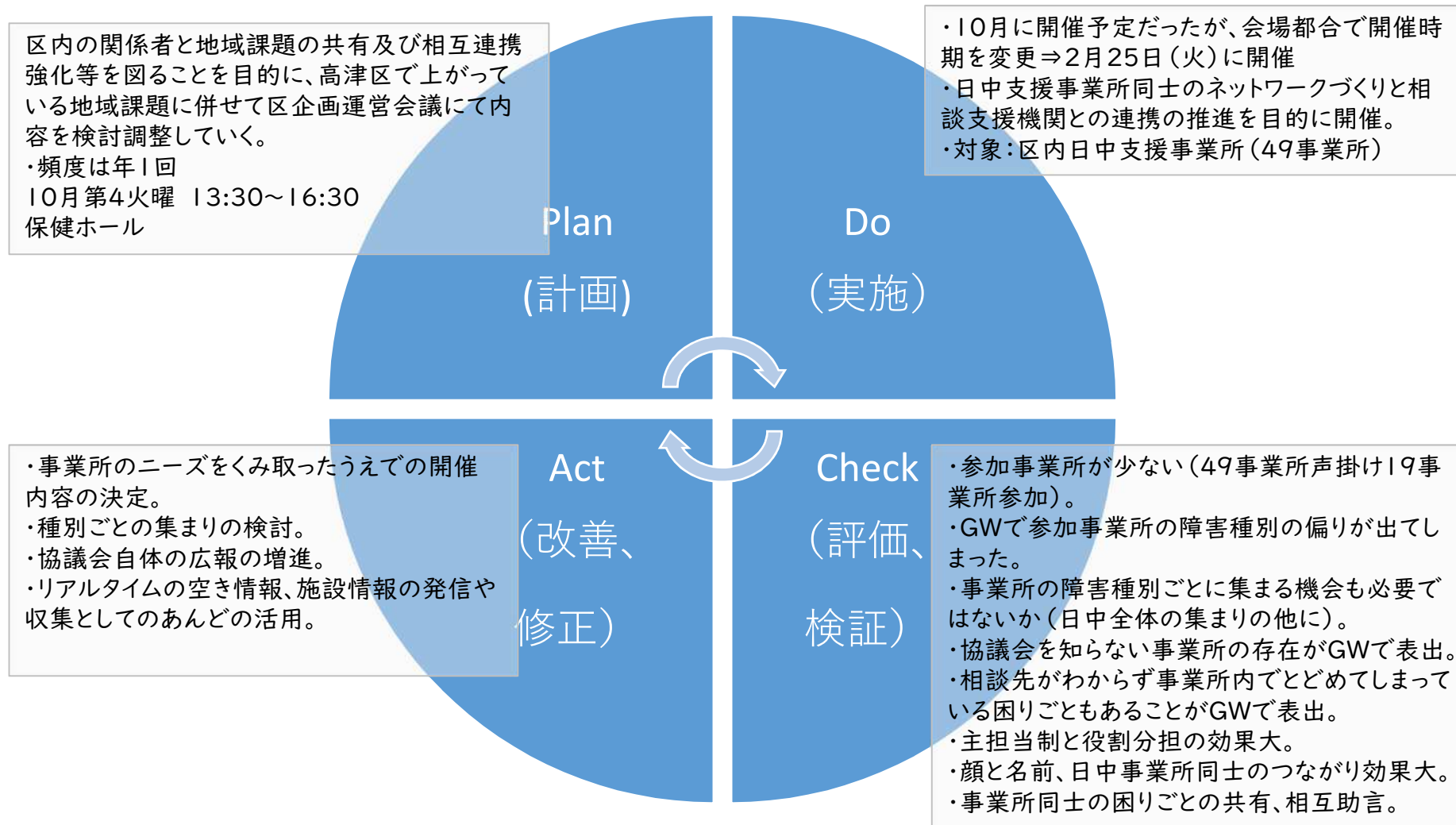
【令和6年度 高津区地域自立支援協議会 定例会】

取組の目的・目標

区内の関係者と地域課題の共有及び相互の連携強化等を図る

主な内容

①区レベルで対応する地域課題のうち、必要な地域課題についての共有、意見聴取、②区企画運営会議、区ワーキングにおける協議事項についての報告、共有、③情報伝達、研修、④参加者間の交流、ネットワークづくり



【令和7年度 高津区地域自立支援協議会 定例会】

取組の目的・目標

区内の関係者と地域課題の共有及び相互の連携強化等を図る

主な内容

①区レベルで対応する地域課題のうち、必要な地域課題についての共有、意見聴取、②区企画運営会議、区ワーキングにおける協議事項についての報告、共有、③情報伝達、研修、④参加者間の交流、ネットワークづくり

区内の関係者と地域課題の共有及び相互連携強化等を図ることを目的に、高津区で上がっている地域課題に併せて区企画運営会議にて、今年度の内容を検討調整していく。

- ・地域の日中活動先との繋がりを更に深める
- ・ニーズを反映させた開催内容
- ・協議会自体の広報、周知活動
- ・高津区情報共有ツール「メーリングリストあんど」の普及と事業所情報の発信、収集
- ・頻度は今年度年2回（上期、下期1回ずつ）
- ・第4火曜 13:30～16:30
保健ホール（参加人数により変更あり）

Plan
(計画)

Do
(実施)

- ・年2回開催予定（1回目8/26、2回目1/27）。
- ・中部基幹・まいうえい事前打合せ実施（4/23）。
- ・ワールドカフェ方式を取り入れることや高津区役所を知るミニ講座などを検討。
- ・1回目定例会のアンケート内容を受けて2回目に反映させ参加者ニーズに応える工夫を取り入れる。
- ・7月企画運営会議でテーマ決め。「日々の支援で工夫して上手くいったことの共有」というテーマでのGW開催（ワールドカフェ形式）。協議会の周知活動と定例会チラシ配布を直接訪問形式で実施。
- ・中部基幹・まいうえい事前打合せ実施（8/1）。定例会実施案の原案検討。
- ・8月企画運営会議で定例会実施案承認。

Act
(改善、
修正)

Check
(評価、
検証)

【令和6年度 高津区地域自立支援協議会 相談支援事業所連絡会】

取組の目的・目標

区内の相談支援事業所等の連携強化及び人材育成等を図る

主な内容

- ・事業所の支援状況等について共有し、事業所間の交流を深める
- ・相談支援に関する意見交換
- ・障害福祉サービスの情報交換（制度、報酬改定等）
- ・事例検討
- ・悩みごと相談会

・事業所の支援状況等について共有し、事業所間の交流を深められるよう下記取組みを企画。

（第1回）

- ・事例検討
- ・情報共有と意見交換
- ・地域課題への取組み

（第2回）

- ・事例検討
 - ・情報共有と意見交換
 - ・7月、1月の2回開催予定
- 第4火曜日13:30～16:30 保健ホール

・年度初めに、連絡会の目的について検討した上で、計画的に遂行できるよう年間スケジュールを作成して取り組んでいく。

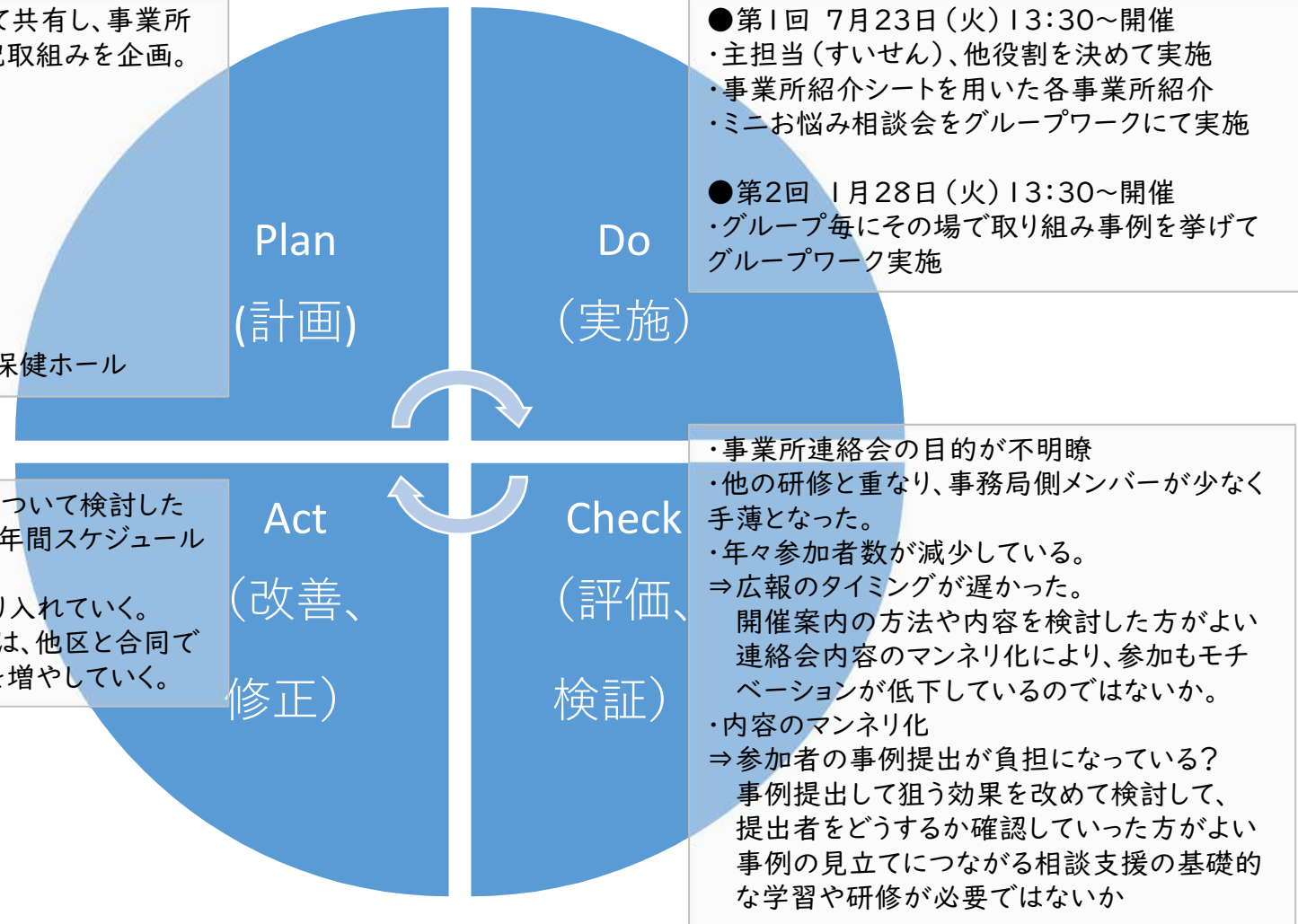
・学習会や研修会の形式を取り入れていく。
⇒インプット系の内容については、他区と合同で実施することと呼びかけ対象を増やしていく。

●第1回 7月23日（火）13:30～開催

- ・主担当（すいせん）、他役割を決めて実施
- ・事業所紹介シートを用いた各事業所紹介
- ・ミニお悩み相談会をグループワークにて実施

●第2回 1月28日（火）13:30～開催

- ・グループ毎にその場で取り組み事例を挙げてグループワーク実施



【令和7年度 高津区地域自立支援協議会 相談支援事業所連絡会】

取組の目的・目標

区内の相談支援事業所等の連携強化及び人材育成等を図る

主な内容

- ・事業所の支援状況等について共有し、事業所間の交流を深める
- ・相談支援に関する意見交換
- ・障害福祉サービスの情報交換（制度、報酬改定等）
- ・事例検討
- ・悩みごと相談会

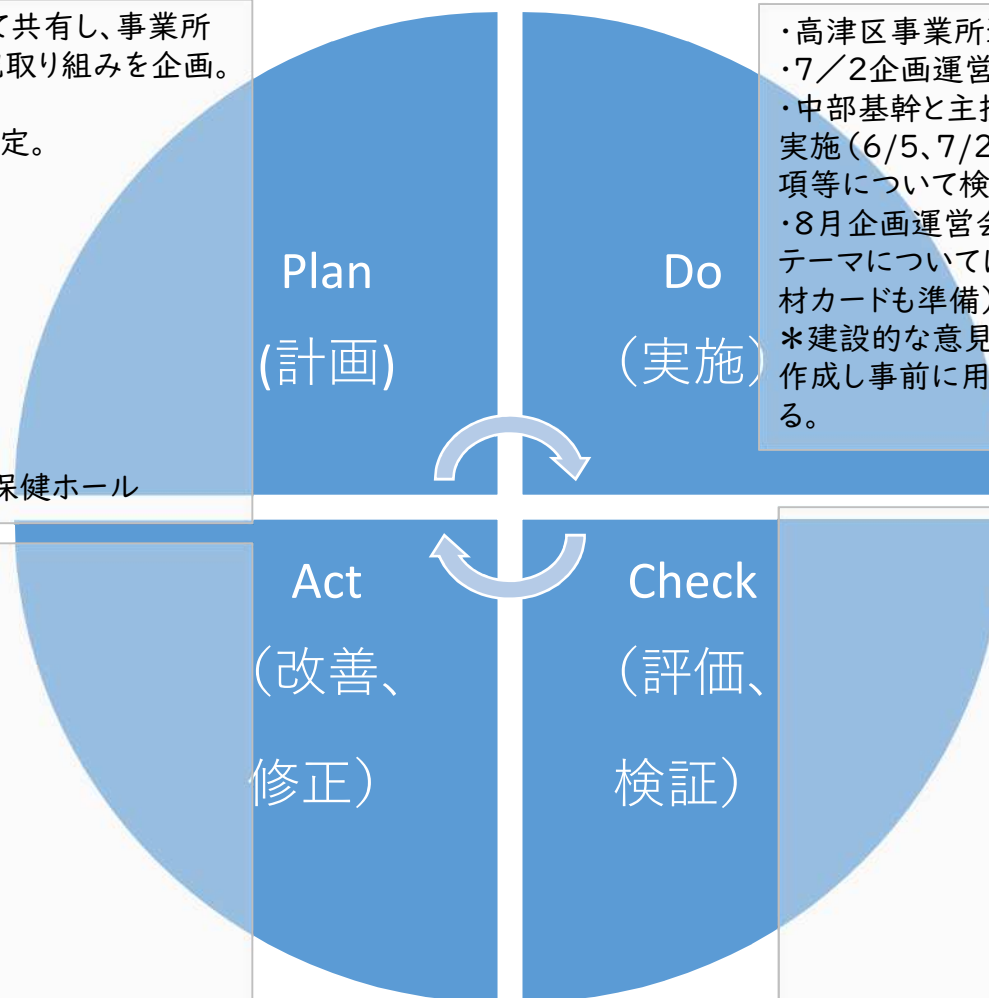
・事業所の支援状況等について共有し、事業所間の交流を深められるよう下記取り組みを企画。
高津区では、年2回開催予定。
他区との合同開催を1～2回予定。

<高津区事業所連絡会>

- ・事業所紹介
- ・情報共有と意見交換
- ・事例検討

<他区合同事業所連絡会>

- ・事業所紹介
- ・情報共有と意見交換
- ・研修、学習会
- ・第4火曜日13:30～16:30 保健ホール



- ・高津区事業所連絡会10/28開催予定。
- ・7/2企画運営会議で内容検討・アイデア出し。
- ・中部基幹と主担当（すいせん）とで事前打合せ実施（6/5、7/24）。内容、スケジュール、準備事項等について検討、確認。
- ・8月企画運営会議に提案する実施案として、テーマについては、事業所ミニお悩み相談会（題材カードも準備）を検討。
- ＊建設的な意見交換ができるよう題材カードを作成し事前に用意する工夫を取り入れて実施する。

【令和6年度 高津区地域自立支援協議会 包括的相談支援ワーキング】

地域課題

地域生活を送る上で、複合的な生活課題や家族を含めた世帯支援を必要とするケースが多くある。世代を超えた高齢者や児童の支援事業所が制度や支援方針・手法、活用資源を理解し合う必要がある。

取組の目的・目標

地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等の高齢支援者や児童期における支援者とお互いの業務を知り、円滑な連携を行えるようにする。

- ・頻度：年6回程度開催
- ・構成：地域包括支援センター、地域相談支援センター、区（高齢者支援、障害者支援）、基幹相談支援センター
- ・複合的な支援のためにどのような機関と連携し、取組が必要か検討・整理を行う。
- ・顔の見える場を作り、支援方針・手法を知る。
- ・継続的に連携が取れる場を設定し、相互理解を深めて、地域課題解決に向けて取組を行う。

Plan
(計画)

- ・2/12(水)「高齢分野と障害分野の意見交換会」を開催予定。
- ・対象：地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所、区ケースワーカー、地域相談支援センター、基幹相談支援センター、中部リハセンター
- ・「介護保険への移行」と「8050世帯の支援」の2事例を用意。事例を通して、それぞれの分野の支援や手法について知る。

Do
(実施)

- ・同じような会の次年度の継続。
- ・対象の拡大か高齢分野との熟成かの検討。
- ・障害分野と高齢分野のそれぞれのサービスの違いや併用についての勉強会
- ・移行期に必要な準備や手続きについての勉強会

Act
(改善、
修正)

- ・対象拡大を見込むとより効率的で計画的な会の運営が必要。
- ・障害サービスと介護保険サービスの違いについての説明機会。
- ・主担当と役割分担を決めた運営面での効果。
- ・現在進行中の事例検討に取り組めた良さ。
- ・高齢分野と障害分野のそれぞれの視点について認識を深めることができた。
- ・指定特定事業所と居宅介護事業所との顔と顔の見える関係作り、ネットワーク作り。

Check
(評価、
検証)

【令和7年度 高津区地域自立支援協議会 高齢分野と障害分野との連携ワーキング】

地域課題

地域生活を送る上で、複合的な生活課題や家族を含めた世帯支援を必要とするケースが多くある。分野を超えたそれぞれの支援事業所同士が制度や支援方針・手法、活用資源を理解し合う必要がある。

取組の目的・目標

地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等の高齢分野支援者と障害者相談支援センターや指定特定相談支援事業所等の障害分野支援者が、お互いの業務やそれぞれの分野の制度や活用できるサービスを知り、円滑な連携を行えるようにする。

- ・頻度：5月～年度末まで毎月1回開催予定。
- ・構成：地域包括支援センター、地域相談支援センター、区（高齢者支援、障害者支援）、基幹相談支援センター
- ・分野を超えた支援者に障害者相談支援センター、区障害者支援担当等が支援方針・手法、障害支援制度を言語化して説明する。
- ・高齢分野支援者と顔が見える場を作り、それぞれの支援方針・手法を知る。
- ・継続的に連携が取れる場を設定し相互理解を深めて、地域課題解決に向けた取組みを行なう。

Plan
(計画)

Do
(実施)

- ・中部基幹と高齢側担当すえなが包括、障害側担当はありで事前打合せ開催(5/27)
- ・「高齢分野と障害分野の意見交換会」(ワーキング全体会)を12/15開催予定。
- ・対象：地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所、区ケースワーカー、地域相談支援センター、基幹相談支援センター、中部リハセンター
- ・障害側、高齢側ともに関心の高い「高次脳機能障害ミニ講座」とそれを受けてのGW(包括、居宅、指定特定、委託相談、行政、中部リハ、中部基幹)を企画。事例を通してのミニ講座と、それぞれの分野での専門機関との連携などについてのGW。

Act
(改善、
修正)

Check
(評価、
検証)

作成日：令和7年3月5日

	予定日時	内容・計画等
区企画運営会議	毎月 第1水曜日 13:30 ～15:00	・区事務局会議、区定例会、相談支援事業所連絡会、の年間実施計画・日時・参加者を決定、活動を実施、振り返り、評価 ・地域課題のスクリーニング ・区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理 ・ワーキング設置の検討および設置ワーキング進捗管理 ・メーリングリスト「あんど」の取組状況の共有。活性化に向けた検討。
区定例会	上・下半期 各期1回 第4火曜 13:30～16:30 保健ホール ※参加人数により 会場の変更あり	区内の関係者と地域課題の共有及び相互連携強化等を図ることを目的に、高津区で上がっている地域課題に併せて区企画運営会議にて内容を検討調整していく。
相談支援事業所連絡会	高津区単独では 年2回開催予定 他区との合同開催 を1～2回予定 第4火曜日 13:30～16:30 保健ホール	(第1・2回) ・事業所紹介 ・情報共有と意見交換 ・事例検討 (他区合同事業所連絡会) ・事業所紹介 ・情報共有と意見交換 ・研修
高齢分野との連携 ワーキング	期間内に6回程度 開催予定	詳細は「ワーキング設置計画書」に記載

【令和6年度 宮前区地域自立支援協議会 企画運営会議】

取組の目的・目標

区協議会の円滑な運営

主な内容

区協議会全体の年間実施計画の作成、活動を実施、振り返り、評価、地域課題スクリーニング、区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理、ワーキングの設置・廃止の決定、各ワーキングにおける協議内容の進捗管理、市協議会への報告、意見取りまとめ、その他区協議会の運営に関すること

・区企画運営会議、区定例会、相談支援事業所連絡会の年間実施計画・日時・参加者を決定。企画を検討し活動を実施する。実施後には、振り返り及び評価を行う。

・ワーキング設置の検討、設置後の進捗管理、協議を行う。

・区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、スクリーニング表①②進捗管理。

・頻度は月1回

Plan
(計画)

・毎月第1火曜PM実施。

・各種会議報告、定例会、相談支援事業所連絡会、包括的相談支援ワーキング取組み内容協議、実施後の振り返りを実施。

・スクリーニング表:②を中心に協議。1回に2~3件

・頻度は計画通り

Do
(実施)

・円滑且つ効率的な運営
相談支援事業所連絡会、ワーキング、定例会等、各活動の目的、目標、取組内容について整理し、全体のバランスを考慮した計画が作成できるようにする。そのために忌憚のない意見を交わせる会議体を目指す。

・地域課題の整理
地域課題スクリーニングを定期的実施することで、個別の問題から地域全体の課題として普遍化するプロセスの理解を深める。その際、基幹相談支援センター、地域支援室、在宅支援室がその中心の役割を担う。

・ワーキング設置
福祉分野だけで課題解決に取り組むのは困難であるため、地域を巻き込みながら取組を展開していくようにする。

Act
(改善、
修正)

Check
(評価、
検証)

・相談支援事業所連絡会、ワーキング、定例会等、取り組むことが多かった。次回実施することについての検討に割く時間が多く、振り返り、評価に十分な時間を割けなかった。

・目標、計画がしっかり設定できていないと、評価しづらくなるので、プロセス含めて確認していけると良い。

・地域課題スクリーニングを定期的実施しているが、個別の課題を地域の課題とする分類・精査のプロセスが十分にやり切れていない。

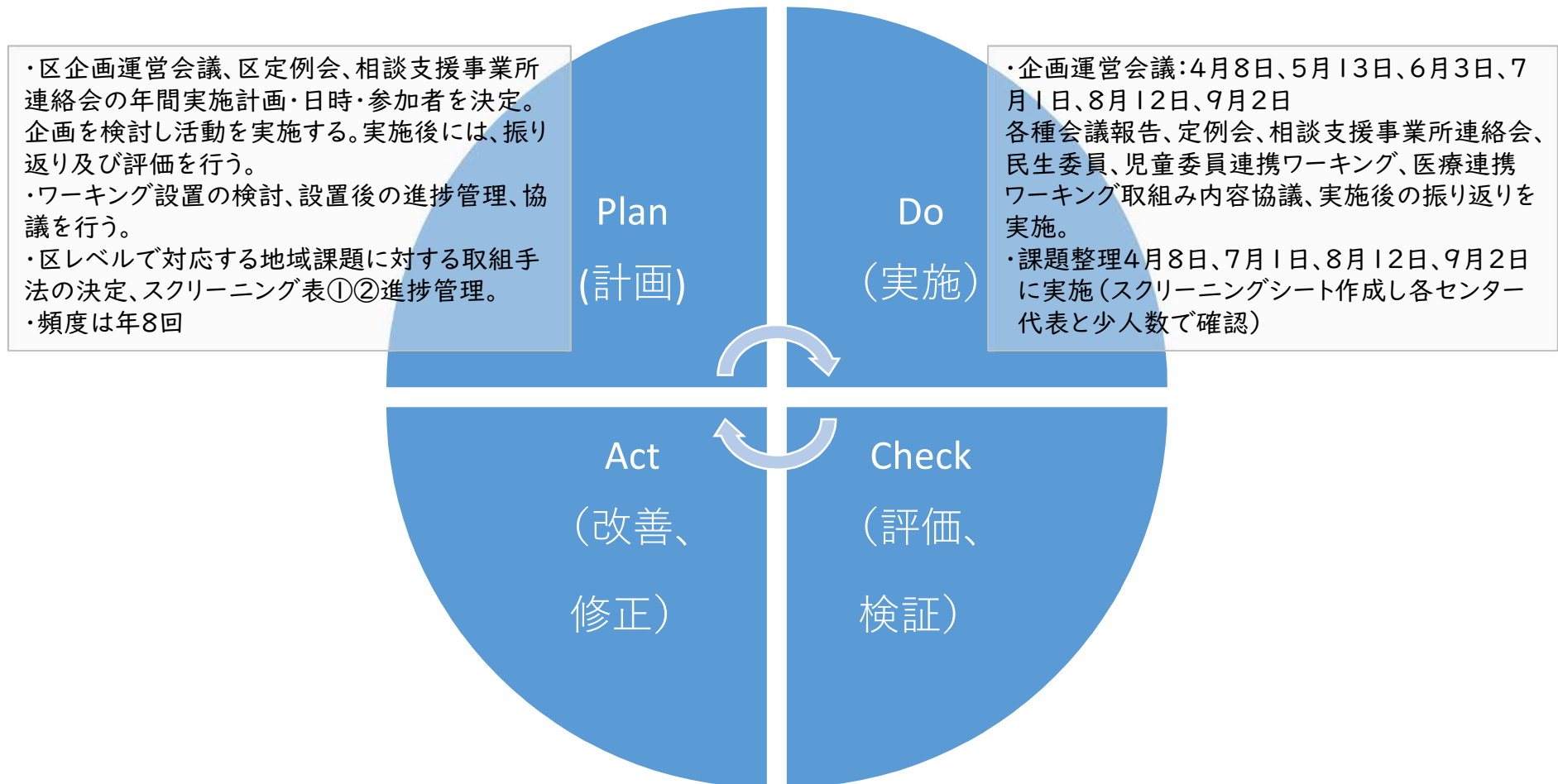
【令和7年度 宮前区地域自立支援協議会 企画運営会議】

取組の目的・目標

区協議会の円滑な運営

主な内容

区協議会全体の年間実施計画の作成、活動を実施、振り返り、評価、地域課題スクリーニング、区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理、ワーキングの設置・廃止の決定、各ワーキングにおける協議内容の進捗管理、市協議会への報告、意見取りまとめ、その他区協議会の運営に関すること



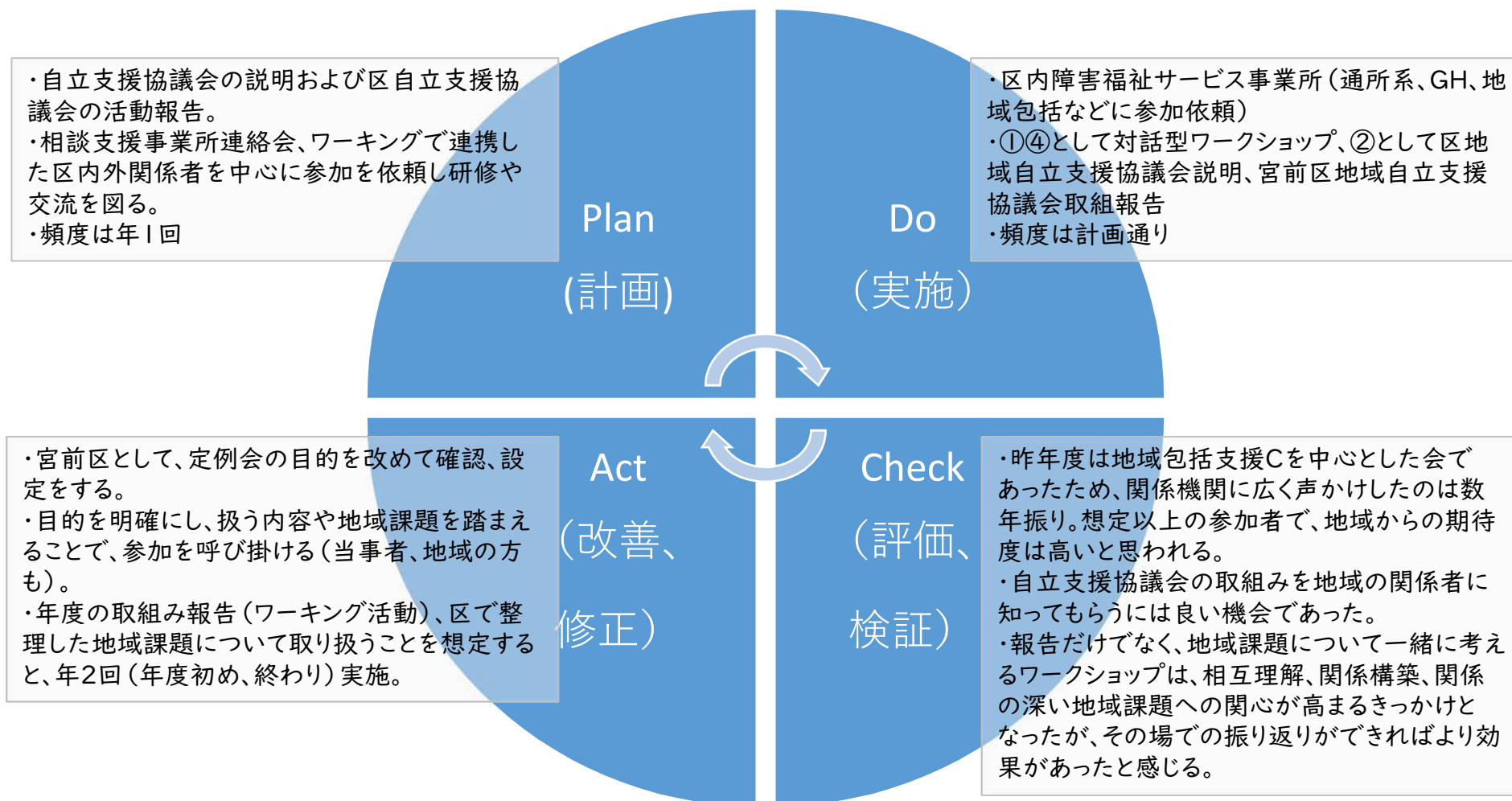
【令和6年度 宮前区地域自立支援協議会 定例会】

取組の目的・目標

区内の関係者と地域課題の共有及び相互の連携強化等を図る

主な内容

①区レベルで対応する地域課題のうち、必要な地域課題についての共有、意見聴取、②区企画運営会議、区ワーキングにおける協議事項についての報告、共有、③情報伝達、研修、④参加者間の交流、ネットワークづくり



【令和7年度 宮前区地域自立支援協議会 定例会】

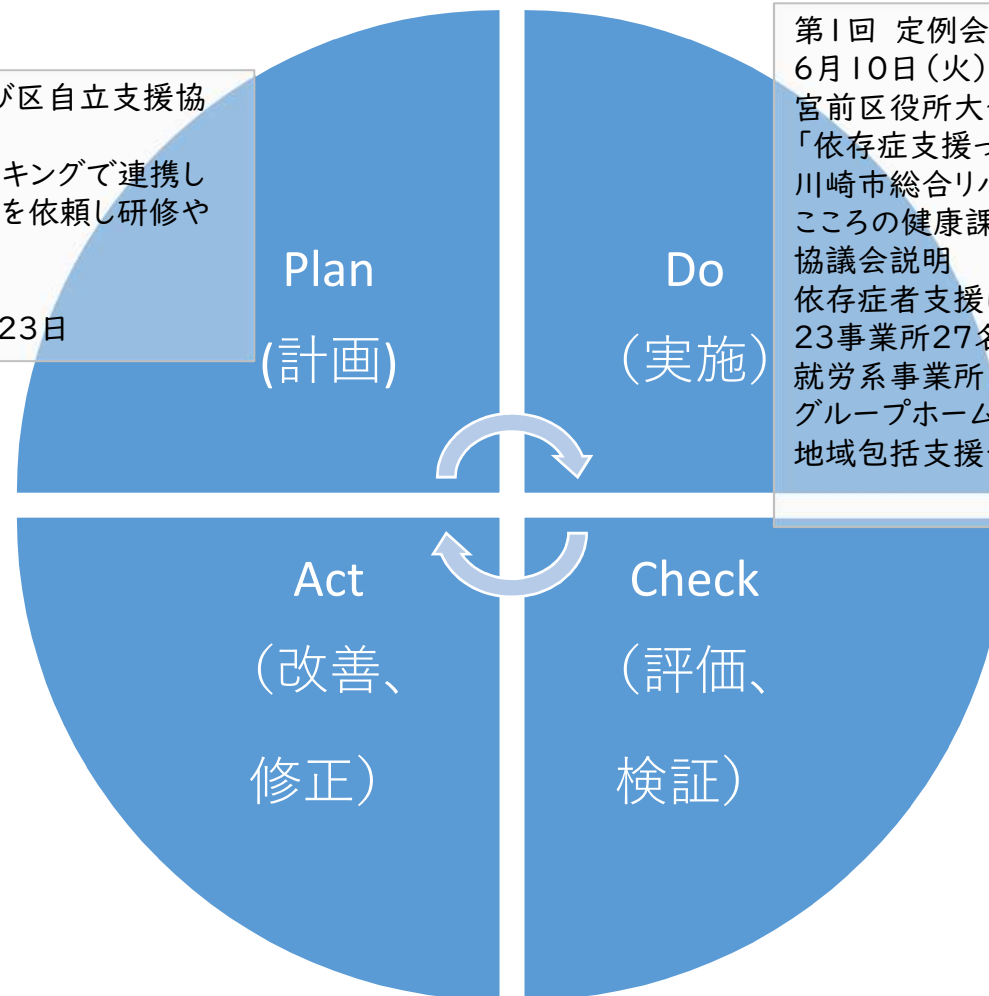
取組の目的・目標

区内の関係者と地域課題の共有及び相互の連携強化等を図る

主な内容

①区レベルで対応する地域課題のうち、必要な地域課題についての共有、意見聴取、②区企画運営会議、区ワーキングにおける協議事項についての報告、共有、③情報伝達、研修、④参加者間の交流、ネットワークづくり

・自立支援協議会の説明および区自立支援協議会の活動報告。
・相談支援事業所連絡会、ワーキングで連携した区内外関係者を中心に参加を依頼し研修や交流を図る。
・頻度は年2回
第1回6月10日 第2回12月23日



第1回 定例会

6月10日(火)14時から16時30分

宮前区役所大会議室で開催

「依存症支援って何するの？」

川崎市総合リハビリテーション推進センター

こころの健康課こころの健康支援担当 野口氏

協議会説明

依存症者支援に関してグループワーク

23事業所27名参加

就労系事業所11事業所

グループホーム 2事業所

地域包括支援センター6事業所

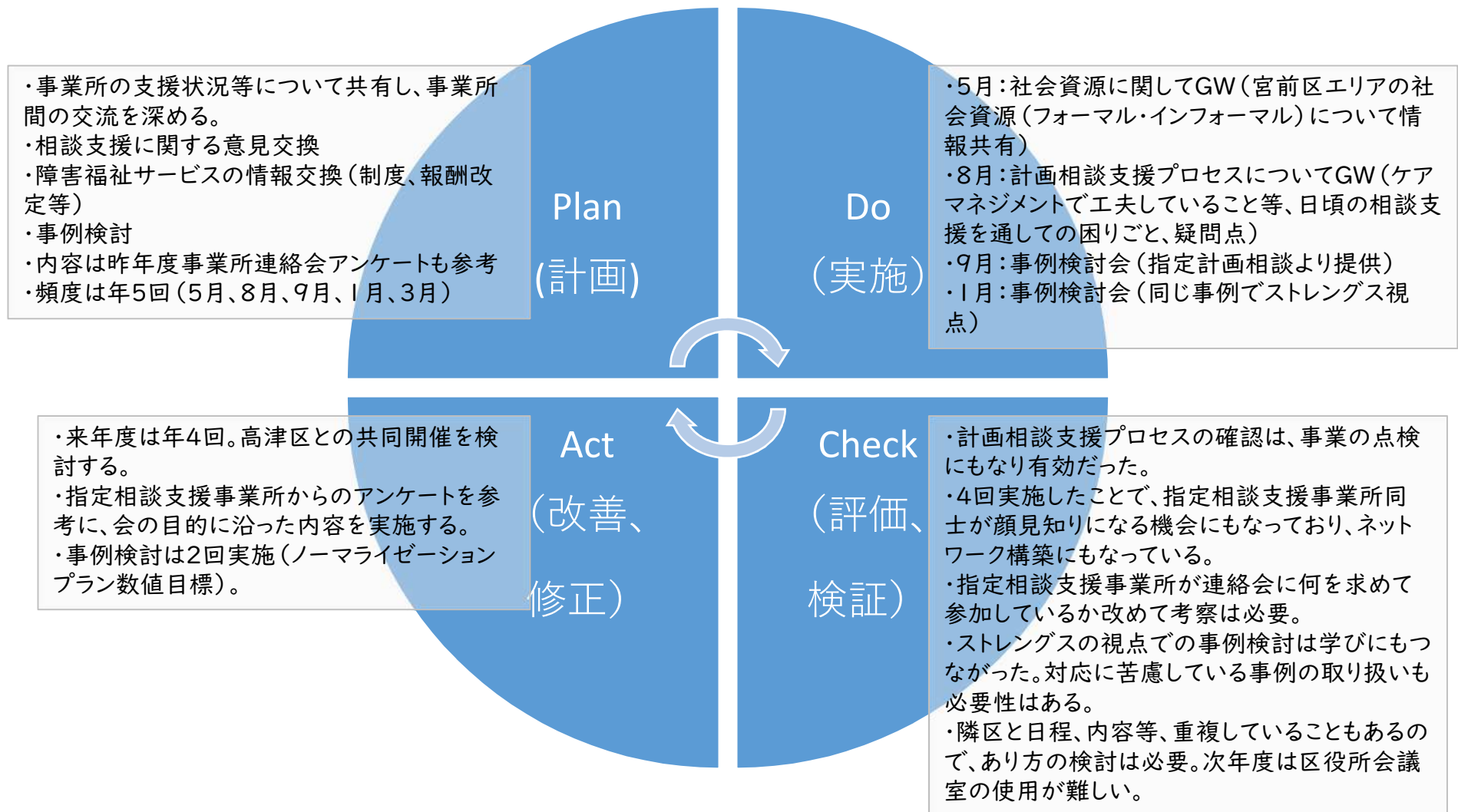
【令和6年度 宮前区地域自立支援協議会 相談支援事業所連絡会】

取組の目的・目標

区内の相談支援事業所等の連携強化及び人材育成等を図る

主な内容

- ・事業所の支援状況等について共有し、事業所間の交流を深める
- ・相談支援に関する意見交換
- ・障害福祉サービスの情報交換（制度、報酬改定等）
- ・事例検討



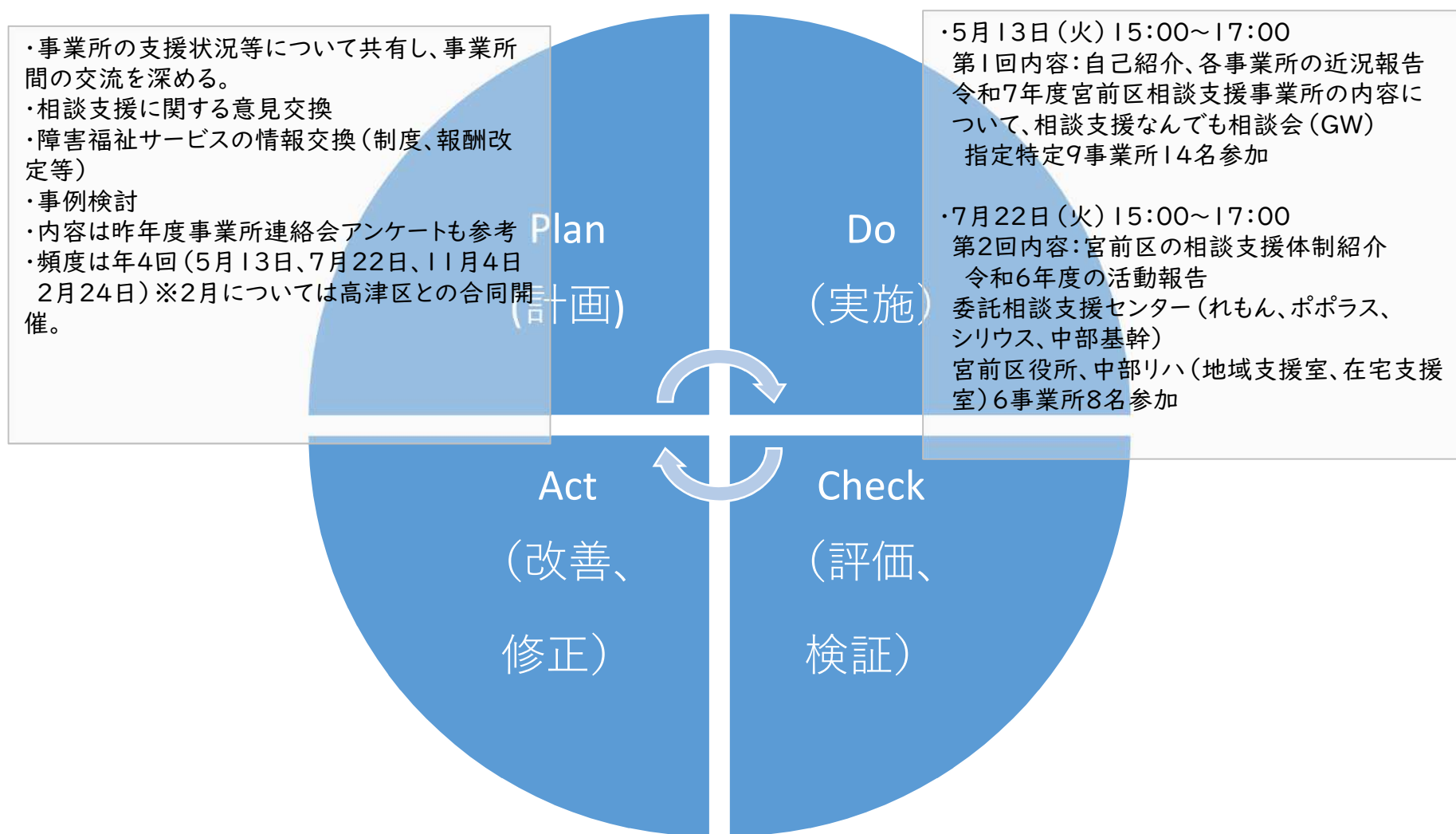
【令和7年度 宮前区地域自立支援協議会 相談支援事業所連絡会】

取組の目的・目標

区内の相談支援事業所等の連携強化及び人材育成等を図る

主な内容

・事例検討、事業所間の交流、業務に必要な情報伝達、研修、個別事例への支援のあり方に関する協議・調整等。



【令和6年度 宮前区地域自立支援協議会 包括的相談支援ワーキング】

地域課題

制度の狭間にある方や複雑化・複合化する世帯の課題について、障害者の支援体制だけでは対応が困難になっている。

取組の目的・目標

高齢者支援機関や児童支援機関等、障害福祉分野以外の相談支援機関の役割や支援方針やその手法に違いがあることを知り、円滑な連携を行う。

・中学校圏に焦点を当て、圏域に所在もしくは圏域を担当する様々な支援機関と連絡会を開催する。
・障害者相談支援センター、区障害者支援担当等の機能や支援方針、手法、相談支援体制について説明する。
・障害福祉分野以外の支援機関の機能や役割、支援方針、手法を知る。
・それぞれの機関で行っている事例検討や個別支援会議等の手法を共有する。

Plan
(計画)

Do
(実施)

・高齢分野：地域の実情に合わせてより効果的な取組みの検討が行えるよう、地域相談支援センター担当地区を1つのエリアとし、そのエリアを担当する地域包括支援センターを対象とした交流会を実施。
6月：れもん、鷺ヶ峰・フレンド神木
7月：ポポラス、ビオラ宮崎、宮前平、レストア川崎
10月：シリウス、みかど荘・富士見プラザ
・児童分野：11月西部地域療育センター・子ども発達・相談センター
→各機関同士の現状（個別ケースの繋がり、定期的な会合の有無等）、意見交換・情報交換、今後のエリアごとでの会合について

○高齢分野
◇地域相談支援センターエリアごとに、取り組めることから実施していき、共に協議、実働した実績を積み上げていく方向だが、新たに会議体を設けるのは難しい面もあるため、既存の会議体の活用を検討する必要がある。
・各地域相談支援センターごとの裁量ではなく、基幹相談支援センターも参画し、実施目的などを明確にする必要がある（年度末に区全体で活動報告及び課題の共有に結びつける）
[シリウス]65歳前のケース共有と合わせて、世帯ケースをセンターとしてピックアップし、地域包括と共有する。
[ポポラス]障害者の介護保険移行に関する支援の課題について情報共有する。
[れもん]気軽に話せる茶話会。パターンランゲージを用いて、一緒に支援を考える。
○児童分野
◇取組み成果としては不十分であったため、今後情報共有しながら児童に関する地域課題などの共有や移行期の支援について、引き続き検討する。地域療育センターは相談支援事業所連絡会に定期的に参加しているため、会前後の時間帯の活用も視野に入れる。

Act
(改善、
修正)

Check
(評価、
検証)

○高齢分野
・お互いの機能や高齢者と障害者支援の違い、障害者の介護保険移行に関する支援等についてお互いに課題として共通認識を持てたため、今後継続して検討が必要という共通の認識を持てた。
・継続した関わりにより、お互いの機能や役割の理解につながり、連携しやすくなるという期待感を持てた。
・各センターでの取り組みと並行して、全体での集まりも継続していくこと共有。
○児童分野
・お互いの機能や計画相談支援や児童期に関する地域課題などの共有ができた。

【令和7年度 宮前区地域自立支援協議会 民生委員・児童委員連携ワーキング】

地域課題

公営住宅に支援を必要とする障害のある住民がおり地域で支える必要がある。

取組の目的・目標

入居抽選のない公営住宅へ障害のある方が新規入居する状況があり障害特性上様々な配慮や支援が必要。お互いが住みやすい地域にするために民生委員・児童委員と地域の現状や課題を共有し地域の関係機関や様々な社会資源とつながる。

○地域の「知り合い」を増やしたい。

（当事者、相談支援、地域包括、行政が民生委員・児童委員と地域の現状や課題を供する。地域の関係機関や様々な社会資源とつながる）

アウトリーチの手法で取り組む。

- ①有馬第二団地ネットワーク会議への参加。
自治会役員、民生委員児童委員、各棟責任者と顔の見える関係性の構築をはかる。隔月第3水曜日10:00～12:00
- ②公営住宅エリア担当民生委員・児童委員向けの障害者への理解を深める出張相談会、勉強会の開催。

「障害のことを知る聞く話す会」
9月17日（水）10:00～11:30

Plan
(計画)

Do
(実施)

Act
(改善、
修正)

Check
(評価、
検証)

- ・6月2日14:00～15:00 有馬第二団地ネットワーク会議精神分野の活動に関する打ち合わせ
富士見プラザ地域包括4名
中部基幹2名、シリウス2名、精神保健係1名
地域ケア推進課1名、地域支援課1名参加
- ・6月18日10:00～12:00
有馬第二団地ネットワーク会議参加
9月17日開催予定の勉強会について企画経緯の説明、実施案の提示
- ・7月23日～29日 チラシ作成後共有し修正
- ・8月20日10:00～12:00
有馬第二団地ネットワーク会議への参加

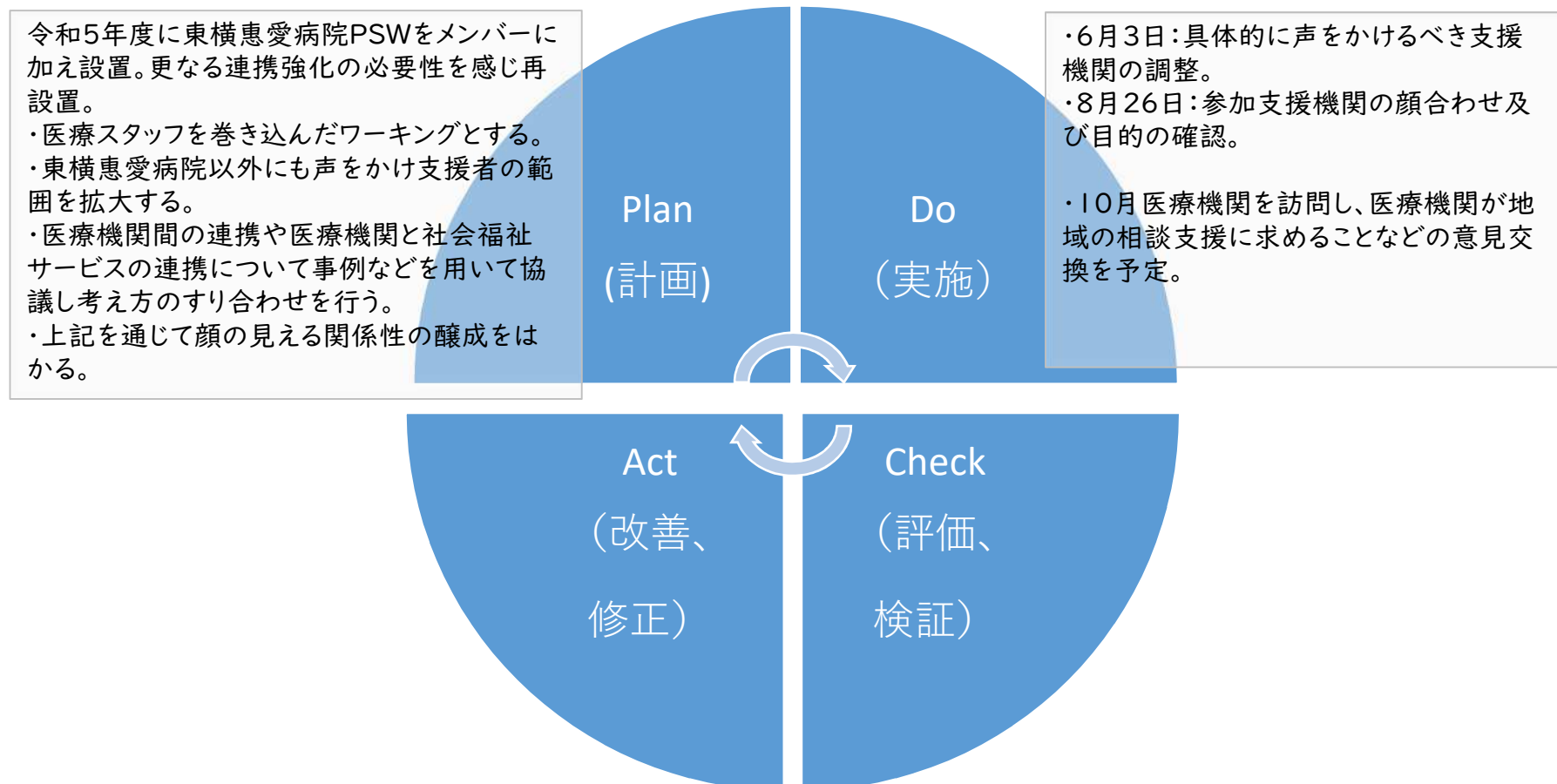
【令和7年度 宮前区地域自立支援協議会 医療連携ワーキング】

地域課題

区内設置されている精神科医療機関とGH等の社会資源の円滑な支援の移行

取組の目的・目標

医療機関・GH等の社会資源・相談支援事業所等が相互の役割・得意分野を認識することにより、必要な方に必要な支援を届け提案できる支援体制の構築を目標とする。



令和7年度宮前区地域自立支援協議会 年間実施計画書

様式3-1

作成日：令和7年4月8日

	予定日時	内容・計画等
区定例会	年2回開催 第1回6月10日 第2回12月23日 14:00～16:00	(第1回) ・令和6年度自立支援協議会の報告 ・参加者・機関の紹介 ・情報伝達 ・地域課題の共有、意見聴取 (第2回) ・区企画運営会議、区ワーキングにおける協議事項についての報告、共有 ・情報伝達 ・地域課題の共有、意見聴取
区企画運営会議	原則毎月 第1または第2火曜日 13:30～14:30 原則全員参加 ※課題整理WG 15:00～16:00全8回 (4月、7月、8月、9月、10月、12月、1月、2月)	・区企画運営会議、区定例会、相談支援事業所連絡会、の年間実施計画・日時・参加者を決定、活動を実施、振り返り、評価 ・ワーキングの設置 ・地区課題のスクリーニング ・区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理
相談支援事業所連絡会	計4回開催 ○宮前区単独開催3回 ①5月13日②7月22日 ③11月4日 宮前区役所4階第2会議室 高津区との合同開催 2月24日 14:00～16:00 高津保健ホール	(第1回宮前区単独開催) ・令和7年度相談支援事業所連絡会の説明 ・参加機関の紹介 ・情報伝達 (第2回宮前区単独開催) 内容未定 (第3回宮前区単独開催) 事例検討等 (第4回高津区との合同開催) 内容未定
〇〇ワーキング	計5回開催 4月15日、6月3日、8月26日、10月28日、1月13日 15:00～17:00	ワーキング立ち上げ後に詳細は「ワーキング設置計画書」に記載

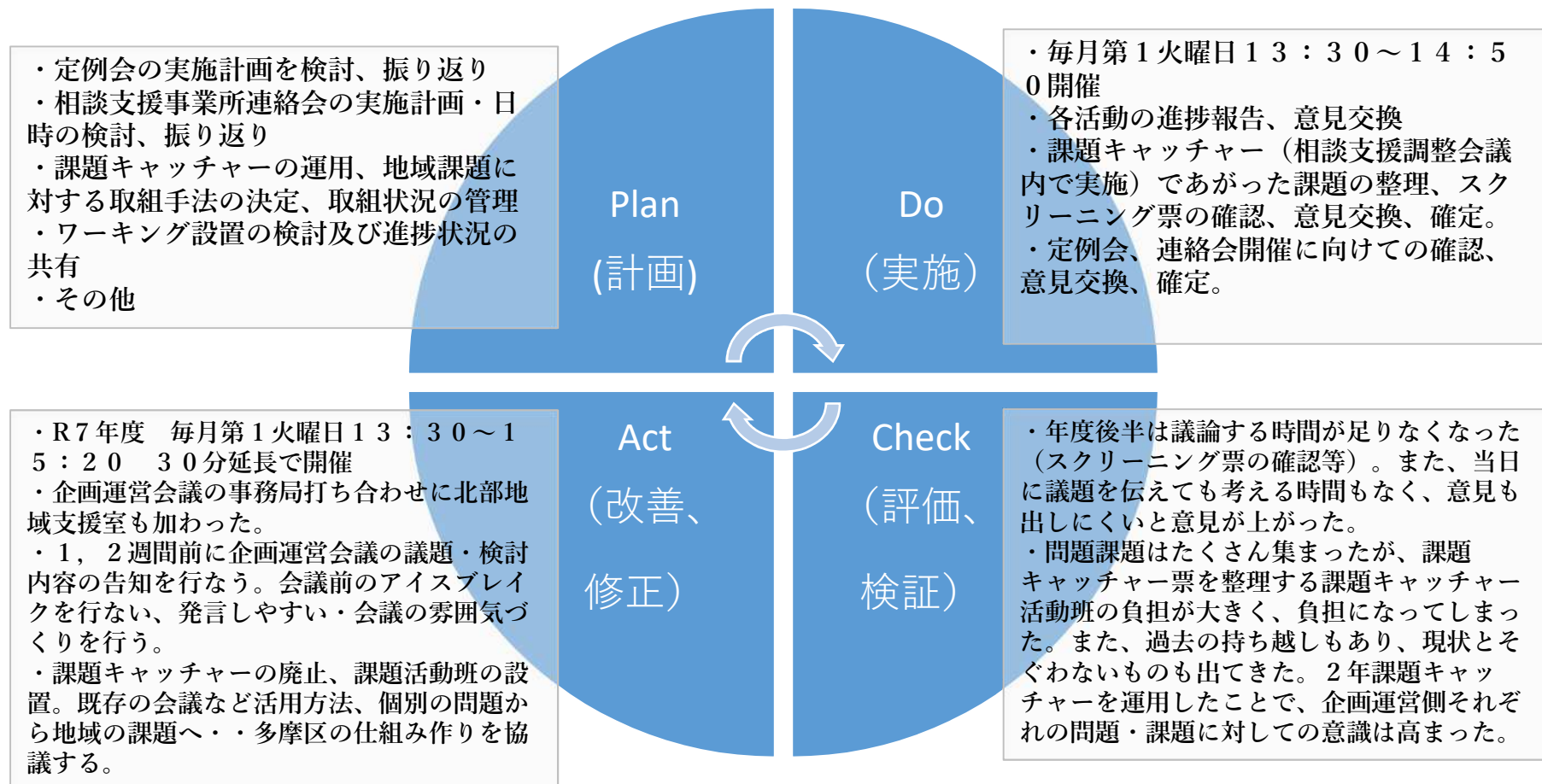
【令和 6 年度 多摩区地域自立支援協議会 企画運営会議】

取組の目的・目標

区協議会の円滑な運営を図る。

主な内容

区協議会全体（区企画運営会議、区定例会、相談支援事業所連絡会、ワーキング）の年間実施計画の作成、活動を実施振り返り、評価。地域課題のスクリーニング。区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、状況の進捗管理。ワーキングの設置・廃止の決定、各ワーキングにおける協議会内容の進捗管理。市協議会への報告、意見とりまとめ。その他、区協議会の運営に関すること



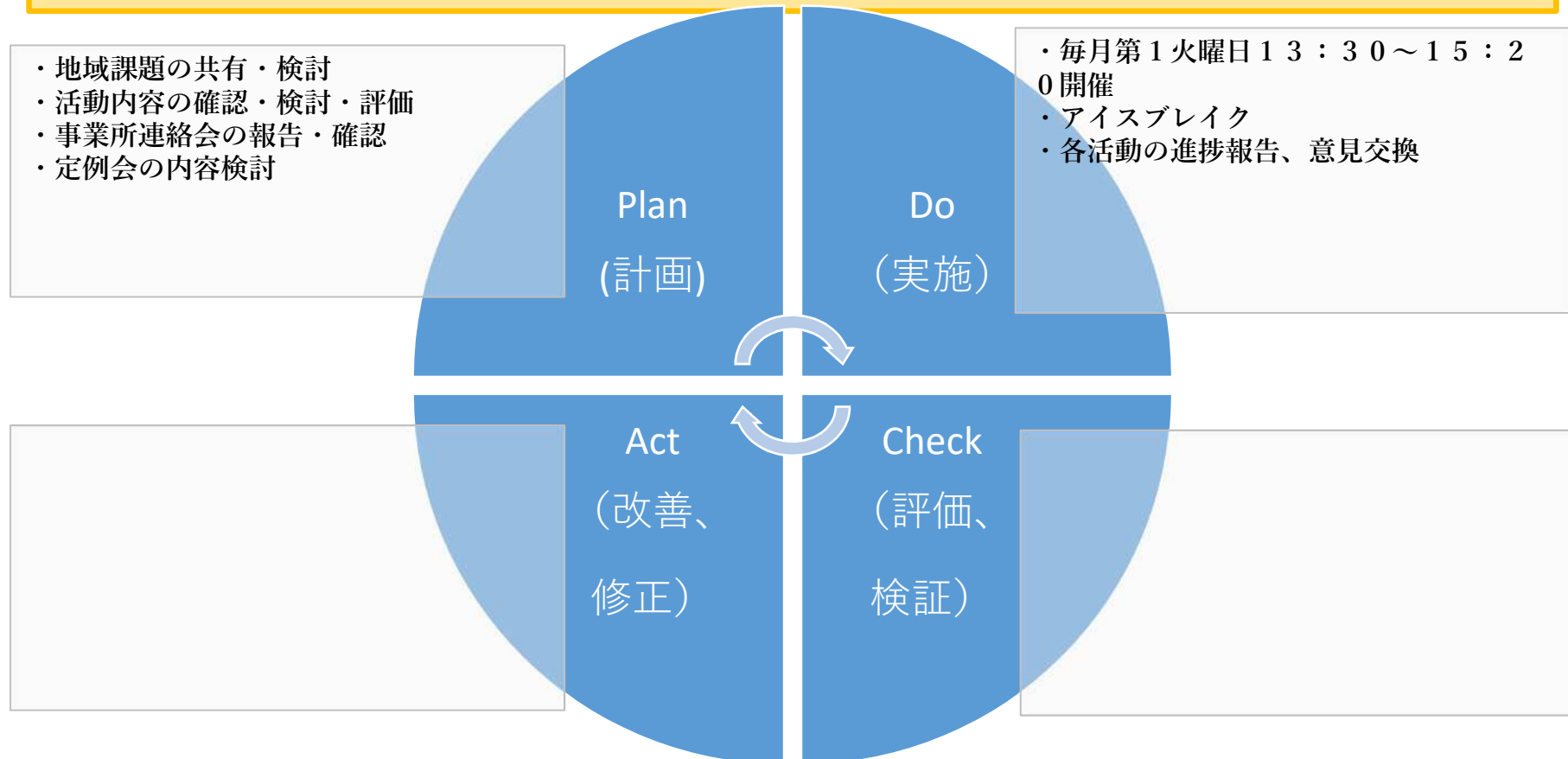
【令和7年度 多摩区地域自立支援協議会 企画運営会議】

取組の目的・目標

区協議会の円滑な運営を図る。

主な内容

区協議会全体（区企画運営会議、区定例会、相談支援事業所連絡会、ワーキング）の年間実施計画の作成、活動を実施振り返り、評価。地域課題のスクリーニング。区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、状況の進捗管理。ワーキングの設置・廃止の決定、各ワーキングにおける協議会内容の進捗管理。市協議会への報告、意見とりまとめ。その他、区協議会の運営に関すること



【令和6年度 多摩区地域自立支援協議会 定例会】

取組の目的・目標

区内の関係者と地域課題の共有及び相互の連携強化等を図る

主な内容

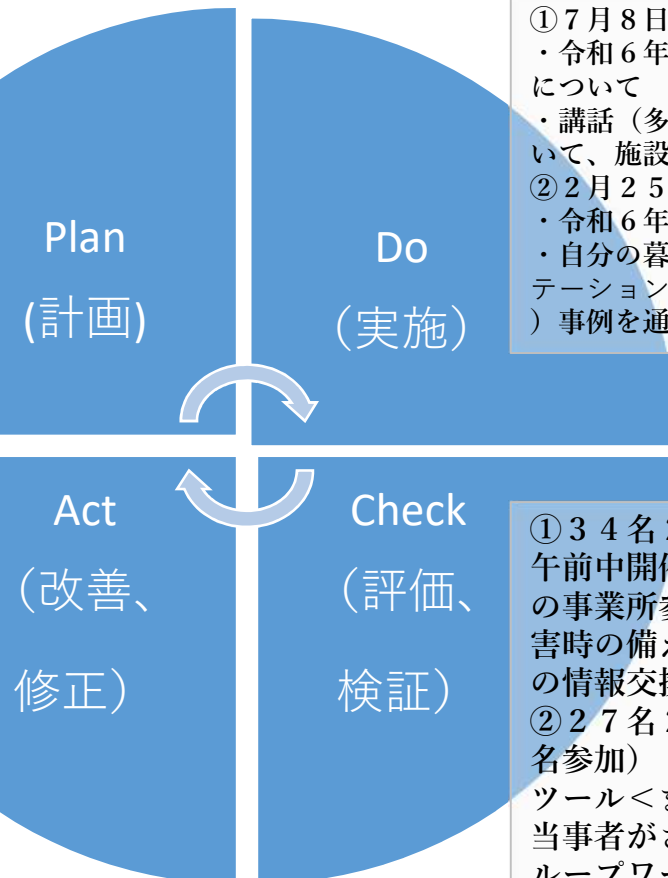
区レベルで対応する地域課題のうち、必要な地域課題についての共有、意見聴取。区企画運営会議、区ワーキングにおける協議事項についての報告、共有。情報伝達、研修。参加者間の交流、ネットワークづくり等。

上半期に1回、下半期に1回行い、活動内容の共有と報告を行い意見をいただきたい考え。

- ①「避難所の小学校に受け入れを確認したら、受け入れられないと言われた。食料や備蓄も自分でやらないといけなかった」と児童の連絡会のグループワークで話しが出たことで、定例会のテーマに上がった。
- ②地域課題スクリーニング表で余暇活動・創作活動の場所や発表の場がないこと（知らない）が上がった。困っている人が地域にいたら事業所として・自分として何ができるだろう、事例を通じて地域について考えたり言語化するきっかけになる時間を作りたい・投げかけたい。

- ①Pの回答は得られた。
1回だけで終わらず、定期的に行うことが防災への意識づけに必要。

- ②言いっぱなしになってしまった部分もあるが、事例を通じて地域の資源や課題について考える時間がもてた。
ツールとして、パターンランゲージに興味を持ってもらえた。



- ① 7月8日
・令和6年度 多摩区地域自立支援協議会の活動予定について
・講話（多摩区役所危機管理担当より）「災害時において、施設として備える事・グループワーク」
- ② 2月25日
・令和6年度 多摩区地域自立支援協議会の活動報告
・自分の暮らす地域を知る（まちбата 総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課を招いて）事例を通じてのグループワーク

- ① 34名25事業所参加
午前中開催だったこともあり、児童関係の事業所参加が多かった。各事業所の災害時の備えの情報交換、近隣の地域資源の情報交換などができた。
- ② 27名20事業所参加（うち当事者2名参加）
ツール＜まちбата＞使用により、多職種当事者がざくばらんに経験をもとにグループワークが行えた。

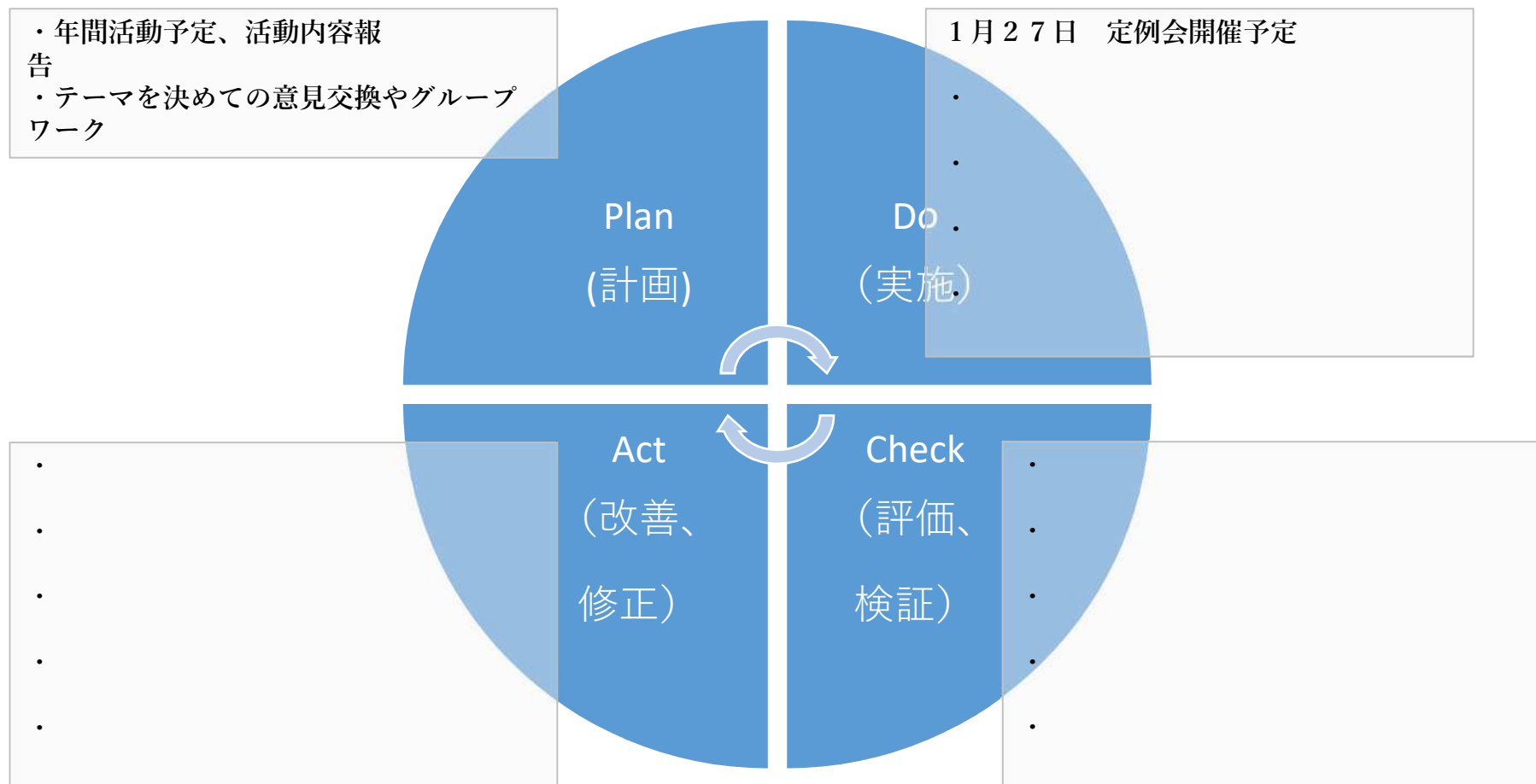
【令和7年度 多摩区地域自立支援協議会 定例会】

取組の目的・目標

区内の関係者と地域課題の共有及び相互の連携強化等を図る

主な内容

区レベルで対応する地域課題のうち、必要な地域課題についての共有、意見聴取。区企画運営会議、区ワーキングにおける協議事項についての報告、共有。情報伝達、研修。参加者間の交流、ネットワークづくり等。



【令和6年度 川崎市北部相談支援事業所連絡会】

取組の目的・目標

区内の相談支援事業所等の連携強化及び人材育成等を図る。

主な内容

事例検討、事業所間の交流、業務に必要な情報伝達、研修、個別事例への支援のあり方に対する協議・調整等。

多摩区と麻生区合同にて、北部相談支援事業所連絡会として実施。

- ・地域の事業所紹介
- ・研修（地域自立支援協議会理解、行政説明等）
- ・グループワーク。

- ・事業所連絡会グループワーク内で相談支援従事者が地域の課題と捉えたものが地域課題スクリーニング表の作成に至った。
- ・多摩区・麻生区合同で3年間開催していたが、区ごとで行うことの検証も検討。
- ・2月開催は行わない。

Plan
(計画)

Act
(改善、
修正)

(内容) 事例検討 年5回開催

①第6回令和6年6月26日(水)
「高齢の両親と障害の本人を高齢と障害支援で連携したケース」

②第7回令和6年8月27日(火)
「意思表示の真意に疑問がある方へのアプローチについて」

③第8回令和6年10月21日(火)
「地域生活を送る軽度知的障害の方へ支援チームと違う働きかけがあった中で連携したケースについて」

④第9回令和6年12月11日(月)
「就労移行支援事業所に通う利用者と支援者の距離の取り方について」

⑤第10回令和7年2月12日(水)
「就労を希望する重複障害を抱えた方の支援について」

事務局会議 令和6年4月18日、6月6日、7月29日、9月24日、11月13日、令和7年1月14日、3月11日

Check
(評価
検証)

①16事業所23名	全体44名参加
②11事業所15名	全体31名参加
③14事業所18名	全体34名参加
④14事業所24名	全体47名参加
⑤12事業所15名	全体29名参加

- ・第8回以降は指定特定相談支援事業所からの事例提出の募集をした。事例提出の敷居が下がったことから、R7年度多摩区相談支援調整会議内のGSVに指定特定相談支援事業所が参加、事例提出に繋がった。
- ・5回行ったことで各事業所顔の見える関係性・事業所同士のつながりはできている。
- ・第10回は開催時期が2月だった為、参加者が少なかった。が、5回すべてに参加した事業所が数事業所あった。

【令和7年度 川崎市北部相談支援事業所連絡会】

取組の目的・目標

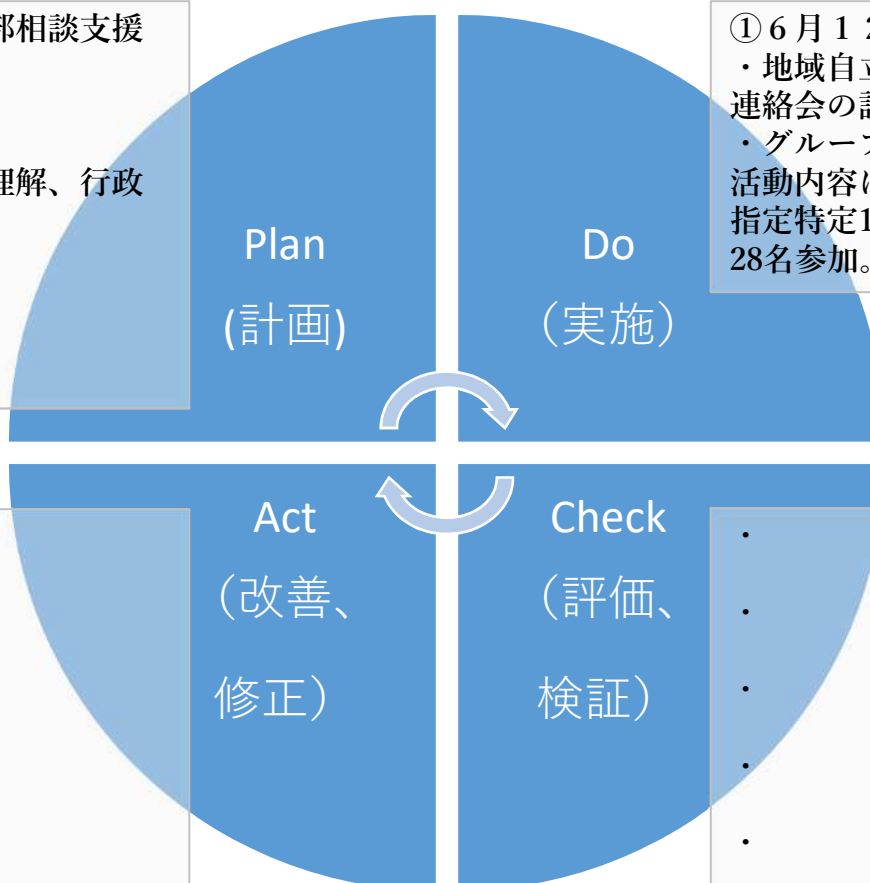
区内の相談支援事業所等の連携強化及び人材育成等を図る。

主な内容

事例検討、事業所間の交流、業務に必要な情報伝達、研修、個別事例への支援のあり方に対する協議・調整等。

多摩区と麻生区合同にて、北部相談支援事業所連絡会として実施予定。

- ・地域の事業所紹介
- ・研修（地域自立支援協議会理解、行政説明等）
- ・グループワーク等



① 6月12日

- ・地域自立支援協議会・相談支援事業所連絡会の説明
 - ・グループトーク（顔合わせ・今年度の活動内容についての情報交換）
- 指定特定14事業所18名、事務局10名、計28名参加。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

【令和6年度 多摩区地域自立支援協議会 家事援助ワーキング】

取組の目的・目標

ヘルパーが障害者の特性を理解し、利用者さんの自立に向けた居宅介護（家事援助）を展開できる。

主な内容

ヘルパー事業所と相談支援事業所との連携強化、情報共有の仕組み作りに向けた取り組み

令和5年度に訪問介護（家事援助サービスを行っている）事業所にアンケートを実施した。その結果、ヘルパーが家事援助の利用目的や支援の全体像を把握しにくく、自立へ向けた関わりが難しい現状が分かった。利用者さんの自立に向けた支援を展開するためには、支援目標や利用者の状態像の共有が必要となるため、相談支援事業所との連携強化を目的として、連絡会を開催する。また、連絡会の中でR5年度に実施したアンケート調査から、ヘルパー事業所の現状についても報告を行う。

Plan
(計画)

Do
(実施)

ワーキング活動を年5回実施し、アンケート結果の分析、連絡会の開催に向けた検討を行った。
令和6年12月17日（火）に家事援助ワーキング報告会として、訪問介護事業所と相談支援事業所との連絡会を開催した。
①令和5年度に訪問介護事業所へ実施したアンケート調査の結果報告
②相互理解を図るため、ヘルパーの1日、相談支援専門員の1日とのテーマで事業所の支援内容を紹介
③グループワーク（各ヘルパー事業所の強み、各相談支援事業所の強み）

互いの事業所の連携強化の必要性を理解することにつながった。相談支援専門員から、利用者の支援目標に沿ってヘルパーが担っている役割やモニタリングの結果をフィードバックし、ヘルパーのモチベーションを保てるようにする。担当者会議の活用等について今後事業所連絡会等で、相談支援専門員への声かけを行っていく。今後、定期的な開催を希望する声が上がったが、ヘルパーの活動時間や雇用形態が多岐にわたり、開催が難しいことが課題とされる。

Act
(改善、
修正)

Check
(評価、
検証)

ヘルパー事業所と相談支援事業所の大変さや支援するうえでの困りごとや悩みを共有出来た。アンケート調査だけでは把握できなかった実情を実際の声として知ることが出来た。（下記の通り）
・活動しているヘルパーは60～80代の方が中心。
・相談支援専門員よりも、実際に現場に入っているヘルパーとの関係性が強い傾向がある。
・直行直帰で利用者さんの家に訪問することが多く、ヘルパーが一人で抱えやすく、孤立しやすい。
・現場に入っているヘルパーのモチベーションが上がりにくい。
（自身の日々の活動が、利用者の自立促進につながっているかが見えにくい、フィードバックがない）
・相談支援専門員から利用者の様子を聞かれると「問題ありません」と答えがちである。
⇒自立に向けた支援をヘルパーがするには、ヘルパー事業所のサービス責任者や相談支援専門員のサポートがないと困難な状況だと改めて理解できた。ヘルパーさんを支える仕組みも必要だと思われる。

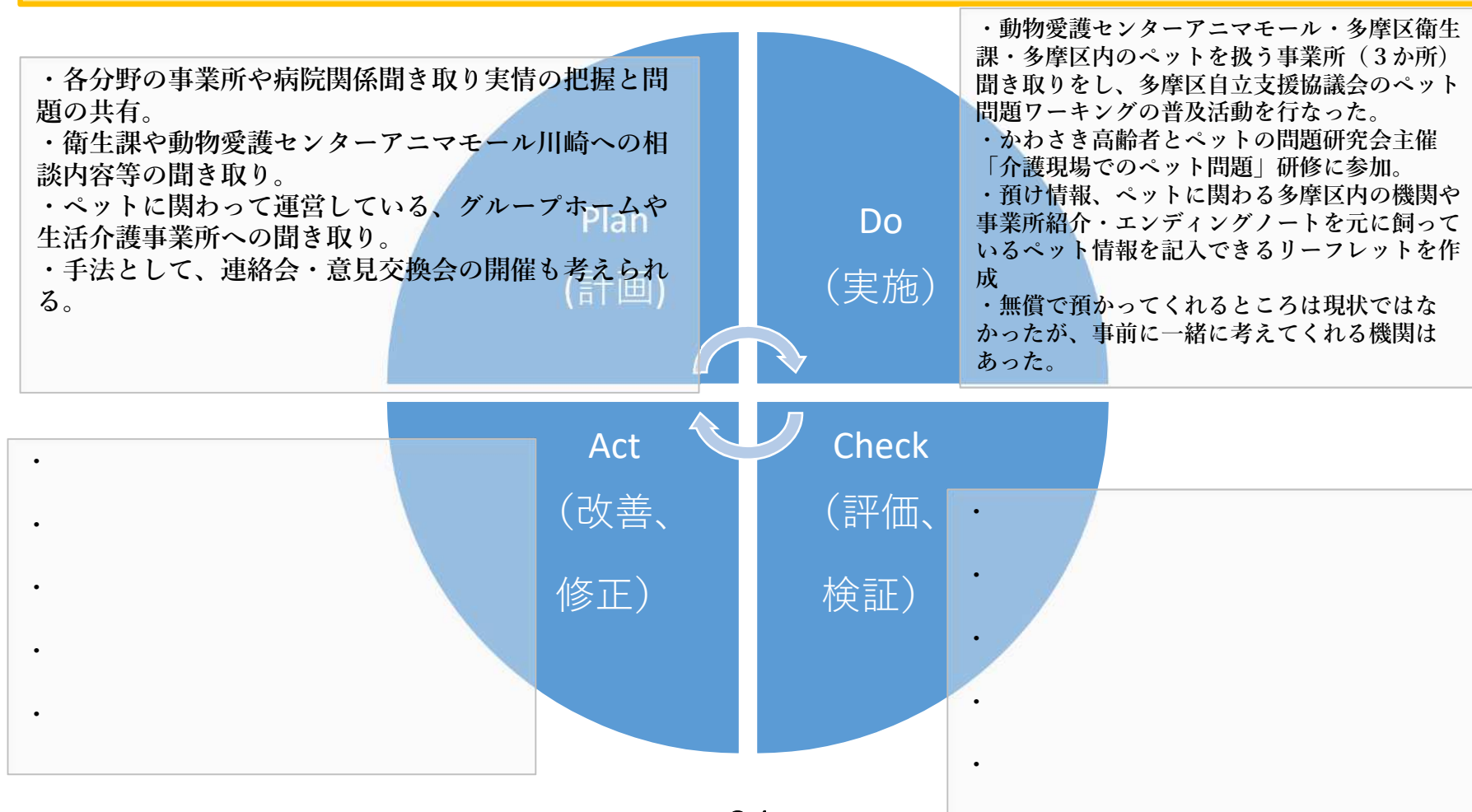
【令和7年度 多摩区地域自立支援協議会 ペット問題ワーキング】

取組の目的・目標

各分野の事業所や病院関係聞き取り、実情の把握や現時点での社会資源の確認を行なう。

主な内容

- 各分野の事業所や病院関係聞き取り実情の把握と問題の共有。
- 衛生課や動物愛護センターアニマモール川崎への相談内容等の聞き取り。
- ペットに関わって運営している、グループホームや生活介護事業所への聞き取り。
- 聞き取りをした内容をまとめ、預かり先のリスト化。



作成日：令和7年3月21日

	予定日時	内容・計画等
区定例会	年2回程度を予定	・年間活動予定、活動内容報告 ・テーマを決めての意見交換やグループワーク
区企画運営会議	毎月／ 第1火曜日 13：30 ～15：20	・地域課題の共有・検討 ・活動内容の確認・検討・評価 ・事業所連絡会の報告・確認 ・定例会の内容検討
相談支援事業所連絡会	前期、多摩麻生合同で1回、多摩区で1回行う。 年間4回程度を予定。	・地域自立支援協議会、相談支援事業所連絡会の説明 ・参加機関の紹介 ・事例検討等
ペット問題ワーキング	毎月／第3火曜日 13：30～15：20	詳細は「ワーキング設置計画書」に記載

【令和6年度 麻生区地域自立支援協議会 企画運営会議】

取組の目的・目標

麻生区地域自立支援協議会の円滑な運営。

主な内容

区協議会全体（区企画運営会議、区定例会、相談支援事業所連絡会、ワーキング）の年間実施計画の作成、活動の実施、振り返り、評価。地域課題のスクリーニング区レベルで対応する地域課題に対する取り組み手法の検討、決定。取り組み状況の進捗確認。ワーキングの設置、進捗確認、評価。

・区企画運営会議、区定例会、相談支援事業所連絡会の年間実施計画・日時・参加者を決定、活動を実施、振り返り、評価
・ワーキング設置の検討
・地域課題のスクリーニング
・区レベルで対応する地域課題に対する取組手法の決定、取組状況の進捗管理

Plan
(計画)

Do
(実施)

・毎月第1水曜日15:00～17:00に実施。
・市協議会について報告、意見とりまとめ。
・定例会の内容検討、役割分担、評価。
・北部相談支援事業所連絡会について確認、報告。
・グループホームワーキング、居宅介護ワーキングの内容・進捗確認。
・地域課題の共有、検討。
・次年度の活動についての検討。

・年度初めに、地域自立支援協議会の機能や役割について、企画運営会議メンバーで確認する時間を設ける。
・毎月の企画運営会議で地域課題について確認する時間を設ける。
・これまで積みあがった地域課題について、関係機関の取り組みを確認し、協議会で取り組む内容の検討を行う。

Act
(改善、
修正)

Check
(評価、
検証)

・個別支援から地域課題の集約やその解決に向けた具体的な議論が深まらなかった。
・これまで積みあがった課題の扱いやその取り組みについての検討が必要。
・地域課題について、関係機関の取り組みが十分に把握できていないため、ワーキングの優先順位を選びにくかったり、取り組み内容の検討に支障があった。

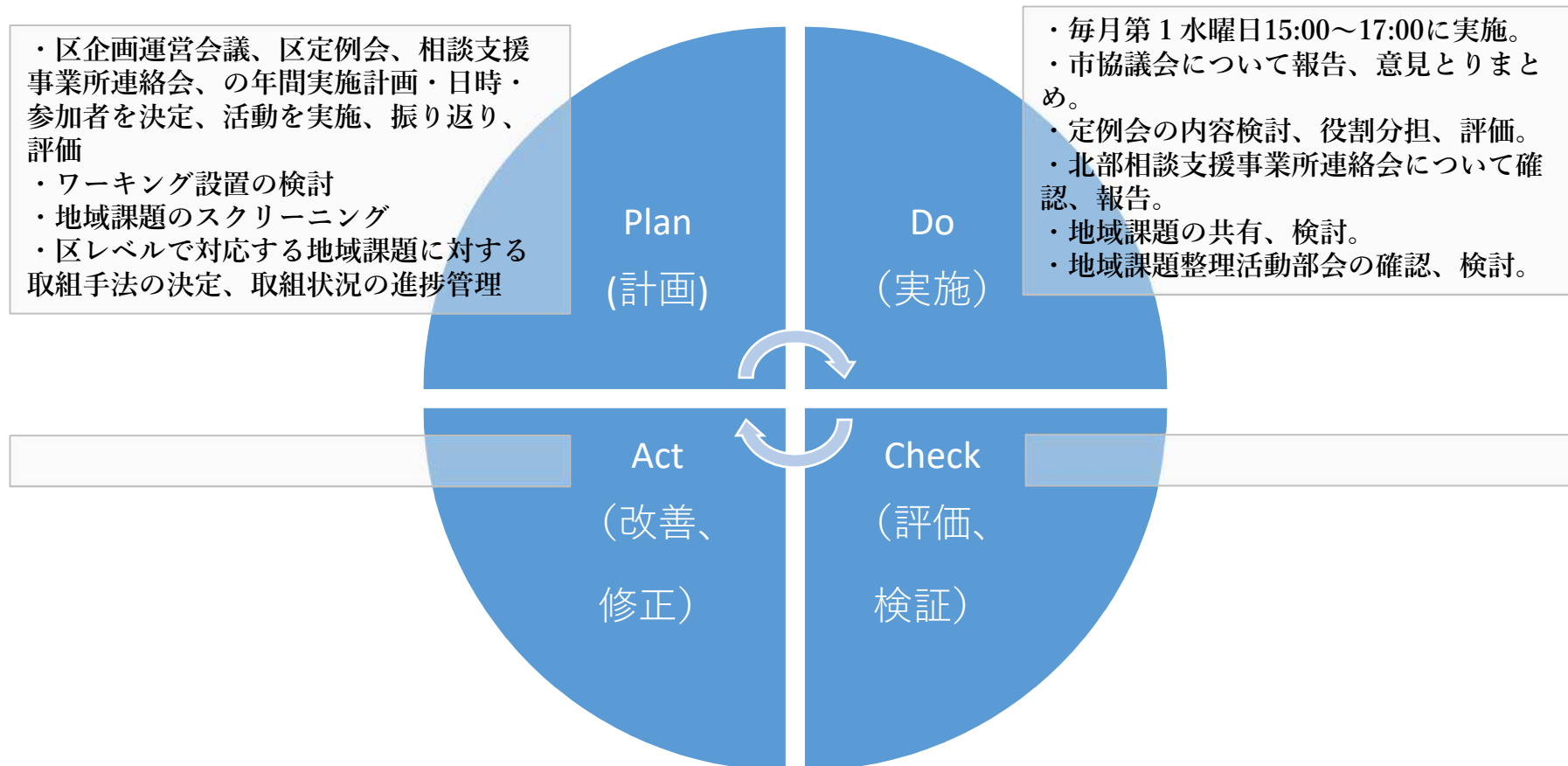
【令和7年度 麻生区地域自立支援協議会 企画運営会議】

取組の目的・目標

麻生区地域自立支援協議会の円滑な運営。

主な内容

区協議会全体（区企画運営会議、区定例会、相談支援事業所連絡会、ワーキング）の年間実施計画の作成、活動の実施、振り返り、評価。地域課題のスクリーニング区レベルで対応する地域課題に対する取り組み手法の検討、決定。取り組み状況の進捗確認。ワーキングの設置、進捗確認、評価。



【令和6年度 麻生区地域自立支援協議会 定例会】

取組の目的・目標

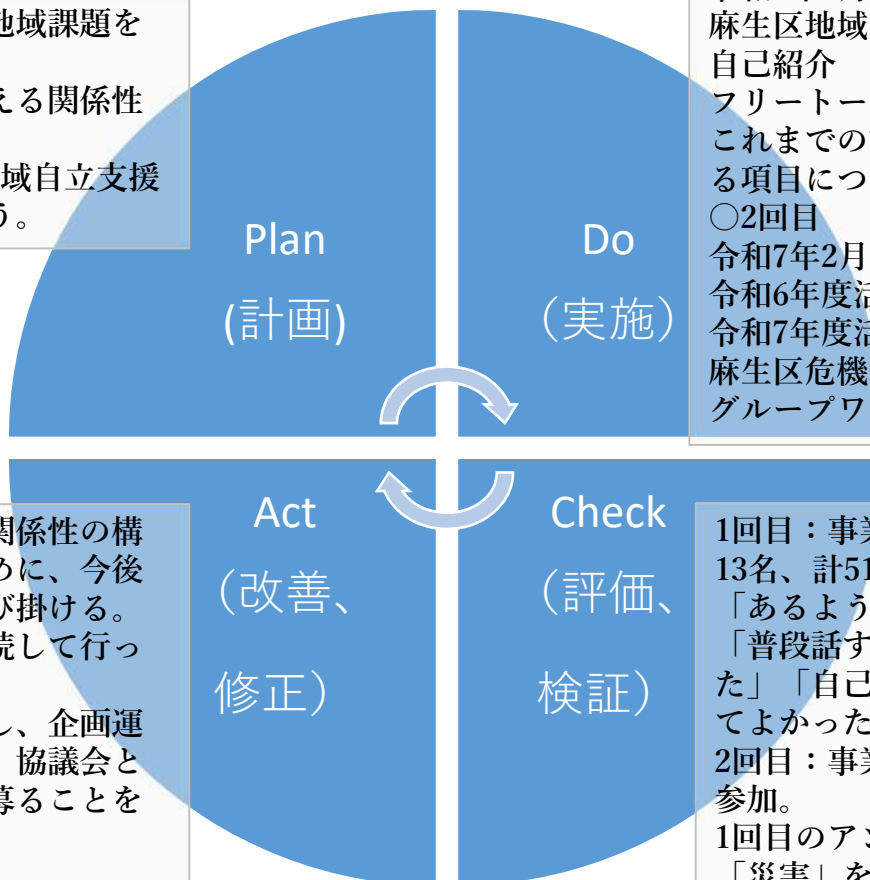
区内の関係者と地域課題の共有及び相互の連携強化を図る。

主な内容

区レベルで対応する地域課題のうち、必要な地域課題についての共有、意見聴取。区企画運営会議における協議事項についての報告、共有。情報伝達、研修。参加者間の交流、ネットワークづくり等。

・これまで把握した麻生区の地域課題を共有する。
・地域の関係者同士の顔の見える関係性を構築する。
・年度内2回実施し、麻生区地域自立支援協議会の活動紹介と報告を行う。

・地域の関係者の顔の見える関係性の構築として定例会を実施するために、今後もひろく関係機関の参加を呼び掛ける。
・当事者参加を促す工夫を継続して行っていく。
・地域課題を関係機関と共有し、企画運営会議メンバーだけではなく、協議会として行うアイデアをひろく募ることを継続していく。



○1回目
令和6年7月11日（木）13：00～15:00実施。
麻生区地域自立支援協議会活動説明
自己紹介
フリートーク「お互いを知ろう」
これまでの課題から第2回定例会で共有する項目についてのアンケート
○2回目
令和7年2月3日（月）13：00～15:00実施。
令和6年度活動報告
令和7年度活動予定説明
麻生区危機管理担当による防災出前講座
グループワーク/アンケート

1回目：事業所・当事者家族38名、事務局13名、計51名参加。
「あるようでない機会が刺激的だった」
「普段話すことのない方と話せて良かった」「自己紹介の時間が長く、人柄が見えてよかった」
2回目：事業所30名、事務局12名、計42名参加。
1回目のアンケートで1番要望の多かった「災害」をテーマに実施。

【令和7年度 麻生区地域自立支援協議会 定例会】

取組の目的・目標

区内の関係者と地域課題の共有及び相互の連携強化を図る。

主な内容

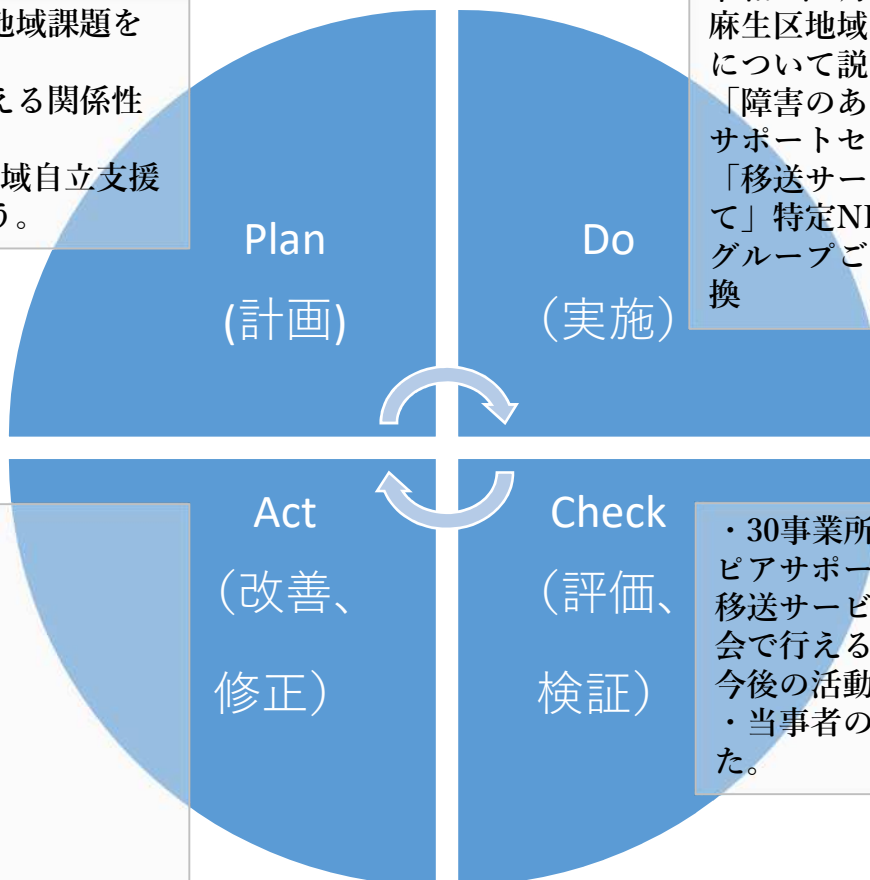
区レベルで対応する地域課題のうち、必要な地域課題についての共有、意見聴取。区企画運営会議、区ワーキングにおける協議事項についての報告、共有。情報伝達、研修。参加者間の交流、ネットワークづくり。

- ・これまで把握した麻生区の地域課題を共有、意見を募る。
- ・地域の関係者同士の顔の見える関係性を構築する。
- ・年度内2回実施し、麻生区地域自立支援協議会の活動紹介と報告を行う。

○1回目

令和7年7月31日（木）13：00～15:00実施。
麻生区地域自立支援協議会、今年度の活動について説明。

「障害のある方の送迎を確保するために」
サポートセンター Rond 代表 谷氏
「移送サービスの地域での取り組みについて」
特定NPO法人ぶらりば横田氏
グループごとに移送支援についての意見交換



- ・30事業所32名、事務局13名、計45名参加。ピアサポーターの活用やボランティア講座、移送サービスについての周知活動等、協議会で行えることの意見を募ることができ、今後の活動の具体的検討を行っていく。
- ・当事者の方1名が参加し、意見聴取できた。

【令和6年度 川崎市北部相談支援事業所連絡会】

取組の目的・目標

区内の相談支援事業所等の連携強化及び人材育成等を図る。

主な内容

事例検討、事業所間の交流、業務に必要な情報伝達、研修、個別事例への支援のあり方に対する協議・調整等。

多摩区と麻生区合同にて、北部相談支援事業所連絡会として実施。

- ・地域の事業所紹介
- ・研修（地域自立支援協議会理解、行政説明等）
- ・グループワーク。

- ・事業所連絡会グループワーク内で相談支援従事者が地域の課題と捉えたものが地域課題スクリーニング表の作成に至った。
- ・多摩区・麻生区合同で3年間開催していたが、区ごとで行うことの検証も検討。
- ・2月開催は行わない。

Plan
(計画)

Act
(改善、
修正)

(内容) 事例検討 年5回開催

①第6回令和6年6月26日(水)
「高齢の両親と障害の本人を高齢と障害支援で連携したケース」

②第7回令和6年8月27日(火)
「意思表示の真意に疑問がある方へのアプローチについて」

③第8回令和6年10月21日(火)
「地域生活を送る軽度知的障害の方へ支援チームと違う働きかけがあった中で連携したケースについて」

④第9回令和6年12月11日(月)
「就労移行支援事業所に通う利用者と支援者の距離の取り方について」

⑤第10回令和7年2月12日(水)
「就労を希望する重複障害を抱えた方の支援について」

事務局会議 令和6年4月18日、6月6日、7月29日、9月24日、11月13日、令和7年1月14日、3月11日

回数	事業所数	参加人数
①	16事業所23名	全体44名参加
②	11事業所15名	全体31名参加
③	14事業所18名	全体34名参加
④	14事業所24名	全体47名参加
⑤	12事業所15名	全体29名参加

- ・第8回以降は指定特定相談支援事業所からの事例提出の募集をした。事例提出の敷居が下がったことから、R7年度多摩区相談支援調整会議内のGSVに指定特定相談支援事業所が参加、事例提出に繋がった。
- ・5回行ったことで各事業所顔の見える関係性・事業所同士のつながりはできている。
- ・第10回は開催時期が2月だった為、参加者が少なかった。が、5回すべてに参加した事業所が数事業所あった。

【令和7年度 川崎市北部相談支援事業所連絡会】

取組の目的・目標

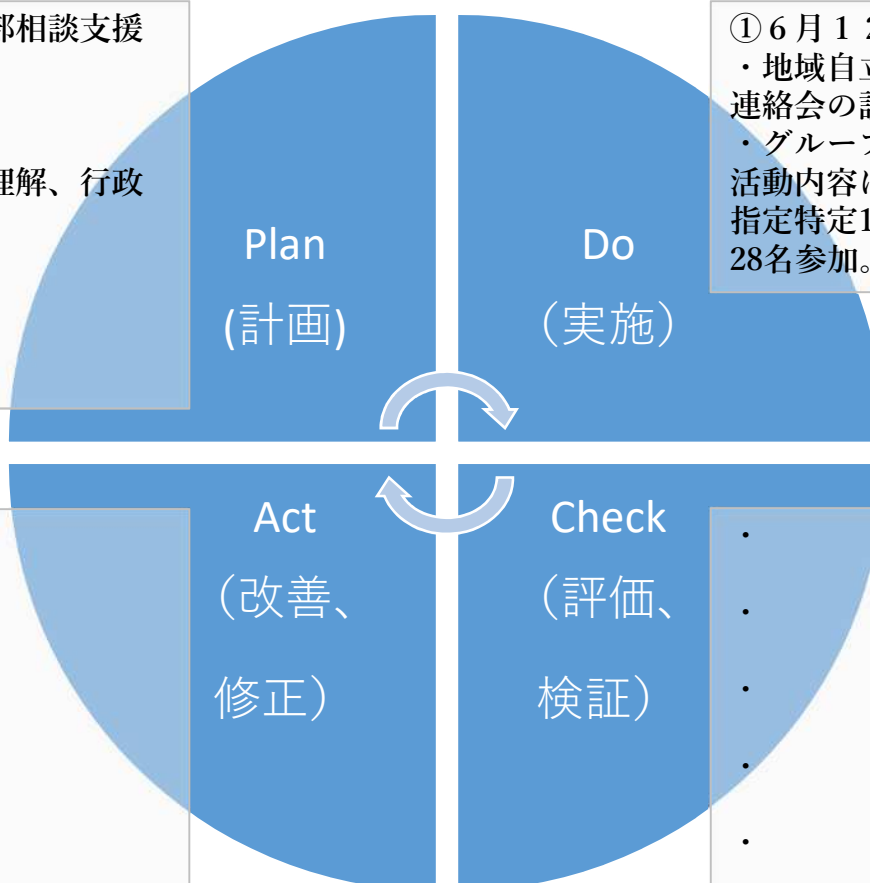
区内の相談支援事業所等の連携強化及び人材育成等を図る。

主な内容

事例検討、事業所間の交流、業務に必要な情報伝達、研修、個別事例への支援のあり方に対する協議・調整等。

多摩区と麻生区合同にて、北部相談支援事業所連絡会として実施予定。

- ・地域の事業所紹介
- ・研修（地域自立支援協議会理解、行政説明等）
- ・グループワーク等



① 6月12日

- ・地域自立支援協議会・相談支援事業所連絡会の説明
 - ・グループトーク（顔合わせ・今年度の活動内容についての情報交換）
- 指定特定14事業所18名、事務局10名、計28名参加。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

【令和6年度 麻生区地域自立支援協議会 グループホームワーキング】

ワーキング設置の理由

精神科病院や入所施設からの地域移行だけではなく、8050問題を踏まえた親亡き後の終の棲家として、グループホームを希望している家庭が多い。また行動障害等ある人や重複障害のある人等、さまざまな障害特性を抱えた人たちの利用ニーズも高い。しかしグループホーム側の受け入れ体制の課題（障害に対する理解。対応できるスキル等）や受け入れる側の困り感も見受けられており、なかなか利用に即した利用につながらない、つながったとしても利用が中断してしまう現状がある。

目標

グループホームの利用者支援の困り感やノウハウを共有し、グループホーム利用者がより安心して地域の中で生活できるようになる。

- ・毎月第3水曜日にワーキング活動を行う。
- ・グループホーム連絡会を定期実施し、顔の見える関係性の構築、意見交換できる場を設ける。
- ・年度内にグループホーム職員にもワーキングメンバーとして参加してもらい、運営に関わってもらう。
- ・今年度でワーキングとしての活動は終了するため、着地点を見据えた活動を行う。

Plan
(計画)

Do
(実施)

- ・9月10日に麻生区グループホーム連絡会を開催し、4事業所5名参加。
- ・11月からホーム3事業所3名がワーキングに参加し、運営に関する協議を行った。
- ・1月28日に第2回麻生区グループホーム連絡会を企画したが、障施協の分科会と日程が重なり、中止した。

- ・協議会のワーキング活動としては終了となるが、グループホーム事業所の自主的な活動として、分科会準備会を継続的に実施していくことになった。
- ・令和7年5月、ワーキングに参加したGH職員を中心に麻生区グループホーム分科会準備会を開催。
- ・議事録の共有や行事の際の会場確保、関係機関との連絡調整等を協議会が担い、グループホーム事業所と連携できる体制を継続していく。

Act
(改善、
修正)

Check
(評価、
検証)

- ・連絡会を通じて、意見交換や情報共有することで利用者支援についての困り感やノウハウの共有ができた。
- ・ワーキングにグループホーム職員が参加することで、現場の声を吸い上げ、共有することができた。
- ・今後の運営について、ホーム職員の声を直接聞きながら、互助会や地域連携会議への取り組み、グループホーム事業所が中心となって活動する分科会活動等について具体的に検討することができた。

ワーキング設置の理由

居宅介護事業所やヘルパーの絶対数が利用したい人とマッチしていないという現実はあるが、利用者の障害特性の理解不足や苦手意識から居宅介護の利用を断られることがある。障害特性やヘルパーの役割等の相互理解を深めることにより、より円滑な居宅介護利用につなげていき、その本来の役割である、自立能力を高める支援としての居宅介護利用を促進していきたい。

目標

利用者と居宅介護事業者、ヘルパーとの相互理解を深める。
支援者同士の関係を強化する。

・ヘルパー・利用者にアンケートし実態調査する。
・当事者の方も参加できる連絡会を実施する。
・ヘルパーの困り感を話してもらう座談会を実施する。

Plan
(計画)

・利用者、事業所にアンケート実施。利用者4名、12事業所から回答いただく。
・当事者と居宅介護事業所との連絡会実施。当事者1名、5事業所8名参加。
・ヘルパーを対象とした「居宅介護事業所茶話会」実施。3事業所4名参加。

Do
(実施)

・次年度、これまでの地域課題について関係機関の取り組みや現状の聞き取りを行う中で、居宅介護事業所を訪問し、アンケート等、ヘルパーの声を直に吸い上げられるような方法を検討していく。

Act
(改善、
修正)

・アンケート実施により、事業所・利用者双方の思いを確認でき、事業所の困り感や課題として把握することができた。
・アンケート結果をフィードバックすることで、それぞれの思いを共有した。
・連絡会を通じて、当事者の感謝の気持ちを事業所に伝えることができ、ヘルパーの困り感を当事者に伝えることができた。
・茶話会を開催し、現場のヘルパーの思いを共有し、人材不足や研修費用などに課題があることを改めて認識した。
・実働しているヘルパーの声を吸い上げていくことについて、座談会や茶話会への参加が給料面からも課題があることが分かった。

Check
(評価、
検証)

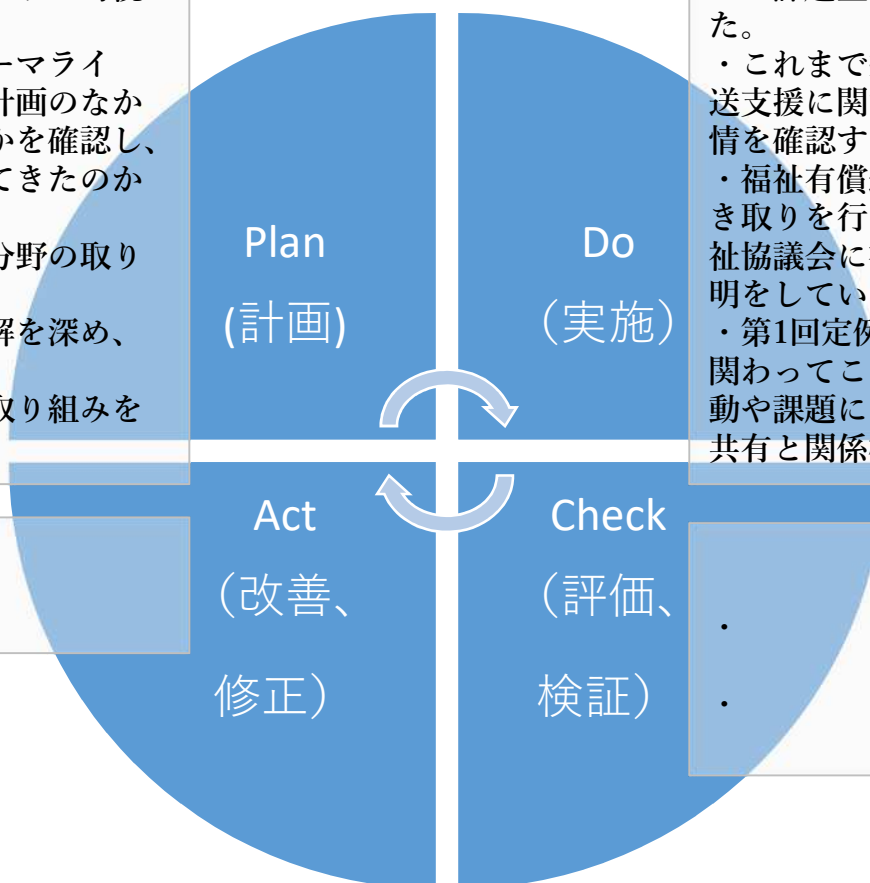
取組の目的・目標

麻生区の地域課題に対して、関係機関の活動や取り組みが十分に把握できていないため、ワーキング活動を行う際の優先順位を選びづらかったり、取り組み内容の検討に支障があった。

関係機関の地域活動や取り組みを整理・可視化することで、未着手な地域課題を明確化し、協議会として取り組む内容を検討する。

- ・高齢分野で使用している課題整理シートをもとに、各機関での取り組みを可視化する。
- ・これまでの地域課題が、ノーマライゼーションプランや地域福祉計画のなかでどのような位置づけであるかを確認し、どのような取り組みがなされてきたのか整理する。
- ・高齢分野等、他分野と障害分野の取り組みを比較する。
- ・地域の支援機関との相互理解を深め、協働できる関係性を築く。
- ・麻生区全体の地域課題への取り組みを明確化し、それを共有する。

- ・企画運営会議構成機関の取り組みについて課題整理シートにまとめ、可視化した。
- ・これまで把握した地域課題の中で、移送支援に関する項目について、地域の実情を確認すること共有。
- ・福祉有償運送を行っている事業所に聞き取りを行うことを確認、麻生区社会福祉協議会に福祉有償運送、事業全般の説明をしていただいた。
- ・第1回定例会にて、地域での移送支援に関わってこられた2事業所にこれまでの活動や課題について話してもらい、課題の共有と関係機関からの意見聴取を図った。



令和7年度麻生区地域自立支援協議会 年間実施計画書

様式3-1

作成日：令和7年3月6日

	予定日時	内容・計画等
区定例会	未定 (年度内2回程度 予定)	・麻生区地域自立支援協議会の説明 ・年間活動予定、活動内容報告
区企画運営会議	12回予定 毎月第1水曜	・地域課題の共有・検討 ・活動内容の確認・検討・評価 ・事業所連絡会の報告・確認 ・定例会の内容検討
相談支援事業所連絡 会	未定（概ね隔月予 定）	(案) ・地域自立支援協議会、相談支援事業所連絡会の説明 ・参加機関の紹介 ・事例検討等
「地域活動見える化」 計画	毎月第3水曜	麻生区の地域課題に対して、関係各機関の活動や取り組みが十分に把握できていない現状があるため、ワーキング活動を行う際の優先順位がつけづらかったり、関係機関との協働にも支障がある。そのため、関係各機関の地域活動や取り組みを整理・可視化することで未着手な地域活動を明確化し、協議会として取り組む内容を検討していく。

3 地域課題への対応に向けた取組の報告 【グループホーム（GH）について】

区協議会における取組

○R6年度 麻生区地域自立支援協議会

「グループホームワーキング」

課題の背景	・精神科病院や入所施設からの地域移行だけではなく、8050問題を踏まえた親亡き後の終の棲家として、GHを希望している家庭が多い。 ・行動障害等のある人、身体障害の人、知的と精神の重複障害の人等、さまざまな障害特性を抱えた人たちの利用ニーズも高い。 ・GH側の受け入れ体制の課題（障害に対する理解、対応できるスキル等）や、受け入れる側の困り感も見受けられており、なかなかニーズに即した利用に繋がらない、繋がったとしても利用が中断してしまう現状がある。
地域課題	・麻生区は障害者のGHが他区に比べて少ないため、これまでもニーズが高かった地域である。 ・今後、地域包括ケアシステムが推進され、精神科病院や入所施設からの地域移行が促進される中で、受け皿としてのグループホームの役割がますます重要になってくると考えられている。 ・現状として、行動障害のある方や支援困難な人はグループホーム入居が難しく、またそもそも需給のバランスがとれていないため、住み慣れた地域での生活を望みつつも、遠方のグループホームを利用せざるを得ない状況の方もいる。
目 標	グループホームの体制がどのような形になれば利用に繋がっていくのかを検討し、そこに住もう利用者がより安心して暮らせるようになるために、 <u>グループホームの利用者支援の困り感やノウハウを共有</u> し、グループホーム利用者がより安心して地域の中で生活できるようになる。
取組経過	・連絡会開催（4事業所5名が参加） ・ワーキングにGH3事業所、職員3名が参加
取組成果	・利用者支援の困り感やノウハウを共有（GH職員とも現場の声等を共有） ・現場に即した運営方法について検討 ・今後の連携強化に向けた取り組みを具体的に検討（互助会や地域連携会議等）
今後の方向性	▶ GH事業所の自主的な活動として連絡会開催の継続を検討していく ▶ R7年グループホーム分科会準備委員会開催→最終的には川崎市全体の GH 分科会として活動し、障施協の GH 分科会とも連携を検討中

区協議会における取組

○R6年度 川崎区地域自立支援協議会

「市民がGHの情報を知ることができるようになるワーキング」

課題の背景	・ 空き情報や新設の情報が定期的に更新される公的な集約される仕組みがない。 ・ 当事者本人や家族が、ひとり暮らしの生活イメージを持つ機会がないため、グループホームでの生活を考えた際、どのように探していけば良いかわからないこともあるのではないか。 ・ 市内北部には比較的GHが多いが、南部には数が少ない。 ・ グループホームに入居している人の中には、一般住宅へ向けたステップとして支援出来る利用者もいると思うが、グループホームが終の棲家になっていることも空きが見つかり難しくなっている。
地域課題	当事者本人、家族がひとり暮らしの生活イメージを持てる機会や仕組みがあれば、グループホームでの生活を考えた際、グループホームが探しやすくなる。
目 標	<u>市民がグループホームの情報を知ることが出来るようになる。</u>
取組経過	・ ワーキング7回実施 情報収集（他都市での取り組み等）、現状把握、課題整理 ・ 区定例会での意見聴取
取組成果	・ <u>区定例会においてグループワークを実施</u> 取りまとめた意見を市協議会へ報告書として提出 ▶ 入所や見学等の希望と空き状況等がマッチングする仕組みがあるといい 利用者が情報を得るためには全市的なツールが必要ではないか ・ <u>区定例会に本庁所管課が出席</u> グループワークにおける意見集約と上記の課題感を共有 ▶ 施策課題として取り組みを検討していくとの方向性が示された
今後の方向性	GHだけでなく、その他サービス（通所先、ヘルパー等）の情報も一元化できる仕組みがあるとよい。市民に情報が行き届く仕組みについて検討したい。

施策課題としての取組

○GHの基盤整備

障害保健福祉部プロジェクト

取組経過 現状と課題	・ GHの基盤整備の取組として毎年100床程度の定員増を進めてきたが、重度・高齢化、利用ニーズ等が増加している。 ・ 精神保健福祉施策を検討する精神保健福祉審議会において、市内GHの利用調整にあたり包括的な相談支援体制が組めているかどうか、検討を進める必要があるとの意見を頂いている。 ・ 毎年住居数も定員数も増加しているが、最新情報を区役所、地域相談支援センター及び相談支援事業所等が常に把握している状態にないため、受入れ可能なGHの確認に時間を要し、関係機関との連携体制に課題がある。
目 標	<u>GHの情報一元化に向けた入居希望者の支援体制強化</u>
担当課	健康福祉局障害保健福祉部（精神保健課・障害者施設指導課・障害計画課・障害福祉課）
取組内容	①情報把握（現状・課題の把握） ・ <u>川崎区自立支援協議会定例会に出席</u> ・ 障害者相談支援ネットワークミーティングにおけるグループワークの実施 ②対応策の検討 ・ 基幹相談支援センター会議に出席（意見交換） ・ 障害者相談支援ネットワークミーティングにおけるグループワークの実施
取組成果	▶ GHの特徴を記載した「空室等情報一覧リスト」の作成 GHから随時「空室等情報一覧リスト」を連携し、月単位を目標に各区役所、基幹相談支援センター及び地域相談支援センター等に情報を共有 窓口では「空室等情報一覧リスト」を基に希望者にマッチングするGHを案内
今後の方向性	・ GH事業所等の関係機関との調整 ・ 運用開始後の結果分析

施策課題としての取組

○障害者相談支援ネットワークミーティング

GHをテーマとしたグループワーク

主 旨	【ネットワークミーティングの目的】 川崎市の相談支援体制に関わる全ての人に関係する会議として、建設的な意見交換や対話を通して、情報共有やネットワークづくりを推進していくことを目的とする。 【グループワークのテーマとした目的】 精神保健福祉審議会において、市内GHの利用調整にあたり包括的な相談支援体制が組めているかどうか、検討を進める必要があるとの意見を頂いている。また、強度行動障害者や重症心身障害者が利用できる重度区分に対応したGHを探すことが困難である等、GHに係る利用調整については、空床情報の把握や、希望者への適正なマッチングについて課題があると認識している。これらの<u>原因を見極め、解決に向けた施策の実現のため、現場の声をきかせていただきたい。</u>
参加対象者	・川崎市内で相談支援に関わる全ての方（委託型相談支援センター・地域生活支援拠点・指定特定相談支援事業所・区役所・地域リハビリテーションセンター・本庁等） ・GH事業所の職員（GHをテーマとしたため、参加者を募集）
取組内容	①令和6年度第1回ネットワークミーティングにおけるグループワーク 「GH利用にあたっての現状（課題感）について」 「理想的な姿と実現に向けた取組案について」 ②令和7年度第1回ネットワークミーティングにおけるグループワーク 「「空室等情報一覧リスト」をどう活用していくか、活用によって期待される効果等について」 「空室等情報一覧リストを活用した各機関の連携について」
取組成果	・①参加者のべ96名 ▶ 意見をもとに施策イメージを検討。 次回（R7年度第1回）で改めてフィードバック・意見交換とする。 ・②においてGHの特徴を記載した「空室等情報一覧リスト」の提示 ▶ リストの活用と各機関連携についてグループワーク

協議会の果たす資源開発・改善の過程



①サービス担当者会議等を通じて地域の課題を集積していく

- ・ 個々の課題にとどめず、地域に共通する課題として協議会の場において共有化



②課題解決に向けて検討する「専門部会」の設置

- ・ 共有化された地域の課題解決に向けて、協議会に課題ごとの専門部会を設置しどのような社会資源の開発あるいは改善を行っていくことが望ましいかについて検討を進める
- ・ 検討された内容は、全体会などに報告し、検討の方向性などについて確認

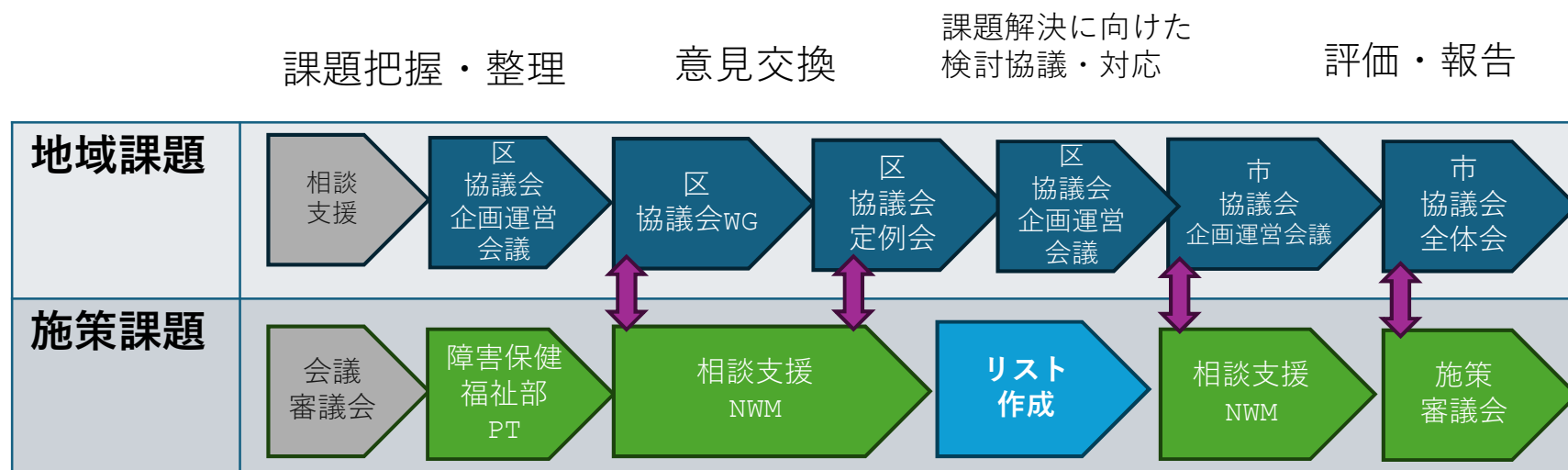


③社会資源の開発・改善に向け、全体会を通じての提案

- ・ 専門部会において検討された内容を踏まえ、全体会を通じて地域に提案していく
- ・ 市町村や事業主体などに提案し、実現に向け働きかけていく
- ・ 日頃から積極的に自治体担当職員とのコミュニケーションを図り、課題を共有しておくことが重要

引用：（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン令和6年3月厚生労働省

地域課題への対応に向けた取組



【「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン」令和6年3月厚生労働省より】

社会資源の開発と改善のための地域アセスメントの必要性

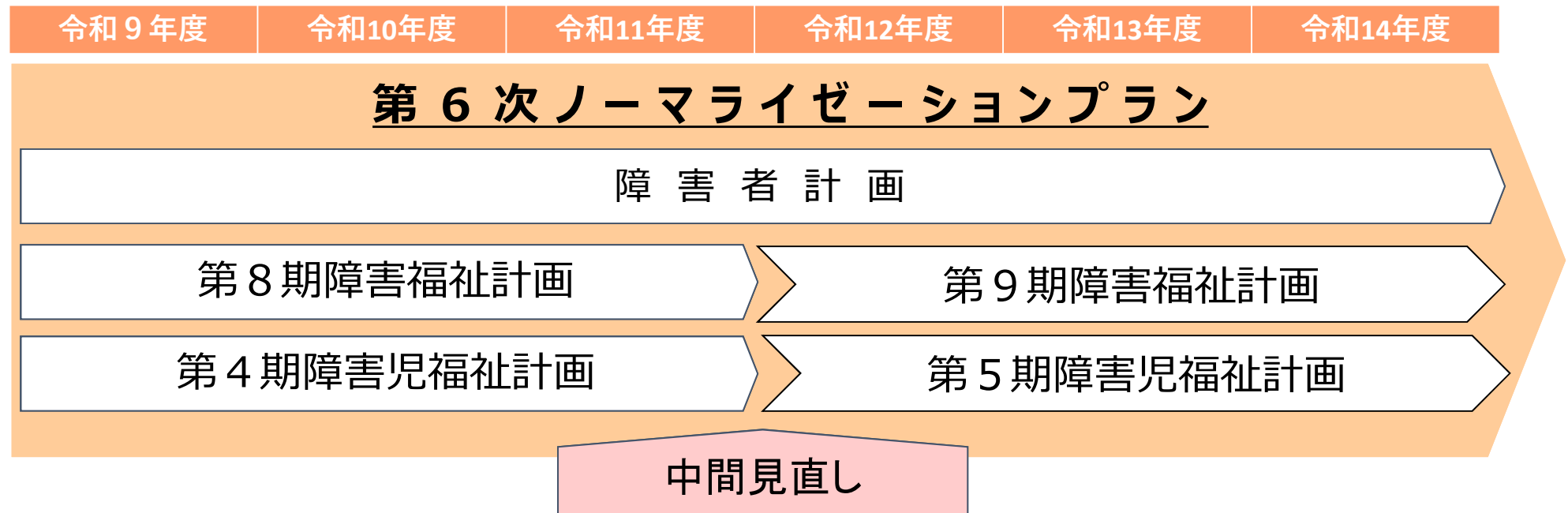
（自立支援）協議会は、提案された社会資源の開発や改善が、どのように市町村や事業所で検討され実現に向けて取り組まれているか、報告を受けながら、その都度、必要な提案をしていくことが大切です。地域の実態を把握することなく必要な支援を行うことはできません。地域アセスメントは、障害者やその家族等の生活状況、生活ニーズの把握と同時に、地域での生活を支える社会資源の状況と活用可能性を把握する目的があります。

（自立支援）協議会には、こうした地域アセスメントに基づいた、社会資源の開発・改善の機能が求められています。

1 かわさきノーマライゼーションプランについて

かわさきノーマライゼーションプランとは、各法令に基づく以下の3計画を一体的に策定した計画で、障害福祉施策全体の方向性やサービスごとの必要見込み量を定めており、現在は第5次計画改定版の2年目にあたります。令和8年度に令和9年度からの6か年計画を策定する予定です。

①障害者計画（障害者基本法）②障害福祉計画（障害者総合支援法）③障害児福祉計画（児童福祉法）



2 生活ニーズ調査について

各計画は、内閣府の市町村障害者計画策定指針にて、地域の実情とニーズを踏まえて作成すべきとされています。本調査は障害者の意向や障害者の利用に配慮した生活環境整備状況等の実態調査を実施することで、計画策定のための基礎資料を収集するものです。

(1) 調査概要

	当事者向け調査	事業者向け調査
実施時期	令和7年10月中旬～11月中旬（予定）	
調査票	約40～50問	約40問
設問内容	回答者属性、生活・外出 サービス利用意向・不足感等	事業種別、運営課題、 雇用状況、人材育成等
調査方法	紙調査（郵送）・Web調査併用。 どちらか一方で回答。家族・支援者による 代筆可	紙調査（郵送）・Web調査（メール）併用。どちらか一方で回答。

(2) 調査対象者

当事者向け調査

種別		対象者	抽出率	前回配布数	調査対象数 見込
在宅系	身体障害	【A】 身体障害者手帳所持者	8%～10%	3,745	3,000～3,500
	知的障害	【A】 知的障害の判定を受けた者	8%～10%	1,190	1,100～1,400
	精神障害	【A】 精神障害者保健福祉手帳所持者	8%～10%	1,494	1,500～1,900
	自立支援医療（精神）	【A】 受給者	1.5%～5%	1,398	450～1,600
	特定疾患（指定難病）	【A】 受給者	約10%	492	1,100
	高次脳機能障害	【B・C】 設問、施設利用者	—	100	100 + 設問○ の方
	強度行動障害	【A】 行動関連項目 10 点以上	調整中	新規	調整中
	重症心身障害	【A】 身体障害手帳 1・2 級（肢体不自由）かつ療育手帳 A 1・A 2	全数	新規	200
	医療的ケア	【C】 施設利用者	—	新規	350
	発達障害	【C】 施設利用者	—	200	200
	特別支援学校・学級	【C】 施設利用者	—	409	400
	療育センター	【C】 施設利用者	—	400	400
	小計		—	9,428	調整中
居住	グループホーム入居者	【A】 施設利用者	40%	520	800
	施設入所者	【A】 施設利用者	全数	190	400
	小計		—	810	1,200
総計			—	10,238	調整中

【A】：福祉システムから無作為抽出、【B】設問として設定、【C】各機関の利用者等に配布

事業者向け調査

種別対象者		前回配布数	調査対象数見込
居宅系事業者 グループホーム事業者 施設系事業者 相談支援事業者	居宅系事業者	211	全数調査
	グループホーム事業者	107	
	施設系事業者	489	
	相談支援事業者	94	
総計		901	1,100

参考 事業者向け調査対象事業種別 一覧

	コード	サービス種類	コード	サービス種類
居住系	1 1	居宅介護	1 5	同行援護
	1 2	重度訪問介護	1 3	行動援護
GH	3 3	共同生活援助（グループホーム）		
施設系	2 1	療養介護	7 1	福祉型障害児入所支援
	2 2	生活介護	7 2	医療型障害児入所支援
	2 4	短期入所	6 1	児童発達支援
	1 4	重度障害者等包括支援	6 2	医療型児童発達支援センター
	3 2	施設入所支援		福祉型児童発達支援センター
	3 4	自立訓練（機能訓練）	6 3	放課後等ディサービス
	4 3	自立訓練（生活訓練）	6 5	居宅訪問型児童発達支援
	4 2	宿泊型自立訓練	6 4	保育所等訪問支援
	3 4	就労移行支援		地域活動支援センター（A）
	4 5	就労継続支援 A 型		地域活動支援センター（B、C、D）
	4 6	就労継続支援 B 型		発達障害地域活動支援センター
	4 7	就労定着支援		依存症地域活動支援センター
		就労選択支援（令和7年10月から）		高次脳機能障害地域活動支援センター
	3 5	自立生活援助		
相談支援	5 2	計画相談支援	5 3	地域相談支援（地域移行支援）
	5 5	障害児相談支援	5 4	地域相談支援（地域定着支援）

(3) 主な変更点について

当事者向け調査

1 調査対象者の追加

・高次脳機能障害

従前の高次脳機能障害地域活動支援センター等の関係機関通じ配布する方法に加え、より幅広く調査を実施することを目的に設問として設定し該当者を対象として集計する。

・強度行動障害、重症心身障害、医療的ケア

国が示す基本的な指針や第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版策定委員会における意見等を踏まえ、対象に追加する。

2 主な設問の変更

問番号	設問	変更理由
問 7	あなたは、高次脳機能障害と診断されたことがありますか。 (○は1つ)	上記のとおり
問 1 3	あなたが希望する生活を送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。	前回調査の間39-2（病院・施設入所者向け）「地域で生活していくために必要な支援」に係る質問の対象者を全員に変更する。回答選択肢は前回調査の間39-2の選択肢及び国のPDCAマニュアルの設問例、現行計画に位置付ける施策などを基に回答選択肢を構成する。
問 4 4	【障害福祉サービスを利用している方のみお答えください】 利用申込みを断られたことがありますか。 【問44-1で「はい」の方のみお答えください】 そのサービスと理由はなんですか。	障害種別、区分、ケアの内容による事業所の受入れ状況の差異を把握するため、サービス提供拒否の有無やその理由の設問を追加する。
問 4 5	【18歳以上の方で、特別支援学校または小中学校の特別支援学級を卒業した方のみお答えください】あなたが現在の生活（社会参加や就労等）をする上で良い影響があったと思う学校での教育はありますか。もっともあてはまるものを1つ選んでください。	特別支援学校、または小中学校の特別支援学級での教育が、障害者のその後の社会参加や就労等に結びついているのかどうか確認し、特別支援教育の取組に反映するため設問を追加する。

事業者向け調査

1 主な設問の変更

問番号	設問	変更理由
問 2 0	令和 7 年 9 月の貴事業所の職員の状況について、雇用・勤務形態別に御記入ください。（数値を御記入ください）	福祉人材確保策を検討するための基礎資料を収集するため、事業所の現状をより詳細に把握することを目的に雇用形態別の人員（実数・常勤換算）の設問に修正する。
問 2 3	「EPA（経済連携協定）、技能実習、在留資格「特定技能」、在留資格「介護」の外国人労働者を雇用していますか。	外国人人材の活用・事業所の生産性向上・離職防止定着促進に係る支援等の検討にあたり基礎資料を収集するため、在留資格「特定技能」・在留資格「介護」等による外国人人材の活用状況に関する設問を追加する。
問 2 4	介護・福祉現場で働く職員が、利用者・家族等からカスタマーハラスメントを受けた場合の相談窓口（川崎市介護・障害福祉サービス事業所向けカスタマーハラスメント相談窓口）があることを知っていますか。	令和 7 年度に新規開始した当該事業の認知度を確認するため設問を追加する。
問 3 3	次の選択肢 1 から 5 の中で、導入しているロボット・機器等がありますか。導入していないまたは他の機器等を導入している場合は 6 もしくは 7 を選択してください。	事業所の生産性向上・離職防止定着促進に係る支援等の検討にあたり基礎資料を収集するため、事業所の現状をより詳細に把握することを目的に設問を追加する。
問 3 5	障害福祉サービスに係る事務（加算申請事務、請求事務等）は誰が行っていますか。	同上
問 3 7	定員超過以外の理由でサービスの利用申込みを断わったことがありますか。	障害福祉サービスに係るニーズとマッチング状況の差異を把握するため、サービス提供拒否の有無(問37)やその理由(問38、39)の設問を追加する。（当事者向け調査にも対応する設問を設定【問44-1、問44-2】）
問 3 8	その理由	
問 3 9		

川崎市地域自立支援協議会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年第123号）第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図ることを目的として設置する地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会は、全市を統括する協議会（以下「市協議会」という。）及び各区に設置する協議会（以下「区協議会」という。）で構成する。

2 市協議会は、全体会議（以下「市全体会議」という。）、企画運営会議（以下「市企画運営会議」という。）及び部会（以下「市部会」という。）により組織する。

3 区協議会は、企画運営会議（以下「区企画運営会議」という。）、定例会（以下「区定例会」という。）、相談支援事業所連絡会（以下「区相談支援事業所連絡会」という。）及びワーキング（以下「区ワーキング」という。）により組織する。

（名称）

第3条 市協議会の名称は、「川崎市地域自立支援協議会」とする。

2 区協議会の名称は、別表のとおりとする。

（市協議会の所掌事項）

第4条 市協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）区協議会の統括
- （2）区協議会の活動を通じて明らかになった地域の課題の集約及びその解決に向けた協議・取組
- （3）市全体の相談支援体制に関する協議、検証及び評価
- （4）神奈川県障害者自立支援協議会との調整
- （5）その他、必要と認められる事項

（市全体会議の構成）

第5条 市全体会議は、関係機関、障害者及び学識経験者その他開催趣旨に照らし、必要と認められた者を委員として構成する。

（市全体会議委員の任期）

第6条 市全体会議の委員の任期は、2年を越えない範囲とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（市協議会の会長及び副会長）

第7条 市協議会に会長及び副会長各1人を置き、市全体会議の委員の互選により定める。

2 会長は、市協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（市全体会議）

第8条 市全体会議は、市協議会の所掌事務に関する協議調整及び相談支援体制の評価・検証等を行う。

2 市全体会議は、市協議会会長が招集し、その議長となる。

3 市全体会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 市全体会議は、原則傍聴を可とし、傍聴を希望する者は、事前に市協議会会長に申し出るものとする。

（市企画運営会議）

第9条 市協議会の円滑な運営を図るため、市企画運営会議を置く。

2 市企画運営会議は、基幹相談支援センター、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下「区地域みまもり支援センター」という。）、健康福祉局総合リハビリテーション推進センター（以下「総合リハビリテーション推進センター」という。）及び健康福祉局地域包括ケア推進室（以下「地域包括ケア推進室」という。）その他開催趣旨に照らし必要と認められた者で構成する。

（市部会）

第10条 市協議会は、第4条に規定する所掌事項のうち、特定の事項について課題解決に向けた協議等を行う必要があると認められるときは、市部会を置くことができる。

2 市部会は、基幹相談支援センター及び健康福祉局その他開催主旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

3 市部会に部会長1人を置き、当該市部会の委員の互選により定める。

（報告）

第11条 市協議会は、協議会全体の活動について、川崎市障害者施策審議会に報告しなければならない。

（市協議会の庶務）

第12条 市協議会の庶務は、地域包括ケア推進室において処理し、基幹相談支援センターはこれを補佐する。

(区協議会の所掌事項)

第13条 区協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個別の相談支援を通じて明らかになった地域の課題の集約及びその解決に向けた協議・取組
- (2) 個別事例への支援のあり方に関する協議・調整
- (3) 地域における関係機関の連携強化
- (4) 市協議会との調整
- (5) その他、必要と認められる事項

(区企画運営会議)

第14条 区協議会の円滑な運営を図るため、区企画運営会議を置く。

- 2 区企画運営会議は、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、区地域みまもり支援センター及び総合リハビリテーション推進センターその他開催趣旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

(区定例会)

第15条 区内の関係者と地域課題の共有及び相互の連携強化等を図るため、区定例会を置く。

- 2 区定例会は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障害者等やその家族、地域住民及び関係機関その他開催趣旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

(区相談支援事業所連絡会)

第16条 区内の相談支援事業所等の連携強化及び人材育成等を図るため、区相談支援事業所連絡会を置く。

- 2 区相談支援事業所連絡会は、基幹相談支援センター、地域相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び区地域みまもり支援センターその他開催趣旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

(区ワーキング)

第17条 区協議会は、第13条に規定する所掌事項のうち、特定の事項について課題解決に向けた協議等を行う必要があると認められるときは、区ワーキングを置くことができる。

- 2 区ワーキングは、基幹相談支援センター、地域相談支援センター及び区地域みまもり支援センターその他開催主旨に照らし、必要と認められた者で構成する。
- 3 区ワーキングの設置期間は、原則として当該年度末までとする。ただし、年度を超えて継続する必要がある場合には、継続する理由及び目標を区企画運営会議で確認した上で、継続して設置することができる。

(報告)

第18条 区協議会は、区協議会全体の活動について、市協議会に報告しなければならない。

(区協議会の庶務)

第19条 区協議会の庶務は、各区地域みまもり支援センターにおいて処理し、基幹相談支援センターはこれを補佐する。

(個人情報)

第20条 協議会において知り得た個人情報については、その取扱いを十分留意し、協議会活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会の構成員を退いた後も、また、同様とする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

本要綱は、平成18年8月1日をもって施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区	名 称
川崎区	川崎区地域自立支援協議会
幸区	幸区地域自立支援協議会
中原区	中原区地域自立支援協議会
高津区	高津区地域自立支援協議会
宮前区	宮前区地域自立支援協議会
多摩区	多摩区地域自立支援協議会
麻生区	麻生区地域自立支援協議会